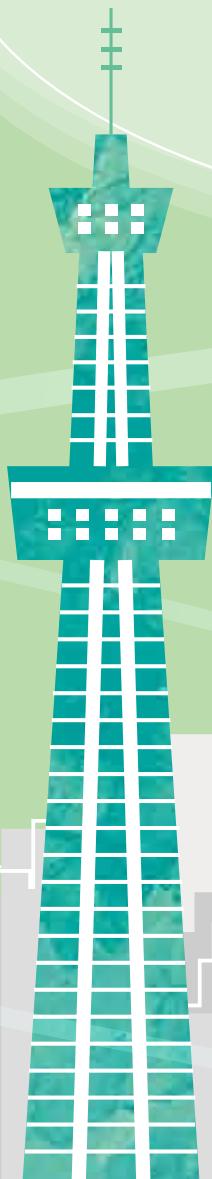


令和 6 年度版
ガイドブック都税
2024



主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん



東京都主税局

申告と納期のご案内

● 都税・特別区税・国税

月別	都 税	特別区税	国 税
4月			
5月	自動車税種別割、鉱区税	軽自動車税種別割	
6月	固定資産税・都市計画税 第1期	特別区民税 第1期	
7月			
8月	個人の事業税 第1期	特別区民税 第2期	所得税(予定納税) 第1期
9月	固定資産税・都市計画税 第2期		
10月		特別区民税 第3期	
11月	個人の事業税 第2期		所得税(予定納税) 第2期
12月	固定資産税・都市計画税 第3期		
1月	都民税配当割 (源泉徴収選択口座内配当等) 10日まで 都民税株式等譲渡所得割 償却資産の申告、住宅用地の申告 認定長期優良住宅減額の申告 31日まで	特別区民税 第4期	
2月	固定資産税・都市計画税 第4期		贈与税の申告 2月 1日～3月15日
3月	個人の事業税の申告 15日まで 事業所税(個人) 15日まで 地方消費税(個人事業者) 31日まで	特別区民税の申告 15日まで	所得税の確定申告 2月16日～3月15日 消費税の確定申告 (個人事業者) 3月31日まで
毎月	都たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税 都民税利子割 都民税配当割 宿泊税 10日まで	特別区民税 (給与所得からの特別徴収分) 6月～翌年5月 特別区たばこ税 鉱産税 入湯税	所得税(源泉徴収分) 1月～12月 酒税 国たばこ税・たばこ特別税 揮発油税・地方揮発油税 国際観光旅客税
随時 (一定の期日)	法人の事業税 自動車税環境性能割 法人の都民税 狩猟税 不動産取得税 事業所税(法人) 地方消費税(法人) 自動車税種別割(月割課税分)	特別区民税 (退職所得からの特別徴収分) (公的年金等からの特別徴収分) 軽自動車税環境性能割	法人税 相続税 登録免許税 印紙税 自動車重量税 消費税(法人) 特別法人事業税 地方法人特別税 地方法人税

(注1) 上記一覧表は、主に23区内における期限です。各市町村の市町村民税、固定資産税・都市計画税の納期等は、104ページをご覧ください。

(注2) 申告期限や納期限が土曜日、日曜日、国民の休日又はその他の休日に当たるときは、その翌日がその期限となります。

(注3) 個人の都民税所得割・均等割については、特別区民税とあわせて徴収しています。

(注4) 地方消費税の申告は、消費税(国税)の申告とあわせて行います。

(注5) 所得税又は特別区民税(住民税)の申告をされた方は、個人の事業税の申告は不要です。

(注6) 特別法人事業税の申告は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度の法人の事業税の申告とあわせて行います。

(注7) 地方法人特別税の申告は、令和元年9月30日までに開始する事業年度の法人の事業税の申告とあわせて行います。

(注8) 特別土地保有税は、平成15年度以後、新たな課税を停止しています。

(注9) 所得税のほかに復興特別所得税が課税されます(91ページ参照)。

(注10) 令和6年度から森林環境税が課税され、個人住民税均等割とあわせて徴収されています。

もくじ

私たちと税金	1
あなたの納める都税とそのゆくえ	4

都 税

暮らしと税金

個人の都民税・区市町村民税	6
* 個人住民税の給与からの特別徴収とは	7
都民税利子割	15
都民税配当割	16
都民税株式等譲渡所得割	17
地方消費税(道府県税)・消費税(国税)	17

仕事と税金

個人の事業税	19
法人の事業税	22
特別法人事業税・地方法人特別税(国税)	25
法人の都民税・市町村民税	26
事業所税	28
鉱区税	30
固定資産税(償却資産)	30
* 電子申告・電子納税等のご案内	32

不動産と税金

不動産取得税	33
* 不動産と関係のある税金	37
固定資産税(土地・家屋)	37
都市計画税	49
特別土地保有税	50

自動車と税金

自動車税環境性能割	51
* 自動車にかかる税金	51
軽自動車税環境性能割(区市町村税)	53
自動車税種別割	55
軽油引取税	59
* 不正軽油は犯罪です！	60

レジャーと税金

ゴルフ場利用税	61
狩猟税	61
都たばこ税	62
宿泊税	63

* 令和5年度東京都税制調査会報告 64

国 税

所得税	65
法人税	67
地方法人税	67
贈与税	68
相続税	70
自動車重量税	71
登録免許税	72
森林環境税	73

区市町村税のあらまし

個人住民税(区市町村民税)	74
法人住民税(市町村民税)	74
軽自動車税種別割	74
入湯税	74

納税と課税について

納税と課税について	75
-----------	----

減免について

減免について	82
--------	----

都税に関する証明等の手続について

都税に関する証明等の種類	84
納税証明を取得するには	85
評価証明等の発行・閲覧を申請するには	86
窓口以外の申請方法	87
* 社会保障・税番号(マイナンバー)制度について	90

令和6年度地方税制改正等のあらまし

令和6年度地方税制の改正(概要)	91
東日本大震災からの復興財源を確保するための税制措置	91

所管都税事務所等一覧

所管都税事務所等一覧	92
------------	----

官公庁のご案内

都税事務所・都税支所	93
都税総合事務センター・自動車税事務所・支庁(島しょ)	99
区役所・市役所・町村役場	101
税務署	102
東京法務局(本局・支局・出張所)	103

区市町村民税・固定資産税の納期等

区市町村民税・固定資産税の納期等	104
------------------	-----

税金に関するご相談は

税金に関するご相談は	105
------------	-----

(注) 本文中の、令和元年とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間に係る年分をいいます。

私たちと税金

税金とは

国や地方自治体の仕事は、私たちの日常生活に様々な関わりを持っています。

国は、外交や司法をはじめ、産業や経済など、全国的見地から行う仕事を分担しています。一方、地方自治体は私たちの地域社会に密着した教育、保健衛生、都市の整備、上下水道、警察・消防など、福祉や生活環境を中心とした仕事を分担しています。

私たちはこれらの公共の仕事に必要な経費を「税金」という形で負担しています。

つまり、「税金」とは「社会の一員として暮らしていく上での会費」のようなものといえます。

法律に基づいて納める税金

日本国憲法は、第30条に「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と規定するとともに、第84条に「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と規定しています。私たちが納める税金は、私たちが選んだ代表による議会で定める法律や条例によってのみ課されるということを保障したものです。

このことを「租税法律主義」といいます。

税金の約束ごと

税に関する法律や条例では、次の五つの大切な要素が定められています。

課 税 主 体	課税権に基づいて税金を課し、徴収する主体となるもの（国、都道府県、区市町村など）
課 税 客 体	税金がかかる対象となる物、行為又は事実等
納 税 義 務 者	納税義務があると定められた個人又は法人
課 税 標 準	課税客体を具体的に数量又は金額で表したもの
税 率	<p>税額を算出するために課税標準に対して適用される割合 一定の金額による場合と一定の率による場合があります。</p> $\boxed{\text{課税標準}} \times \boxed{\text{税 率}} = \boxed{\text{税 額}}$ <p>◆税率の種類</p> <ul style="list-style-type: none">・標準税率………地方団体が課税する場合に、通常るべき税率。財政上その他の必要がある場合には、これと異なる税率を定めることができます。・制限税率………地方団体が税率を定める場合に、それを超えることができない税率・一定税率………地方団体がそれ以外の税率を定めることができない税率・任意税率………地方団体が独自に定めることができる税率

このほか、いつ、どのようにして納めるか、また、期限までに納められないときはどうするのかというようなことも定められています。このような事柄は、国民やその地域の住民の総意に基づいた約束ごとといえるでしょう。

税金の種類

税金の分け方と種類は、次のようになっています。

税金の主な分け方	国 税	国に納める税金
	地 方 税	地方自治体に納める税金（道府県税と市町村税とに分かれる。）
	直 接 税	税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と同一人である税金（所得税、住民税など）
	間 接 税	税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と異なる税金（消費税、たばこ税など）
	普 通 税	一般的な財源に充てられる税金（住民税、固定資産税など）
	目 的 税	特定の使途のみに充てられる税金（事業所税、都市計画税など）

次ページの地方税の中で、■色の税目が都税です。この中には、市町村税のうち、23区内では都税として扱っている税目も含まれています。

これは、通常、市町村の仕事である消防や上下水道などの事務を23区内では都が行っており、その費用に充てるため特別な措置がとられているからです。そして、法人の市町村民税相当分、固定資産税及び特別土地保有税*の3税の収入額、法人事業税交付対象額並びに固定資産税減収補填特別交付金の55.1%は、23区の財源に充てるため、それぞれの区に配分しています。

* 特別土地保有税は、平成15年度以後、新たな課税を停止しています。

課税と納税のしくみ

都税を課税し、これを納めていただく方法は、次の4種類に分けられます。

個人の住民税のように、同じ税金でも複数の方法が採られているものもあります。

種 類	方 法	この方法で納める税金
申告納付	納税者が、自分で納める税額を計算し、申告して納めます。	法人の都民税・法人の事業税 ^{*1*2} 、自動車税環境性能割、軽油引取税(自己消費分など)、事業所税、都たばこ税、地方消費税 ^{*3} 、特別土地保有税 ^{*4}
特別徴収(申告納入)	税金を都に代わって徴収する義務を課せられた方(特別徴収義務者)が、納税者から販売代金などと一緒に税金を預かり、この預かった税金を申告して納めます。	個人の住民税(給与所得者など) ^{*5} 、都民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、ゴルフ場利用税、軽油引取税(元売業者・特約業者の引渡し分)、宿泊税
普通徴収	都税事務所長等が、法律や条例で定められた方法で税額を決定し、その税額や納期、納付場所などを記載した納税通知書を納税者に送り、それによって納めます。	個人の住民税(個人事業者など) ^{*5} 、個人の事業税、不動産取得税、自動車税種別割(年額課税分)、固定資産税・都市計画税、鉱区税
証紙徴収	申告書などに証紙を貼って納めるか、証紙に代えて現金で納めます。	狩猟税、自動車税種別割(月割課税(新規登録)分)

* 1 特別法人事業税の申告は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度の法人の事業税の申告とあわせて行います。

* 2 地方法人特別税の申告は、令和元年9月30日までに開始する事業年度の法人の事業税の申告とあわせて行います。

* 3 地方消費税の申告は、消費税(国税)の申告とあわせて行います。

* 4 特別土地保有税は、平成15年度以後、新たな課税を停止しています。

* 5 個人の住民税は、都民税と区市町村民税をあわせて、区市町村が賦課・徴収を行っています。

● 税金の種類

(令和6年4月1日現在)

国 税

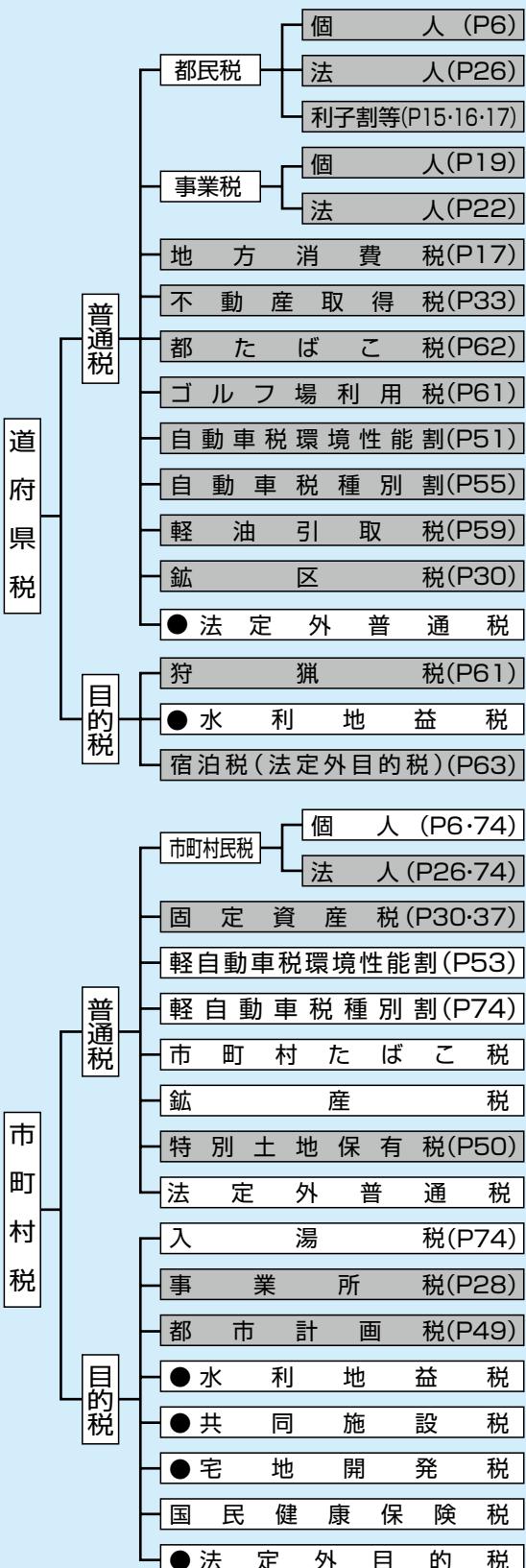


(注1) 特別法人事業税は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度に課税されます。

(注2) 地方法人特別税は、令和元年9月30日までに開始する事業年度に課税されます。

(注3) 森林環境税は、令和6年度から課税されています。

地方税



(注1) 市町村税中の■色は、23区内では都税です。

●は、都内では課税していません。

(注2) 特別土地保有税は、平成15年度以後、新たな課税を停止しています。

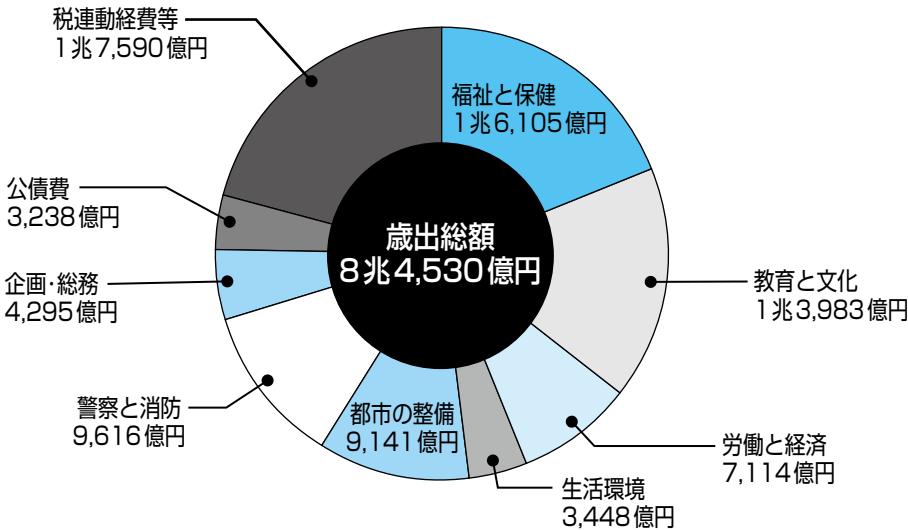
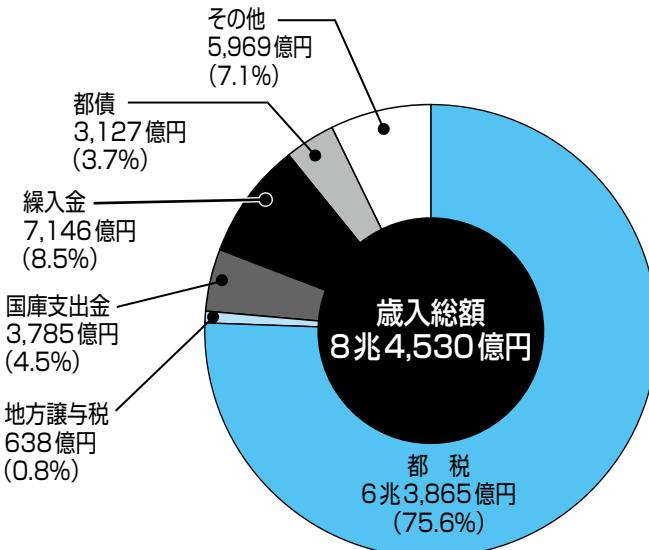
あなたの納める都税とそのゆくえ

都政を支える都税

東京都は、変化する社会情勢の中、東京・日本の輝かしい未来を切り拓くため、産業や経済、社会の構造転換に挑み、一人ひとりが輝く明るい『未来の東京』を実現するため、様々な施策を着実に実施しています。これを実現するための経費は、都民の皆様に納めていただく都税のほか、国庫支出金や都債などで賄われています。

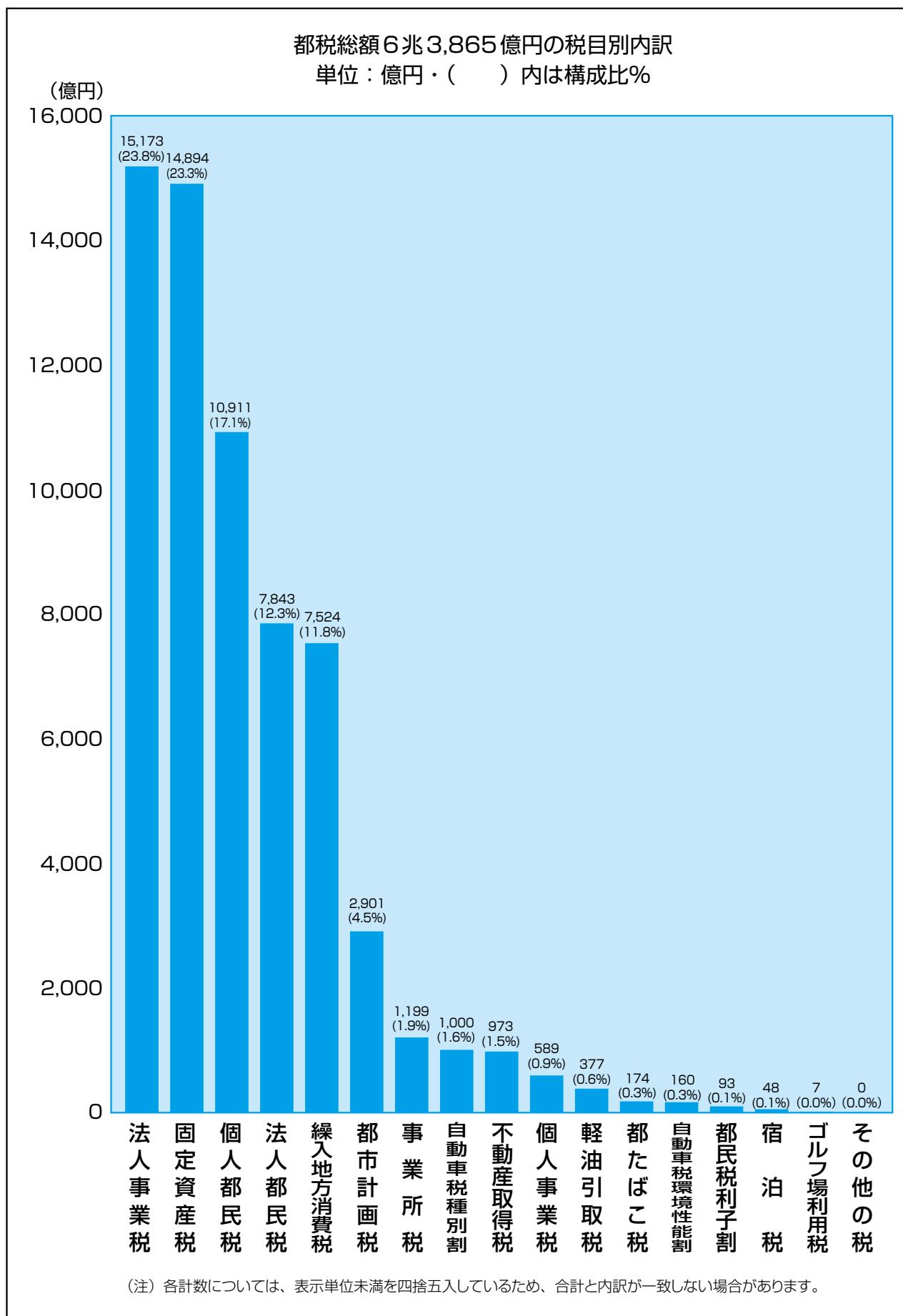
令和6年度の一般会計当初予算は8兆4,530億円で、その75.6%に当たる6兆3,865億円が、皆様の都税です。

● 令和6年度一般会計当初予算の内訳



(注) 各計数については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合があります。

● 令和 6 年度都税収入見込額（当初予算）



5 あなたの納める都税とそのゆくえ

暮らしと税金

個人の都民税・区市町村民税

個人の都民税と区市町村民税はあわせて、一般に「個人住民税」と呼ばれています。都や区市町村が行う住民に身近な行政サービスに必要な経費を、住民にその能力（担税力）に応じて広く分担してもらうものです。

個人の住民税には、前年の所得金額に応じて課税される「所得割」と、定額で課税される「均等割」があります。所得割と均等割については、1月1日現在、都内に住所がある方が課税の対象となり、区市町村が都民税と区市町村民税とをあわせて課税及び徴収します。なお、都内に事務所や家屋敷をお持ちの方で、その区市町村に住所がない場合には、均等割だけが課税されます。

そのほか、個人の都民税には、金融所得に対して課税される「利子割」、「配当割」、「株式等譲渡所得割」があります（詳細については15～17ページをご覧ください。）。

あなたの納める都税とそのゆくえ

暮らしと税金

納める方

区分	所得割	均等割
1月1日現在、都内に住所がある方	○	○
1月1日現在、都内に事務所・家屋敷をお持ちの方（借りている場合も含むが、貸している場合は除く。）で、当該区市町村内に住所がない方	×	○

○…課税対象 ×…課税対象外

納める額

$$(1) \text{ 所得割額} + (2) \text{ 均等割額} = 1 \text{ 年間の税額}$$

(1) 所得割額

$$\left\{ \begin{array}{l} \left[\text{総所得金額} + \text{山林所得金額} + \text{退職所得金額} \right] - \left[\text{所得控除}^{*1} \right] \times \text{税率}(10\%^{*2}) \\ \left[\text{分離課税となる所得金額} \right] - \left[\text{所得控除}^{*1} \right] \times \text{税率}(P8 \text{ 参照}) \end{array} \right\} - \text{税額控除}$$

* 1 所得控除は総所得金額、分離課税となる所得金額、山林所得金額、退職所得金額の順で行います。

* 2 税率

都民税	区市町村民税
4 %	6 %

(注1) 分離課税となる退職所得については、13ページを参照してください。

(注2) それぞれの所得金額は、損失の繰越控除をした後の金額です。

(注3) 所得金額については7ページ、所得控除については10ページ、税額控除については11ページをご覧ください。

(2) 均等割額* 都民税額(1,000円) + 区市町村民税額(3,000円)

* 区市町村において、個人住民税均等割とあわせて国税である森林環境税が一人年額1,000円課税されます。

詳しくは73ページをご覧ください。

納める時期と方法

- 給与所得者：6月から翌年5月までの毎月の給与から特別徴収されます（7ページ参照）。
- 公的年金等受給者（65歳以上）：年金給付額から特別徴収されます。
- 上記以外の者：区市町村から送付される納税通知書で、年4回に分けて納めます（104ページ参照）。

個人住民税の申告は

3月15日までに、前年1年間（1月1日から12月31日まで）の所得を1月1日現在の住所地の区市町村に申告します。ただし、以下の場合は申告の必要はありません。

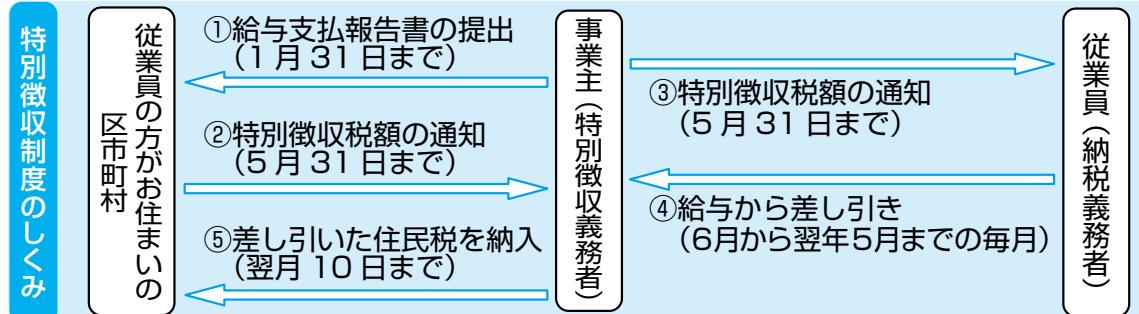
- 給与所得又は公的年金等による所得のみの方で、支払報告書が住所地の区市町村に提出されている方
- 所得税の確定申告をされた方（個人住民税の申告書も提出したとみなされます。）

<公的年金等に係る確定申告不要制度と住民税>

所得税	住民税
公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、他の所得金額が20万円以下の方については、所得税の確定申告が必要です。 ただし、所得税の還付を受けるためには確定申告が必要です。	左記の確定申告不要制度により確定申告を行わなかった方のうち、以下の方は住民税の申告が必要です。 ①公的年金等以外の所得がある方 ②医療費控除や雑損控除などを受けようとする方

個人住民税の給与からの特別徴収とは

個人住民税の給与からの特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように、事業主の方（給与支払者）が従業員の方（納税義務者）に代わり、毎月給与から個人住民税を差し引き、納入していただく制度です。法人・個人を問わず、事業主の方（給与支払者）は特別徴収義務者として、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。



(注) 従業員が常時10人未満の場合は、従業員のお住まいの区市町村に申請書を提出し承認を受けることで、年12回の納期を年2回にすることができます（納期の特例）。

○オール東京特別徴収推進宣言～住民税は給与からの特別徴収で！～

都内全62区市町村は、足並みを揃え、原則として全ての事業主に、特別徴収義務者の指定を実施しています。



個人住民税PRキャラクター
せいきりん

所得金額とは

前年1年間の収入金額から、必要経費等を差し引いた金額のことです。

所得の種類には、以下のようないことがあります。

(1) 総所得金額に含まれる所得

所得の種類	所得金額の計算方法（概要）	備考
利子所得 ^{*1}	国外の銀行等に預けた預貯金の利子など	(収入金額)
配当所得 ^{*2}	株式や出資の配当など	(収入金額) - (株式などを取得するための借入金の利子)
不動産所得	地代、家賃など	(総収入金額) - (必要経費)
事業所得	農業、商業など事業から生じる所得	(総収入金額) - (必要経費)
給与所得	サラリーマンの給料など	(収入金額) - (給与所得控除額) 給与所得控除額は8ページ参照
譲渡所得 ^{*3}	不動産及び株式等以外の資産の譲渡による所得	(総収入金額) - (取得費用) - (特別控除額) 長期の譲渡所得は $\frac{1}{2}$ が課税対象
一時所得	クイズの賞金など	(総収入金額) - (その収入を得るために支出した金額) - (特別控除額) $\frac{1}{2}$ が課税対象
雑所得	他の所得にあてはまらないもの（公的年金、その他）	公的年金等の収入金額 - (特別控除額) 公的年金等控除額は8ページ参照
	その他…(総収入金額) - (必要経費)	

* 1 利子所得は原則、都民税利子割（15ページ参照）又は都民税配当割（16ページ参照）として特別徴収されるため申告する必要はなく、総所得金額に含まれません。ただし、同族会社の判定の基礎となった株主（個人）等並びに同族会社の判定の基礎となった株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族等が受け取る社債の利子等については、総合課税として住民税について申告する必要があります、総所得金額に含まれます。

* 2 配当所得のうち、配当割が特別徴収された上場株式等（16ページ参照）の配当等については、原則として申告する必要はなく、総所得金額に含まれませんが、総合課税として申告することを選択し、総所得金額に含めることが可能です（一部所得については、総合課税は選択できません）。この場合、申告した所得に係る配当割額は税額控除の対象となります（12ページ（5）参照）。また、分離課税として申告することも可能です（8ページ参照）。

なお、非上場株式の配当、全体の3%以上の株式等（令和5年10月1日以後に支払うべき配当等については、その支払を受ける者が保有する株式等と同族会社が保有する株式等を合算）を有する大口株主が受け取る配当等については、総合課税として住民税について申告する必要があるため、総所得金額に含まれます。

* 3 不動産及び株式等の譲渡所得は分離課税です（8ページ参照）。

● 給与所得控除額の算出方法（速算表）

給与等の収入金額	給与所得控除額
162万5,000円以下	55万円
162万5,000円超180万円以下	収入金額×40% - 10万円
180万円超360万円以下	収入金額×30% + 8万円
360万円超660万円以下	収入金額×20% + 44万円
660万円超850万円以下	収入金額×10% + 110万円
850万円超	195万円

(注1) 実際には、収入金額が660万円未満の場合は、所得税法別表第五により給与所得控除後の金額を求めます。

(注2) 次に該当する場合、給与所得に対して所得金額調整控除が適用されます。

● 所得金額調整控除

	適用対象者	給与所得から控除する額
1	給与等の収入金額が850万円を超える者で次のいずれかに該当する場合 ア 本人が特別障害者に該当する イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する	(給与等の収入金額 - 850万円) × 10% ※給与等の収入金額が1,000万円超の場合は、1,000万円から850万円を控除した金額に10%を乗じる。
	2 給与所得控除後の給与等の金額(A)及び公的年金等に係る雑所得の金額(B)がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える者	(A+B) - 10万円 ※最大10万円を給与所得から控除する。

● 公的年金等控除額の算出方法（速算表）

65歳未満の方

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円未満	60万円	50万円	40万円
130万円以上 410万円未満	公的年金等の収入金額 × 25% + 27.5万円	公的年金等の収入金額 × 25% + 17.5万円	公的年金等の収入金額 × 25% + 7.5万円
410万円以上 770万円未満	公的年金等の収入金額 × 15% + 68.5万円	公的年金等の収入金額 × 15% + 58.5万円	公的年金等の収入金額 × 15% + 48.5万円
770万円以上 1,000万円未満	公的年金等の収入金額 × 5% + 145.5万円	公的年金等の収入金額 × 5% + 135.5万円	公的年金等の収入金額 × 5% + 125.5万円
1,000万円以上	195.5万円	185.5万円	175.5万円

(注1) 公的年金等とは、国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、適格退職年金、確定拠出年金等をいいます。

(注2) 年齢は、前年の12月31日現在の年齢によります。

(2) その他の所得

所得の種類		所得金額の計算方法(概要)	備考
山林所得	山林の伐採や立ち木を売ったときの所得	(総収入金額) - (必要経費) - (特別控除額)	
退職所得*	退職手当、一時恩給など	{(収入金額) - (退職所得控除額)} × $\frac{1}{2}$	詳しくは 13ページ参照
分離課税(損益通算不可)	土地・建物等の譲渡所得	(総収入金額) - (取得費+譲渡費用) - (特別控除額)	詳しくは 13・14ページ参照
株式等の譲渡所得等 ^{*3 *4}	上場株式等 ^{*5} や一般株式等を譲渡したときの所得	(総収入金額) - (取得原価+諸費用等)	税率5% (区市町村民税3%、都民税2%)
先物取引に係る雑所得等	商品先物取引及び有価証券等先物取引による所得で一定のもの	(純利益)	税率5% (区市町村民税3%、都民税2%)
上場株式等の利子所得・配当所得 ^{*3 *4}	上場株式等 ^{*5} の配当等	利子所得…(収入金額) 配当所得…(収入金額)-(株式などを取得するための借入金の利子)	税率5% (区市町村民税3%、都民税2%)

* 1 退職所得については、原則として他の所得と分離して、退職により所得の発生した年に課税する現年分離課税とされています (13ページ参照)。

* 2 損益通算とは、各種所得の金額の計算上損失が生じた場合に、一定のルールに従ってマイナスの所得とプラスの所得とを通算して所得金額を計算することをいいます。分離課税以外の所得は損益通算されます。

* 3 株式等の譲渡所得等のうち源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡所得等については都民税株式等譲渡所得割 (17ページ参照) が、上場株式等の利子所得・配当所得については配当割 (16ページ参照) が特別徴収されるため、原則として所得割の対象とならず、申告する必要はありませんが、分離課税として申告し、所得割の対象に含めることも可能です。この場合、申告した所得に係る株式等譲渡所得割額・配当割額は税額控除の対象となります (12ページ (5) 参照)。

* 4 上場株式等については、譲渡損失がある場合には、利子所得・配当所得と譲渡所得等との間で損益通算できる場合があります。

* 5 上場株式等の具体的な内容については、16ページをご覧ください。

課税されない場合(非課税)は

所得割、均等割とも非課税

- (1) 生活保護法による生活扶助を受けている方
- (2) 障害者・未成年者・寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額^{*1}が135万円以下(給与所得者の場合は、年収204万4千円未満)の方
- (3) 前年中の合計所得金額が区市町村の条例で定める額以下の方
 - (ア) 同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合
$$35\text{万円} \times (\text{本人} \cdot \text{同一生計配偶者} \cdot \text{扶養親族の合計人数}) + 31\text{万円} \text{ 以下}$$
 - (イ) 同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合………45万円 以下

(注) (2)、(3)に該当する場合でも、退職所得に係る分離課税の所得割は課税されます。
上記の計算式は、23区内の場合です。23区外にお住まいの方は、均等割額が非課税となる合計所得金額が異なる場合がありますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

所得割が非課税

前年中の総所得金額等^{*2}が、下記の額以下の方

- (ア) 同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合

$$35\text{万円} \times (\text{本人} \cdot \text{同一生計配偶者} \cdot \text{扶養親族の合計人数}) + 42\text{万円} \text{ 以下}$$

- (イ) 同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合………45万円 以下

(注) 退職所得に係る分離課税の所得割は課税されます。

* 1 損失の繰越控除を差し引く前の所得を指します。

* 2 損失の繰越控除を差し引いた後の所得を指します。

パート・アルバイト収入は

パート・アルバイトをして得た収入は給与所得となり、住民税は下表のとおり取り扱われます。下表は、23区内に居住する、扶養親族がいない方の場合です。

パート・アルバイト年収	税金がかかるかどうか		
	住民税		所得税(参考)
	所得割	均等割	
100万円以下	かからない	かからない	かからない
100万円超103万円以下	かかる	かかる	かからない
103万円超	かかる	かかる	かかる

(注) 23区外にお住まいの方へ…お住まいの市町村によって均等割額が非課税となる所得金額が異なります(年収93万円、96.5万円、100万円のいずれかが適用されます。)。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

所得控除とは

所得金額から差し引くことができるもので、住民税には次のような控除があります。これは、納める方に、扶養親族が何人いるのか、病気や災害などによる出費があったかなど、個人的な事情も考えて税負担を求めるために設けられています。

種類	令和6年度 住民税の所得控除額	(参考)令和5年分 所得税の所得控除額
雑損控除	下記の(1)か(2)のうち多い額 (1)損失額(保険金等の補填額を除く) - 総所得金額等 × 10% (2)災害関連支出の金額 - 50,000円	同左 (注) 総所得金額等により控除額に差が生じることがあります。
医療費控除	$\left(\text{令和5年中に支払った} \left(\begin{array}{l} \text{医療費(保険金等の補填} \\ \text{額を除く。} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{総所得} \\ \text{額等} \end{array} \right) \times 5\% \right)$ <p style="text-align: center;">(10万円超の場合は10万円) 控除限度額は200万円</p> <p>〈医療費控除の特例^{*1}〉</p> $\left(\text{令和5年中に支払った} \left(\begin{array}{l} \text{一定のスイッチOTC医薬品} \\ \text{の購入費(保険金等の補填} \\ \text{額を除く。} \end{array} \right) - 12,000円 \right)$ <p>控除限度額は88,000円</p>	同左 (注) 総所得金額等により控除額に差が生じることがあります(令和5年中に支払った医療費の額等で計算)。
社会保険料控除	令和5年中に支払った額	令和5年中に支払った額
小規模企業共済等掛金控除	令和5年中に支払った額	令和5年中に支払った額
生命保険料控除	(1)一般の生命保険料(平成23年以前加入) 限度額35,000円(平成24年以後加入) 限度額28,000円	(平成23年以前加入) 限度額50,000円 (平成24年以後加入) 限度額40,000円
	(2)介護医療保険料(平成24年以後加入) 限度額28,000円	(平成24年以後加入) 限度額40,000円
	(3)個人年金保険料(平成23年以前加入) 限度額35,000円(平成24年以後加入) 限度額28,000円	(平成23年以前加入) 限度額50,000円 (平成24年以後加入) 限度額40,000円
	(1)+(2)+(3) 限度額はあわせて70,000円	(1)+(2)+(3) 限度額はあわせて120,000円
地震保険料控除	地震保険料 最高25,000円 経過措置として、平成18年末までに締結した長期損害保険契約等に係る支払保険料については、従前の損害保険料控除を適用する。 最高10,000円 最高50,000円 経過措置として、平成18年末までに締結した長期損害保険契約等に係る支払保険料については、従前の損害保険料控除を適用する。 最高15,000円
	地震保険料控除と経過措置を併用する場合 最高25,000円	地震保険料控除と経過措置を併用する場合 最高50,000円
障害者控除	本人・同一生計配偶者・扶養親族(一人につき) 26万円 (特別障害者の場合 30万円) (同一生計配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者の場合 53万円) 27万円 (..... 40万円) (..... 75万円)
	寡婦控除 ^{*2}	本人が寡婦 26万円
ひとり親控除 ^{*2}	本人がひとり親 30万円 35万円
勤労学生控除 ^{*2}	本人が勤労学生 26万円 27万円
配偶者控除 ^{*2} 最高33万円 最高38万円
	70歳以上の配偶者 最高38万円 最高48万円
配偶者特別控除 ^{*2} 最高33万円 最高38万円

(次ページへ)

(前ページより)

種類	令和6年度 住民税の所得控除額	(参考)令和5年分 所得税の所得控除額
扶養控除 ^{*2}	一般の扶養親族(16歳以上19歳未満)…33万円	38万円
	特定扶養親族(19歳以上23歳未満)…45万円	63万円
	一般の扶養親族(23歳以上70歳未満)…33万円	38万円
	老人扶養親族(70歳以上)…38万円	48万円
	老人扶養親族のうち同居老親等(70歳以上)…45万円	58万円
基礎控除 ^{*2}	最高43万円	最高48万円

*1 医療費控除の特例を受ける場合には、通常の医療費控除の適用を受けることができません。

*2 寡婦控除から基礎控除までは、所得要件があります。

税額控除とは

税額を算出した後にその税額から差し引く額のことで、住民税には次のような控除があります。

(1) 配当控除

総合課税となる一定の配当所得がある場合、その金額に一定の率を乗じた金額が控除されます。

(2) 外国税額控除

外国において生じた所得で、その国の所得税や住民税に相当する税金を課税された場合、一定の方法により計算された金額が控除されます。

(3) 寄附金税額控除

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附金を支払った場合、個人住民税から控除することができます。

寄附金の種類	寄附金税額控除額
①地方自治体への寄附金（「ふるさと納税」） ^{*1*2}	基本控除額（10%）+ 特例控除額
②東京都共同募金会・日本赤十字社(東京都支部)への寄附金	基本控除額（10%）
③都道府県が条例で指定した寄附金 ^{*3}	基本控除額（都民税分4%）
④区市町村が条例で指定した寄附金 ^{*4}	基本控除額（区市町村民税分6%）
⑤都道府県及び区市町村が条例で指定した寄附金 ^{*3 *4}	基本控除額（都民税分4% + 区市町村民税分6%）

*1 令和元年度税制改正により、総務大臣が基準に適合する地方自治体を「ふるさと納税」（特例控除）の対象として指定する制度が創設され、令和元年6月1日以後の寄附金から適用されます（この指定は地方自治体の申出により行います。）。

*2 令和元年6月1日以後に支出された東京都に対する寄附金は、「ふるさと納税」（特例控除）の対象外となります。なお、当該寄附金は、引き続き基本控除の対象となります。また、他の地方自治体については、各自治体にお問い合わせください。

*3 東京都では、所得税の控除対象寄附金のうち、都内に主たる事務所又は事業所を有する公益法人・学校法人・社会福祉法人・認定NPO法人等への寄附金を指定しています。

*4 区市町村が条例で指定する寄附金については、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

【計算方法】

1. 基本控除額（対象となる寄附金全てに適用）

都民税分：(A又はBのうちいずれか低い方の金額 - 2,000円) × 4%

区市町村民税分：(A又はBのうちいずれか低い方の金額 - 2,000円) × 6%

A：対象となる寄附金の合計額

B：総所得金額等の30%

2. 特例控除額（「ふるさと納税」のみに適用）

「ふるさと納税」については、上記1の基本控除額に次の金額が加算されます。ただし、個人住民税所得割額（調整控除額控除後の額）の20%を限度とします。

都民税分：（「ふるさと納税」の合計額 - 2,000円）× (90% - 所得税の税率^{*} × 1.021) × 5分の2

区市町村民税分：（「ふるさと納税」の合計額 - 2,000円）× (90% - 所得税の税率^{*} × 1.021) × 5分の3

* 所得税の税率は、65ページで適用される税率

【申告方法】

寄附金税額控除を受けるためには、所得税の確定申告書第二表「住民税・事業税に関する事項」欄に必要事項を記載し、領収書・受領証等を添付し、税務署へ申告をする必要があります(所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。)。

なお、平成27年4月から、確定申告が不要な給与所得者等が「ふるさと納税」を行う際に、寄附先の地方自治体に控除申請の代行を要請することで確定申告を行わず控除を受けることができる制度が導入されています(「ふるさと納税ワンストップ特例制度」*)。

ただし、ワンストップ特例を申請した方でも、5団体を超える地方自治体に対して寄附を行った場合や、その他の控除を受けるために申告をした場合には、この制度は適用されませんので、寄附金税額控除を受けるための申告を行うことが必要です。

* 令和元年6月1日以後に支出された東京都に対する寄附金は、「ふるさと納税」(特例控除)の対象外となるため、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の対象とはなりません。その他の地方自治体については各自治体へお問い合わせください。

個人住民税の寄附金税額控除の詳細については、東京都主税局ホームページをご覧ください。

(4) 調整控除

平成19年度の税源移譲に伴い生じる所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、次の算式により求めた金額が所得割額から減額されます。

① 個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の場合

次の(ア)又は(イ)のいずれか少ない金額の5% (都民税2%、区市町村民税3%) を控除

(ア) 人的控除額の差^{*}の合計額

* 人的控除額の差とは、障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・基礎控除の所得税と住民税における控除額の差のことをいいます。

(イ) 個人住民税の合計課税所得金額

② 個人住民税の合計課税所得金額が200万円超2,500万円以下の場合

② 人的控除額の合計額 - $\left(\frac{\text{個人住民税の合計額}}{\text{合計課税所得金額}} - 200\text{万円} \right) \times 5\%$ (都民税2%、区市町村民税3%) を控除

* ただし、2,500円未満の場合は2,500円(都民税1,000円、区市町村民税1,500円)

(5) 配当割額・株式等譲渡所得割額の控除

都民税配当割(16ページ参照)、株式等譲渡所得割(17ページ参照)が特別徴収された所得を申告した場合には、所得割として課税され、特別徴収されている配当割額・株式等譲渡所得割額が所得割額から控除されます。控除しきれない場合は、均等割に充当、又は還付されます。

個人住民税の住宅ローン特別控除

平成21年から令和7年12月末までに入居された方で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除がある場合、翌年度の住民税(所得割)から控除されます。

対象者 平成21年から令和7年12月末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方

控除額 次のいずれか小さい額

- ①前年の所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった金額
- ②前年の所得税の課税総所得金額等 $\times 5\%$ (最高9.75万円)*

* 平成26年4月1日から令和3年12月31日(一定の要件を満たした場合には、令和4年12月31日)までに入居した場合等は、前年の所得税の課税総所得金額等の額に7%を乗じて得た金額(最高13.65万円)

(注) なお、この控除の適用を受けるためには、確定申告や年末調整により所得税の住宅ローン控除を受ける必要がありますが、個別に区市町村への申告は不要です。

退職金にかかる税

退職金などの退職所得については、他の所得と分離して課税されます。通常、退職金の支払を受けるときに、所得税・復興特別所得税とともに住民税が特別徴収されます。

(1) 税額

$$(退職手当等の金額 - 退職所得控除額) \times \frac{1}{2} \times \text{所得割の税率}$$

*1 *2
 $\frac{1}{2}$
(都民税 4%)
(区市町村民税 6%)

(2) 退職所得控除額

勤続年数 ^{*3}	控除額
20年以下	40万円 × 勤続年数 (80万円に満たない場合は 80万円)
20年超	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

* 1 勤続年数が5年以下の役員等の退職金については、適用がありません。

* 2 令和4年1月1日以後、勤続年数5年以下の役員等以外の退職金については、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について適用がありません。

* 3 勤続年数に1年未満の端数があるときは、たとえ1日でも1年として計算します。

[計算例]

都内23区内に住む勤続年数30年の給与所得者が令和6年中に退職して、退職金額1,600万円を支給された場合

○控除額 = 800万円 + 70万円 × (30年 - 20年) = 1,500万円

○退職所得控除額を控除した後の退職金の額 = 1,600万円 - 1,500万円 = 100万円

○税額 = 都民税 100万円 × $\frac{1}{2}$ × 4% = 20,000円 (100円未満切捨て)
区民税 100万円 × $\frac{1}{2}$ × 6% = 30,000円 (100円未満切捨て) } 計 50,000円

■ 年の途中で退職したとき

退職したことにより特別徴収ができなくなった残りの住民税は、区市町村から送られてくる納税通知書により納めます。ただし、以下の場合には特別徴収となります。

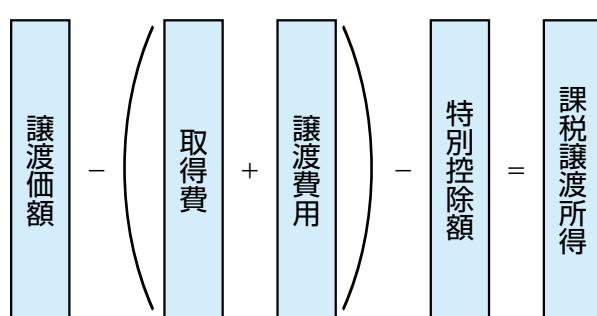
- (1) 新しい会社に就職し、引き続き特別徴収を申し出た場合
- (2) 6月1日から12月31までの間に退職した方で、残りの税額を退職金等からまとめて特別徴収されることを申し出た場合
- (3) 翌年1月1日から4月30までの間に退職した方で、5月31までの間に支払われる予定の退職手当等が残りの税額を超える場合(ただし、(1)に該当する場合を除きます。)

土地・建物等の譲渡所得とは

譲渡所得は、不動産、機械装置などの資産を売却したときなどの所得で、その他の所得と合算して税額を計算するのが原則です。しかし、土地等(土地及び土地の上に存する権利をいいます。)や建物などの譲渡所得は、他の所得と分離して計算することになっています。これは、国で課税する所得税も同様です。

譲渡した年の1月1日現在で、5年を超えて所有していた土地、建物などであれば長期譲渡所得、5年以下であれば短期譲渡所得となり、税額の算出方法などが異なります。

(1) 課税譲渡所得金額の算出方法



● 取得費

売却した資産を取得したときの購入代金や購入手数料などです。実際の取得費が譲渡価額の5%未満のときは、譲渡価額の5%とすることができます。

● 譲渡費用

売却するために直接支出した仲介手数料、印紙代、借家人に対して支払った立退料、建物を取り壊して土地を売却したときの取壊し費用などです。

● 特別控除額

14ページの表のいずれかに該当する金額です。ただし、重複して適用する場合でも、控除額は5,000万円が限度です。

○特別控除額

内 容	控除額
①収用対象事業のために土地や建物を譲渡した場合	5,000万円
②自己の居住の用に供している家屋及びその敷地である土地等を譲渡した場合	3,000万円
③被相続人の居住の用に供していた家屋及びその敷地である土地等を譲渡した場合	3,000万円
④都市再生機構などが行う特定土地区画整理事業などのために土地等を譲渡した場合	2,000万円
⑤特定住宅地造成事業などのために土地等を譲渡した場合	1,500万円
⑥農地保有の合理化などのために農地等を譲渡した場合	800万円
⑦低未利用土地等を譲渡した場合	100万円

(注1) ①から⑥までは、長期・短期どちらの譲渡所得からも、⑦は、長期の譲渡所得のみから、控除することができます。なお、特別控除額は、その年の譲渡益の全体を通じて、合計5,000万円が限度となります。

(注2) ②及び③に該当する譲渡があった場合の特別控除額は、それらの譲渡に係る譲渡所得の金額に対して3,000万円が限度となります。

(注3) ③は、平成28年4月1日から令和9年12月31日までの間に譲渡した場合に適用されます。

(注4) ③は、令和6年1月1日以後に行う譲渡で、対象物件を取得した相続人が3人以上である場合、特別控除額の上限が2,000万円となります。

(注5) ⑦は、令和2年7月1日から令和7年12月31日までの間に譲渡した場合に適用されます。

○平成21年及び平成22年中に取得した土地等の長期譲渡所得の1,000万円の特別控除制度

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した土地等で、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合には、その年中の当該譲渡に係る長期譲渡所得の金額から1,000万円（その譲渡所得の金額が1,000万円に満たない場合は、その譲渡所得）の金額が控除されます。

(2) 長期譲渡所得の税額の算出方法

(ア) 一般の長期譲渡所得

課税長期譲渡所得金額 × 5% (所得税・復興特別所得税 15.315%)

(イ) 優良住宅地の造成等に係る長期譲渡所得

(前記の100万円～5,000万円の特別控除を適用した場合は、下記(a)(b)の適用を受けることができません。)

(a) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の場合

課税長期譲渡所得金額 × 4% (所得税・復興特別所得税 10.21%)

(b) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合

80万円 (所得税・復興特別所得税 204.2万円) + (課税長期譲渡所得金額 - 2,000万円) × 5% (所得税・復興特別所得税 15.315%)

○居住用財産の譲渡に係る長期譲渡所得の軽減税率の特例

譲渡した年の1月1日現在で、10年を超えて所有する自己の居住用家屋やその敷地、災害により滅失した居住用家屋の敷地を譲渡した場合の長期譲渡所得は、その年の前年又は前々年においてこの特例の適用を受けている場合を除き、3,000万円の特別控除後の課税長期譲渡所得に対し、次の税率で課税されます。

課税長期譲渡所得	税 率
6,000万円以下の部分	4% (所得税・復興特別所得税 10.21%)
6,000万円超の部分	5% (所得税・復興特別所得税 15.315%)

(注1) 親族等に対する譲渡の場合は適用対象外となります。

(注2) 軽減税率の特例は、特定の居住用財産の買換えの特例とあわせて受けすることはできません。

(3) 短期譲渡所得の税額の算出方法

(ア) 一般の短期譲渡所得

課税短期譲渡所得金額 × 9% (所得税・復興特別所得税 30.63%)

(イ) 国又は地方公共団体等に対する譲渡に係る短期譲渡所得

課税短期譲渡所得金額 × 5% (所得税・復興特別所得税 15.315%)

令和6年度の住民税の計算方法は

[設例]

- 本人の職業 会社員
○家族構成 本人、配偶者、子供2人（子供は、20歳と17歳、配偶者と子供には所得なし）
○住所 23区内
○令和5年の給与収入 5,000,000円
○社会保険料の支払額 500,000円
○生命保険料の支払額 (平成24年1月1日以後加入) 75,000円
○個人年金保険料の支払額 (平成24年1月1日以後加入) 75,000円
○地震保険料の支払額 20,000円
○地方自治体へ支払った寄附金（ワンストップ特例制度適用申請なし） 30,000円
○東京都及び区市町村が条例で指定した学校法人に対して支払った寄附金 20,000円

		内 容	事例の場合	説 明
所得割	所得金額	収 入 金 額（ア） 給 与 所 得 控 除 額（イ） 所 得 金 額（ウ）	5,000,000円 1,440,000円 3,560,000円	(イ) 8ページ参照 (ア)-(イ)
	所得控除	社会保険料控除（工） 生命保険料控除（オ） 地震保険料控除（カ） 配偶者控除（キ） 扶養控除（ク） 基礎控除（ケ）	500,000円 56,000円 10,000円 330,000円 780,000円 430,000円	(工) 令和5年中の支払額 (オ) 一般の生命保険料控除28,000円+個人年金保険料控除28,000円(10ページ参照) (カ) 地震保険料20,000円×1/2 (キ) 10ページ参照 (ク) 450,000円(20歳)+330,000円(17歳) (ケ) 11ページ参照
		控除額計（コ）	2,106,000円	(エ)～(ケ) の合計額
		課 稅 総 所 得 金 額（サ）	1,454,000円	(ウ)-(コ) (1,000円未満切捨て)
	所得割額	都 区 民 民 税（シ） 税額控除	58,160円 87,240円	(サ)×4% (サ)×6%
		調整控除（都民税）（セ） 調整控除（区民税）（ソ） 寄附金控除（都民税）（タ） 寄附金控除（区民税）（チ）	6,600円 9,900円 11,429円 17,143円	(セ)(ソ) 12ページ参照 (タ)(チ) 11ページ参照
	均等割	都 区 民 民 税（ツ） 税額控除	1,000円 3,000円	(ツ)(テ) 6ページ参照
	合計税額	都 区 民 民 税（ト） 税額控除	41,100円 63,100円 計（二）	(シ)-(セ)-(タ)+(ツ) (100円未満切捨て) (ス)-(ソ)-(チ)+(テ) (100円未満切捨て) (ト)+(ナ)

*令和6年度分の個人住民税にあっては、納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円を乗じた金額が所得割から減税されます（定額減税）。

*区市町村において、個人住民税均等割とあわせて国税である森林環境税が一人年額1,000円課税されます。詳しくは73ページをご覧ください。

都民税利子割

金融機関などから支払を受ける預貯金の利子等に対しては、他の所得と分離し、国税である所得税・復興特別所得税とともに、都民税として利子割が課税されます。

納める方

金融機関などを通じて利子等の支払を受ける個人*

* 平成28年1月1日以後、法人に対して支払われた利子等については、利子割課税の対象外となりました。

納める額

利子等の額 × 5%

(注) このほかに、所得税及び復興特別所得税(15.315%)が課されます。

納める時期と方法

金融機関などが、利子等の支払の際に特別徴収し、1か月分をまとめて翌月10日までに納めます。

東京都では、特別徴収した税額の申告納入などについて、中央都税事務所（都民税利子割班）が一括して取り扱っています。

● 課税対象

○特定公社債（国債、地方債、上場公社債、公募公社債など）以外の公社債の利子*

○銀行や信用金庫などの預金利子

○勤務先預金等の利子 など

*同族会社の判定の基礎となった株主（個人）等並びに同族会社の判定の基礎となった株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族等が受け取る社債の利子等については、総合課税の対象となるため、除かれます（7ページ参照）。

(注) 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債の利子などについては利子割の課税対象から除外され、配当割の課税対象となりました。

都民税配当割

上場株式等の配当等及び割引債の償還差益に対しては、他の所得と分離し、国税である所得税・復興特別所得税とともに、都民税として配当割が課税されます。なお、少額投資非課税制度（NISA）における非課税口座内の少額上場株式等の配当等は非課税となります（17ページ参照）。

納める方

上場株式等の配当等及び割引債の償還差益の支払を受けるべき日現在、都内に住所を有する個人

納める額

上場株式等の配当等及び割引債の償還差益の額 \times 5%

（注）このほかに、所得税及び復興特別所得税（15.315%）が課されます。

納める時期と方法

上場株式等の配当等及び割引債の償還差益の支払をする上場会社などが、その支払の際に特別徴収し、1か月分をまとめて翌月10日までに納めます。

東京都では、特別徴収した税額の申告納入などについて、中央都税事務所（都民税利子割班）が一括して取り扱っています。

暮らしと税金

課税対象

- 上場株式等*の配当等
- 特定口座外の割引債の償還差益（発行時に課税されたものを除く。）

*上場株式等とは

上場されている株式等*、投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたもの、特定公社債（国債、地方債、上場公社債、公募公社債など）など

*全体の3%以上の株式等（令和5年10月1日以後に支払を受けるべき配当等については、その支払を受ける者が保有する株式等と同族会社が保有する株式等を合算）を有する大口株主が受け取る配当等は総合課税（7ページ参照）の対象となるため、配当割の対象にはなりません。

（注）平成28年1月1日以後、特定公社債などが上場株式等に含まれることとなりました。

源泉徴収選択口座に上場株式等の配当等を受け入れた場合の特例

源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等（以下「源泉徴収選択口座内配当等」といいます。）については、当該源泉徴収選択口座外の上場株式等の配当等と区分して計算します。

<源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割の特例の概要>

納める方 源泉徴収選択口座を通じて上場株式等の配当等の交付を受けるべき日の属する年の1月1日現在、都内に住所を有する個人

納める額 源泉徴収選択口座内の上場株式等の配当等の額* \times 5%

* 源泉徴収選択口座内の上場株式等の配当等から当該源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡損失（17ページ参照）を控除した額となります。

（注）このほかに、所得税及び復興特別所得税（15.315%）が課されます。

納める時期 配当等の支払の取扱いをする証券会社等が、その配当等を交付する際に特別徴収し、1年間分をまとめて翌年1月10日までに納めます。

課税対象 都民税配当割の課税対象のうち、源泉徴収選択口座を通じて交付を受ける配当等*

* 平成28年1月1日以後、特定公社債などを源泉徴収選択口座に受け入れることが可能となり、特定公社債の利子なども対象となりました。

都民税株式等譲渡所得割

源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡による所得等（年間の売買損益を通算した後の利益）に対しては、国税である所得税・復興特別所得税とともに、都民税として株式等譲渡所得割が課税されます。

なお、少額投資非課税制度（NISA）における非課税口座内の少額上場株式等の譲渡による所得等は非課税となります。

納める方

源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡による所得等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在、都内に住所を有する個人

納める額

源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡による所得等の額 × 5%

(注) このほかに、所得税及び復興特別所得税(15.315%)が課されます。

納める時期と方法

源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡による所得等の支払をする証券会社等が、その支払の際に特別徴収し、翌年の1月10日までに納めます。東京都では、特別徴収した税額の申告納入などについて、中央都税事務所（都民税利子割班）が一括して取り扱っています。

● 課税対象

源泉徴収選択口座内の上場株式等（16ページ参照）の譲渡による所得等*

* 平成28年1月1日以後、特定公社債などを源泉徴収選択口座に受け入れることが可能となり、特定公社債などの譲渡益等（割引債の償還により発生した利益を含む。）も課税対象となりました。

○ 上場株式等の譲渡損失と配当等の損益通算

源泉徴収選択口座内に上場株式等の譲渡損失がある場合は、当該源泉徴収選択口座内の上場株式等の配当等と損益通算されます（16ページ参照）。

なお、当該源泉徴収選択口座外の上場株式等との損益通算や譲渡損失の繰越控除の適用を受ける場合には、別途所得税の確定申告や住民税の申告を行う必要があります（6、8ページ参照）。

(注) 平成28年1月1日以後、特定公社債などの譲渡損失や利子等も損益通算等の対象となりました。

● 少額投資非課税制度（NISA）

非課税口座内における少額上場株式等の配当等及び譲渡益については、都民税についても非課税となります。

なお、少額上場株式等には上場されている株式等や公募等株式投資信託などが含まれ、特定公社債や公社債投資信託などは含まれません。

※詳しい内容は、金融庁ホームページ（<https://www.fsa.go.jp>）をご覧ください。

● 地方消費税（道府県税）・消費税（国税）

商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して課税される税金で、消費税が課税される取引にはあわせて地方消費税も課税されます。

原則として事業者が納める税金ですが、商品などの価格に含まれて転嫁され、最終的には消費者の負担となります。

納める方

（1）国内取引

資産の譲渡・貸付け及び役務の提供を事業として行う個人事業者と法人

(2) 輸入取引

外国貨物を保税地域から引き取る者

納税事務の負担軽減措置等

事業者の納税事務の負担等を軽減するために、次のような措置が講じられています。

- ▶ 事業者免税点制度……基準期間（個人事業者の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度）の課税売上高（税抜き）が1,000万円以下の事業者（適格請求書発行事業者を除く。）は、その課税期間について、消費税を納める義務が免除されています。

(注) 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合は、事業者免税点制度が適用されず、課税事業者となります（特定期間とは、個人事業者は前年1月1日から6月30日までの期間、法人は原則として前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。）。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

- ▶ 簡易課税制度………基準期間の課税売上高（税抜き）が5,000万円以下の事業者は、事前の届出により、課税売上高から納付する消費税額を計算する簡易課税制度が選択できます。

(注) 事業者が事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に高額特定資産の仕入れ等を行った場合には、事業者免税点制度が一定期間適用されず、課税事業者となります。同様に、簡易課税制度も適用されません（高額特定資産とは一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額（税抜き）が1,000万円以上の棚卸資産等をいいます。）。

納める額

- ▶ 消費税率10%（国分：7.8%、地方分：2.2%）の場合の計算方法

（軽減税率8%（国分：6.24%、地方分：1.76%））

（注）軽減税率の対象となるのは、酒類・外食等を除く飲食料品や定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞です。

(1) 国内取引

① 消費税額（国税）

一般課税：課税売上高（税抜き）× 税率7.8% (6.24%) - 課税仕入高（税込み）× 7.8/110 (6.24/108)

簡易課税：課税売上高（税抜き）× 税率7.8% (6.24%) -
(課税売上高（税抜き）× 税率7.8% (6.24%) × みなし仕入率*)

事業区分	第1種事業 (卸売業)	第2種事業 (小売業等)	第3種事業 (製造業等)	第4種事業 (その他の事業)	第5種事業 (サービス業等)	第6種事業 (不動産業)
みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%	40%

② 地方消費税額（道府県税）：消費税額 × 税率22/78

(2) 輸入取引

① 消費税額（国税）：(関税課税価格+関税等) × 税率7.8% (6.24%)

② 地方消費税額（道府県税）：消費税額 × 税率22/78

納める時期と方法

(1) 国内取引

- ▶ 個人事業者……原則として、1月1日から12月31日までの期間分として翌年の3月末日までに税務署に申告して納めます。

- ▶ 法人……原則として、事業年度終了の日の翌日から2か月以内に税務署に申告して納めます。

(注1) 直前の課税期間における消費税の年税額が一定額を超える事業者及び任意の中間申告制度を適用した事業者は、中間申告と納付が必要です。

(注2) 法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人は、所定の届出書を提出することにより、申告期限を1月延長する特例の適用を受けることができます。

(2) 輸入取引

原則として、外国貨物を保税地域から引き取るときまでに所轄の税関に申告して納めます。

■令和5年10月1日からインボイス制度が開始されています。

インボイス発行事業者になるには登録申請が必要です。また、インボイスの発行事業者は消費税の申告が必要となります。詳しくは、インボイスセンター 0120-205-553（無料）9:00～17:00（土日祝除く）へお問い合わせください。

■地方消費税（道府県税）は、消費税（国税）とあわせて税務署又は税関に申告・納付します。

詳しくは、税務署（102ページ参照）へお問い合わせください。

仕事と税金

個人の事業税

個人の方が営む事業のうち、地方税法等で定められた事業（法定業種）に対してかかる税金です。現在、法定業種は70の業種があり、ほとんどの事業が該当します。

(注) 事業用資産（機械や備品など）をお持ちの方は、30ページの固定資産税（償却資産）もご覧ください。

納める方

都内に事務所や事業所を設けて、法定業種の事業を行っている個人の方

(注) 事務所等を設けないで事業を行っている場合には、その事業を行う方の住所又は居所のうち、その事業と最も関係の深いものをもって、事務所又は事業所とみなされます。

納める額

税額の計算方法は、20ページの「納める額」をご覧ください。

納める時期と方法

原則として8月、11月の年2回。8月に都税事務所・支庁から送付する納税通知書により各納期に納めます。

このほか、所得税の修正申告をした場合、更正・決定が行われた場合、事業を廃止した場合等の特別な場合には、上記とは別に、納税通知書に記載する納期限までに納めます。

納付方法について、詳しくは75～78ページをご覧ください。

● 23区内の個人の事業税に係る都税事務所の所管区域一覧

都税事務所	所管区域	都税事務所	所管区域
千代田都税事務所	千代田区、文京区	品川都税事務所	品川区、大田区
中央都税事務所	中央区、江東区、江戸川区	渋谷都税事務所	渋谷区、目黒区、世田谷区
港都税事務所	港区	豊島都税事務所	豊島区、板橋区、練馬区
新宿都税事務所	新宿区、中野区、杉並区	荒川都税事務所	荒川区、北区、足立区
台東都税事務所	台東区、墨田区、葛飾区		

(注1) 八王子都税事務所・立川都税事務所の所管区域については、92ページをご覧ください。

(注2) 主たる事務所等が所在する区の都税事務所の窓口でも申告書・申請書等の受付を行っています。



● 個人の事業税の法定業種と税率

区分	税率	事業の種類			
第1種事業 (37業種)	5%	物 品 販 売 業	運 送 取 扱 業	料 理 店 業	遊 覧 所 業
		保 喫 業	船 舶 定 係 場 業	飲 食 店 業	商 品 取 引 業
		金 錢 貸 付 業	倉 庫 業	周 旋 業	不 動 産 売 買 業
		物 品 貸 付 業	駐 車 場 業	代 理 業	広 告 業
		不 動 産 貸 付 業	請 負 業	仲 立 業	興 信 所 業
		製 造 業	印 刷 業	問 屋 業	案 内 業
		電 気 供 給 業	出 版 業	両 替 業	冠 婚 葬 祭 業
		土 石 採 取 業	写 真 業	公 衆 浴 場 業 (むし風呂等)	—
		電 気 通 信 事 業	席 貸 業	演 劇 興 行 業	—
		運 送 業	旅 館 業	遊 技 場 業	—
第2種事業 (3業種)	4%	畜 产 業	水 产 業	薪 炭 製 造 業	—
第3種事業 (30業種)	5%	医 業	公 証 人 業	設 計 監 督 者 業	公 衆 浴 場 業 (錢 湯)
		歯 科 医 業	弁 理 士 業	不 動 産 鑑 定 業	歯 科 衛 生 士 業
		薬 劑 師 業	税 理 士 業	デ ザ イ ン 業	歯 科 技 工 士 業
		獣 医 業	公 認 会 計 士 業	諸 芸 師 匠 業	測 量 士 業
		弁 護 士 業	計 理 士 業	理 容 業	土 地 家 屋 調 査 士 業
		司 法 書 士 業	社 会 保 険 勞 務 士 業	美 容 業	海 事 代 理 士 業
		行 政 書 士 業	コンサルタント業	クリ ー ニ ン グ 業	印 刷 製 版 業
	3%	あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復 その他の医業に類する事業		装 蹄 師 業	—

● 納める額

税額は、税務署等に提出した確定申告書等の所得金額を基に計算します。

$$\left(\begin{array}{c} \text{事業所得} \\ \text{又は(及び)} \\ \text{不動産所得} \\ (1) \end{array} + \begin{array}{c} \text{所得税の} \\ \text{事業専従者} \\ \text{給与(控除)額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{個人の事業税} \\ \text{の事業専従者} \\ \text{給与(控除)額} \\ (2) \end{array} + \begin{array}{c} \text{青色申告} \\ \text{特別控除額} \\ (3) \end{array} - \begin{array}{c} \text{各種控除額} \\ (4) \end{array} \right) \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

(1) 事業所得又は(及び)不動産所得

前年の1月1日から12月31日までの1年間の事業から生じた事業所得又は(及び)不動産所得で、事業の総収入金額から必要経費、青色申告特別控除額等を控除して計算します。所得税の確定申告書第1表及び青色申告決算書、収支内訳書の所得金額欄の金額が当該所得です(ただし、雑所得が課税の対象となる場合もあります)。

(2) 個人の事業税の事業専従者給与(控除)額

事業主と生計を一にする親族の方が専らその事業に従事するときは、一定額を必要経費として控除できます。

- ・青色申告の場合……………その給与支払額(所得税の事業専従者給与額)
- ・白色申告の場合……………配偶者の場合は86万円、その他の場合は1人50万円が限度

(3) 青色申告特別控除額

個人の事業税には青色申告特別控除の適用はありませんので、所得金額に加算します。

(4) 各種控除額

① 繰越控除

次の控除を受けるには、原則として、所得税、住民税、事業税のいずれかの申告を一定の期限内に毎年行っていることが必要です。

(ア) 損失の繰越控除

青色申告者で、事業の所得が赤字(損失)となったときは、翌年以降3年間、繰越控除ができます。

(イ) 被災事業用資産の損失の繰越控除

白色申告者で、震災、風水害、火災などによって生じた事業用資産の損失の金額があるときは、翌年以降3年間、繰越控除ができます。

(ウ) 謾渡損失の控除と繰越控除

直接事業の用に供する資産（機械、装置、車両等。ただし、土地、家屋等を除く。）を譚渡したために生じた損失額については、事業の所得の計算上、控除することができます。青色申告をした方は、翌年以降3年間、繰越控除ができます。

② 事業主控除

控除額は、年間290万円（営業期間が1年未満の場合は月割額）です。

(単位：円)

事業を行った月数	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月
事業主控除額	242,000	484,000	725,000	967,000	1,209,000	1,450,000	1,692,000	1,934,000	2,175,000	2,417,000	2,659,000	2,900,000

● 不動産貸付業と駐車場業の認定基準

貸付不動産の規模、賃貸料収入及び管理等の状況などを総合的に勘案して、不動産貸付業・駐車場業の認定を行い、課税します。

なお、共有物件は持分にかかわりなく共有物件全体の貸付状況により認定し、税額は持分に応じて計算します。また、信託物件も貸付件数等に含みます。

《不動産貸付業・駐車場業の認定基準》

種類・用途等			貸付用不動産の規模等（空室などを含む。）
不動産貸付業	*1 建物	住 宅	①一戸建 棟数が10以上
		②一戸建以外 室数が10以上	
		③独立家屋 棟数が5以上	
		④独立家屋以外 室数が10以上	
	*2 土地	⑤住宅用 契約件数が10以上又は貸付総面積が2,000m ² 以上	
		⑥住宅用以外 契約件数が10以上	
	⑦上記①～⑥の貸付用不動産を複数種保有している場合		①～⑥の総合計が10以上又は①～⑥いずれかの基準を満たす場合
	⑧上記①～⑦の基準未満であっても規模等からみて、不動産貸付業と認定される場合		貸付用建物の総床面積が600m ² 以上であり、かつ、当該貸付用建物の賃貸料収入金額が年1,000万円以上の場合（権利金、名義書換料、更新料、礼金、共益費、管理費等は除きます。）
			競技、遊技、娯楽、集会等のために基本的設備を施した不動産（劇場、映画館、ゴルフ練習場など）
			一定規模の旅館、ホテル、病院など特定業務の用途に供される建物
駐車場業	寄託を受けて保管行為を行う駐車場		駐車可能台数が1台以上（駐車可能台数は問いません。）
	建築物・機械式等である駐車場		
	上記以外の駐車場*3		駐車可能台数が10台以上

* 1 独立的に区画された2以上の室を有する建物は、一棟貸しの場合でも室数により認定します。

* 2 土地の貸付件数は、一つの契約において2画地以上の土地を貸し付けている場合、それぞれを1件と認定します。

* 3 土地を駐車場用地として一括して貸し付け、貸し付けた相手方が駐車せず、第三者に駐車させている場合、住宅用以外の土地の貸付けと認定します。

● 個人の事業税の減免は

納期限までに申請することにより減免になる場合があります。詳しくは、82ページをご覧ください。

東京都では、低炭素型都市の実現に向けて、自主的な省エネ努力を促すため、独自に中小企業者向け省エネ促進税制（事業税の減免）を行っています。詳しくは、24ページをご覧ください。

● 個人の事業税の申告は

次の方は、毎年3月15日までに前年中の事業の所得などを、都税事務所・都税支所・支庁に申告します。

(ア) 総収入金額から必要経費を差し引いた後の所得金額が、事業主控除額を超える方

(イ) 繰越控除等を受ける方

ただし、所得税の確定申告や住民税の申告をした方は、個人の事業税の申告をしたものとみなされます。この場合には、それぞれの申告書の「職業名」及び「事業税に関する事項」欄に必要事項を記入してください。課税対象となる方へは、納税通知書を送付いたします。

なお、事業を廃止した場合は、所得税の確定申告や住民税の申告とは別に、廃止の日から1か月以内（死亡による廃止の場合は4か月以内）に個人の事業税の申告をする必要があります。

法人の事業税

納める方

- ▶ 都内に事務所又は事業所を設けて事業を行っている法人(公益法人等は収益事業を行っている場合に限る。)
- ▶ 人格のない社団や財団で、収益事業を行い、法人とみなされるもの

納める額

$$\boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{税率}}$$

納める時期と方法

下記の「申告と納税は」により、主たる事務所等の所在地を所管する都税事務所・都税支所・支庁に特別法人事業税・地方法人特別税・法人の都民税とあわせて申告して納めます。

○ 23区内の法人の事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人の都民税に係る都税事務所の所管区域一覧

都税事務所	所管区域	都税事務所	所管区域
千代田都税事務所	千代田区、文京区	品川都税事務所	品川区、大田区
中央都税事務所	中央区、江東区、江戸川区	渋谷都税事務所	渋谷区、目黒区、世田谷区
港都税事務所	港区	豊島都税事務所	豊島区、板橋区、練馬区
新宿都税事務所	新宿区、中野区、杉並区	荒川都税事務所	荒川区、北区、足立区
台東都税事務所	台東区、墨田区、葛飾区		

(注1) 八王子都税事務所・立川都税事務所の所管区域については、92ページをご覧ください。

(注2) 主たる事務所等が所在する区にある都税事務所の窓口でも申告書の受付を行っています。

申告と納税は

申告の種類	納める税額	申告と納税の期限
中間申告 ^{*1} （事業年度が 6ヶ月を超 える法人 ^{*2} ）	(1) 予定申告 前事業年度 ÷ 前事業年度 の税額 × 6 ^{*3} の月数	事業年度開始の日以後 6か月を経過した日から2か月以内 ^{*4}
	(2) 仮決算に基づく 中間申告 ^{*5} 仮決算の所得 [*] (収入)金額 × 税率 ※外形標準課税法人の場合は、 所得(収入)金額、付加価値額、資本金等の額	
確定申告	— 所得 [*] (収入) × 税率 - 中間 金額 ※外形標準課税法人の場合は、 所得(収入)金額、付加価値額、資本金等の額	事業年度終了の日から2か月以内 ^{*6} (定款等の定め又は特別の事情があることによって、 上記期間内に決算についての定時総会が招集されない 法人の申告期限については3か月以内(通算法人 は4か月以内)、ただし延長申請が必要) ^{*7}

(注1) 他の道府県にも事務所等を設けている法人は、事業の種類によって従業者数あるいは事務所・事業所数と従業者数などを基準にして、関係都道府県ごとに各割ごとの課税標準の総額をあん分して計算した税額を申告して納めます。

(注2) 平成22年9月30日以前に解散した法人の申告については、東京都主税局ホームページをご覧ください。

* 1 以下の法人は、中間申告義務がありません。

①所得を課税標準とする法人で、法人税の中間申告義務がない法人

なお、通算親法人が協同組合等である通算子法人はこの限りではありません。

※①に該当する場合であっても、外形標準課税法人又は収入割を申告する法人は、中間申告義務があります。

②特別法人

③清算中の法人（清算中の通算子法人を含む。）（清算中の各事業年度について）

* 2 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が6ヶ月を超えて、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日において通算親法人との間に通算完全支配関係がある法人と読み替えます。

* 3 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日から、その日の属する通算親法人事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日の前日までの月数を乘じます。通算親法人事業年度中途で通算グループに加入した場合は、6ヶ月とならないときがあります。

* 4 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内と読み替えます。

* 5 以下の法人は、仮決算に基づく中間申告を行うことができません。

①仮決算による中間申告税額が、予定申告に係る事業税額を超えている法人

②通算親法人が協同組合等である場合の通算子法人のうち、所得割を申告納付すべき法人

* 6 残余財産が確定した場合の確定申告の申告期限は、残余財産確定の日から1ヶ月を経過する日と残余財産の最終分配日の前日とのいずれか早い日となります。ただし、通算子法人の残余財産確定の日が、通算親法人事業年度終了の日である場合はこの限りではありません。

* 7 会計監査人を置いている法人で、かつ定款等の定めによって事業年度終了の日から3ヶ月以内（通算法人は4ヶ月以内）に決算についての定時総会が招集されない場合の申告期限は、事業年度終了の日から6ヶ月を超えない範囲内で知事が指定する月数の期間内となります（ただし延長申請が必要です。）。

● 税率は

東京都では、超過課税を実施しており、あわせて、資本金の額（又は出資金の額）と所得の大きさなどによって異なる税率を適用する不均一課税を行っています。

事業の区分 (地方税法 第72条の2 第1項各号)	法人の種類	事業税の区分	税率(%)						
			令和4年4月1日以後に 開始する事業年度		令和2年4月1日から令和4年3月 31日までに開始する事業年度		令和元年10月1日から令和2年3月 31日までに開始する事業年度		
			不均一課税 適用法人の税率 (標準税率)	超過税率	不均一課税 適用法人の税率 (標準税率)	超過税率	不均一課税 適用法人の税率 (標準税率)	超過税率	
1号 2号、3号 及び4号 以外の事業	① 普通法人 (②及び③の法人を除く。) 公益法人等 人格のない社団等	所得割 軽減税率不適用法人	年400万円以下の所得	3.5	3.75	3.5	3.75	3.5	3.75
			年400万円を超える所得	5.3	5.665	5.3	5.665	5.3	5.665
			年800万円以下の所得	7.0	7.48	7.0	7.48	7.0	7.48
			年800万円を超える所得						
	② 特別法人 (法人税法別表第三に掲げる協同組合等(農業協同組合、信用金庫等)及び医療法人)	所得割 軽減税率不適用法人	年400万円以下の所得	3.5	3.75	3.5	3.75	3.5	3.75
			年400万円を超える所得	4.9	5.23	4.9	5.23	4.9	5.23
			軽減税率不適用法人						
	③ 外形標準課税法人 (資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人は除く。))	所得割 軽減税率不適用法人	年400万円以下の所得	(1.0)*3	1.18*3	(0.4)	0.495	(0.4)	0.495
			年400万円を超える所得			(0.7)	0.835	(0.7)	0.835
			年800万円以下の所得			(1.0)	1.18	(1.0)	1.18
			年800万円を超える所得						
			軽減税率不適用法人						
			付加価値割			—	1.26	—	1.26
			資本割			—	0.525	—	0.525
2号	電気供給業(小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業 ^{*1} を除く)、ガス供給業(一定のものに限る ^{*2})、保険業又は貿易保険業	収入割	1.0	1.065	1.0	1.065	1.0	1.065	
3号 小売電気事業 等、発電事業 等又は特定卸 供給事業 ^{*1}	①及び②の法人	収入割	0.75	0.8025	0.75	0.8025	1.0	1.065	
		所得割	1.85	1.9425	1.85	1.9425			
	③の法人	収入割	(0.75)	0.8025	(0.75)	0.8025	(1.0)	1.065	
		付加価値割	—	0.3885	—	0.3885			
		資本割	—	0.1575	—	0.1575			
4号 特定ガス供給業	収入割	(0.48)	0.519	1.0	1.065	1.0	1.065		
	付加価値割	—	0.8085						
	資本割	—	0.336						

* 1 特定卸供給事業に係る税率は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

* 2 令和4年4月1日以後に開始する事業年度においては、導管ガス供給業に限ります（それ以外のガス供給業は1号又は4号に区分されます）。令和4年3月31日以前に開始する事業年度においては、導管ガス供給業、ガス製造事業者が行うガス供給及び旧一般ガスみなしガス小売事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項の義務を負う者に限ります。）が行うガス供給業に限ります。

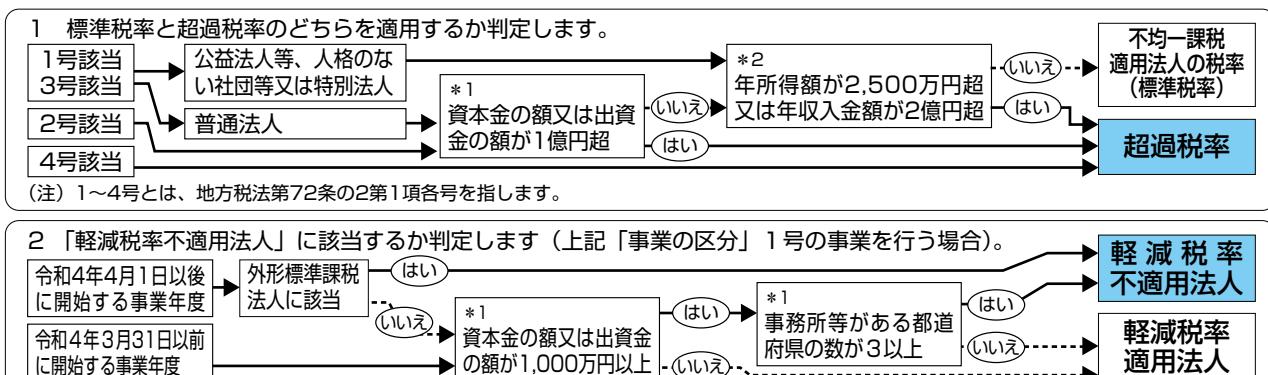
* 3 令和4年3月31日以前に開始する事業年度においては、外形標準課税法人の場合も軽減税率を適用する場合がありましたが、令和4年4月1日以後に開始する事業年度においては、外形標準課税法人は軽減税率の適用対象外となりました。

(注1) () 内の税率は、東京都での適用はありませんが、特別法人事業税の基準法人所得割額・基準法人収入割額の計算に用います。

(注2) 令和元年9月30日までに開始する事業年度の税率については、東京都主税局ホームページをご覧ください。

(注3) 所得割は、各事業年度の所得を課税標準として、課税標準に税率をかけて算定します。付加価値割は、各事業年度の付加価値額を課税標準として、課税標準に税率をかけて算定します。資本割は、各事業年度の資本金等の額を課税標準として、課税標準に税率をかけて算定します。収入割は、各事業年度の収入金額を課税標準として、課税標準に税率をかけて算定します。

【税率表の見方】



*1 事業年度終了日の現況によります。解散した法人については東京都主税局ホームページをご覧ください。

*2 所得割については課税標準となる年所得額、収入割については課税標準となる年収入金額により、それぞれ判定します。なお、事務所等が複数の都道府県にある法人は、分割前の課税標準となる年所得額・年収入金額によります。

● 設立・設置・異動の届出

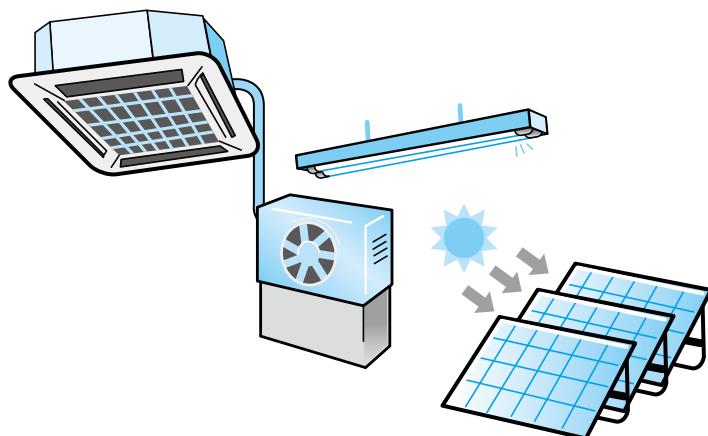
以下の場合は、期間内に登記事項証明書などの書類を添付して届出書を提出してください。

届出の種類	届出の期限
法人を設立した場合又は都内に初めて事務所等を設けた場合	開始・設置の日から15日以内
都内の事務所等を廃止した場合 又は資本金を変更するなど届出事項に変更が生じた場合	廃止・変更の日から10日以内
法人税に係るグループ通算制度（連結納税）の承認等があった場合	承認等の日から15日以内

届出様式は、東京都主税局ホームページからも入手できます。

中小企業者向け省エネ促進税制（事業税の減免）

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ※資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。	
対象設備	次の要件を満たすもの ① 特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kWh以上の中規模事業所をいいます。 ② 「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、東京都が導入推奨機器として指定したもの（指定された導入推奨機器は、東京都ホームページで公表しています。）	
減免額	法人	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額から減免 (ただし、当期法人事業税額の2分の1を限度) ※1 減免しきれなかった額は、翌事業年度等の法人事業税額から減免可 ※2 設備を取得した事業年度と事業の用に供した事業年度が異なる場合は、事業の用に供した事業年度の法人事業税額から減免します。
	個人	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免（ただし、個人事業税額の2分の1を限度） ※1 減免しきれなかった額は、翌年度の個人事業税額から減免可 ※2 設備を取得した年と事業の用に供した年が異なる場合は、事業の用に供した年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免します。
対象期間	法人 平成22年3月31日から令和8年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 個人 平成22年1月1日から令和7年12月31日までの間に設備を取得し、かつ、事業の用に供した場合に適用	
減免手続	事業税の納期限（申告期限の延長承認を受けている法人の場合はその日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。なお、申請期限を過ぎると減免を受けることができませんので、ご注意ください。	



● 特別法人事業税・地方法人特別税（国税）●

特別法人事業税及び地方法人特別税は国税ですが、都道府県が法人の事業税とあわせて課税及び徴収します。

特別法人事業税は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。また、地方法人特別税は、平成20年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度に適用されます。

納める方

法人の事業税（所得割・収入割）の納稅義務のある法人

納める額

法人の事業税額（所得割額・収入割額）*¹*² × 税率

* 1 標準税率で計算した所得割額（基準法人所得割額）・収入割額（基準法人収入割額）です。

なお、標準税率とは、地方団体が課税する場合に通常るべき税率として地方税法に規定された税率をいいます。

* 2 特別法人事業税については、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業に係る所得割額は含まれません。

納める時期と方法

法人の事業税とあわせて、法人の事業税と同じ方法（22ページ参照）により、都道府県に申告して納めます。

税率

■特別法人事業税

課税標準	法人の種類	税率(%)		
		令和4年4月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税法人・特別法人以外の法人	37	37	37
	外形標準課税法人	260	260	260
	特別法人	34.5	34.5	34.5
基準法人収入割額	小売電気事業等、発電事業等、特定卸供給事業*又は特定ガス供給業を行う法人以外の法人	30	30	30
	小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業*を行う法人	40	40	30
	特定ガス供給業を行う法人	62.5	30	30

* 特定卸供給事業に係る税率は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

■地方法人特別税

課税標準	法人の種類	税率(%)		
		平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税法人以外の法人	43.2	43.2	43.2
	外形標準課税法人	414.2	93.5	67.4
基準法人収入割額		43.2	43.2	43.2

(注) 平成26年9月30日までに開始する事業年度の税率については、東京都主税局ホームページをご覧ください。

法人の都民税・市町村民税

都内に事務所や事業所などがある法人に課税される税金で、一般に「法人住民税」といわれています。これには、都民税と市町村民税の二つがあり、それぞれ「法人税割」と「均等割」からなっています。

納める方

都内に事務所又は事業所のある法人や収益事業を行っている人格のない社団や財団など。

また、都内に寮、保養所、宿泊所、クラブなどをもつ法人や、収益事業を行わない公益法人・特定非営利活動法人等も、均等割だけは課税されます。

納める額

▶ 法人税割額

課税標準となる法人税額* × **税率** * 連結申告法人の場合は、個別帰属法人税額

▶ 均等割額

27 ページの表をご覧ください。

納める時期と方法

都内における主たる事務所等の所在地を所管する都税事務所等に申告して納めます（所管都税事務所等については、92 ページをご覧ください。）。

- 23 区内の法人は、都の特例として、市町村民税相当分もあわせて都民税として所管の都税事務所に申告して納めます。
- 市町村に事務所等がある法人は、都税事務所・都税支所・支庁に都民税を申告して納めるほか、市役所、町村役場に市町村民税を申告して納めます。

● 税率は

(1) 法人税割^{*1}

東京都では法人税割の超過課税を実施しており、あわせて、資本金の額（又は出資金の額）が1億円以下^{*2}で、かつ、法人税額が年1,000万円以下^{*3}の法人は、標準税率となる不均一課税を行っています。

区分		税率（%）			
		令和元年10月1日以後に開始する事業年度		平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	
		不均一課税適用法人の税率 (標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率 (標準税率)	超過税率
都民税	23区内に事務所等 がある場合	7.0 (道府県民税相当分 1.0 +) (市町村民税相当分 6.0)	10.4 (道府県民税相当分 2.0 +) (市町村民税相当分 8.4)	12.9 (道府県民税相当分 3.2 +) (市町村民税相当分 9.7)	16.3 (道府県民税相当分 4.2 +) (市町村民税相当分 12.1)
	市町村に事務所等 がある場合	1.0	2.0	3.2	4.2
市町村民税		6.0～8.4 ^{*4}		9.7～12.1 ^{*4}	

* 1 法人税割額は、課税標準となる法人税額に税率をかけて算定します。

* 2 事業年度又は連結事業年度終了日の現況によります。

* 3 事務所等が複数の都道府県にある法人や、都内における事務所等が23区と市町村との両方にある法人は、分割前の課税標準となる法人税額によります。

* 4 それぞれの市町村の条例で、標準税率から制限税率の間で定められています。

（注）平成26年9月30日までに開始する事業年度の税率については、東京都主税局ホームページをご覧ください。

(2) 均等割^{*1}

(ア) 東京都内における事務所等が23区内のみにある場合

主たる事務所等の所在地を所管する都税事務所に、法人の都民税相当分と市町村民税相当分を合算した下表Aの金額を納めます。

なお、主たる事務所等がある区のほかにも23区内に事務所等がある場合は、下表Aの金額に従たる事務所等所在の特別区の数に応じた下表Cの金額を加算して納めます。

(イ) 東京都内における事務所等が市町村のみにある場合

都税事務所・都税支所・支庁に下表Bの金額を、市役所・町村役場に下表Cの金額を納めます。

(ウ) 東京都内における事務所等が23区内と市町村との両方にある場合

主たる事務所等の所在地を所管する都税事務所・都税支所・支庁に、下表Bの金額に事務所等が所在する特別区の数に応じた下表Cの金額を加算して納めます。また、市役所・町村役場に下表Cの金額を納めます。

法人等の区分			都民税 A	都民税 B	市町村民税 C	
公共法人、公益法人等、収益事業を行う人格のない社団や財団、特定非営利活動法人、一般社団法人・一般財団法人 等			7万円	2万円	5万円	
上記以外の法人 *2 資本金等の額	1千万円以下	区 市 町 村 内 の 従 業 者 数	50人以下	7万円	5万円	
			50人超	14万円	12万円	
	1千万円超～1億円以下		50人以下	18万円	13万円	
			50人超	20万円	15万円	
	1億円超～10億円以下		50人以下	29万円	16万円	
			50人超	53万円	40万円	
	10億円超～50億円以下		50人以下	95万円	41万円	
			50人超	229万円	175万円	
	50億円超～		50人以下	121万円	41万円	
			50人超	380万円	300万円	

* 1 均等割は、資本金等の額や従業者数等に応じて、課税されます。

* 2 地方税法第23条第1項第4号の2で規定する資本金等の額をいいます。

なお、当該金額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合には、

資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を基準として、均等割額を算出します。

(注) 保険業法に規定する相互会社の場合、資本金等の額は、純資産額となります。

● 中間申告納付は

事業年度の期間が6か月を超える法人^{*1}は、当該事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月以内^{*2}に中間申告納付を行います。ただし、法人税の中間申告義務がない場合^{*3}及び寮等のみが所在する場合は、中間申告の必要はありません。

予定申告を行う場合の法人税割額は、「前事業年度の税額 × 6^{*4} ÷ 前事業年度の月数」で計算します。

* 1 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が6か月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後6か月を経過した日において通算親法人との間に通算完全支配関係がある法人と読み替えます。

* 2 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内と読み替えます。

* 3 通算親法人が協同組合等である場合の通算子法人はこの限りではありません。

ただし、当該通算子法人は仮決算に基づく中間申告を行うことができません。

* 4 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日から、その日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後6か月を経過した日の前日までの月数を乘じます。通算親法人の事業年度中途で通算グループに加入した場合は、6か月となることがあります。

事業所税

都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税で、地方税法で定められた都市においてのみ課税される市町村税です。東京都では、23区内において特例で都税として課税されるほか、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市の4市*で課税されます。

* 当該4市の事業所税については、各市役所にお問い合わせください。

納める方

▶ 資産割

23区内全域の事業所等の床面積の合計が 1,000m² (免税点) を超える規模で事業を行う法人又は個人

▶ 従業者割

23区内全域の事業所等の従業者数の合計が 100人 (免税点) を超える規模で事業を行う法人又は個人

納める額

▶ 資産割 事業所床面積 (m²) × 税率 600 円

▶ 従業者割 従業者給与総額 × 税率 0.25%

納める時期と方法

法人の場合は事業年度終了の日から2か月以内に、個人の場合は事業を行った年の翌年3月15日までに、23区内における主たる事業所等の所在地を所管する都税事務所に申告して納めます。

なお、法人の事業税・法人の都民税等とは異なり、申告期限の延長制度はありません。

○ 事業所税（23区内）にかかる都税事務所の所管区域一覧

都税事務所	所 管 区 域
千代田都税事務所	千代田区、文京区、北区、荒川区、足立区
中央都税事務所	中央区、台東区、墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区
港都税事務所	港区、品川区、大田区
新宿都税事務所	新宿区、目黒区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区

(注) 主たる事業所等が所在する区にある都税事務所の窓口でも申告書の受付を行っています。

● 事業所等とは

事務所又は事業所をいい、所有して使用しているものだけでなく、借りて使用している場合も含まれます。具体的には、事務所、店舗、工場、倉庫などが該当します。

● 免税点の判定

法人の場合は事業年度末日の現況により、個人の場合は12月31日の現況により、資産割、従業者割ごとに判定します。

事業所税の申告

納税のための申告のほか、次の申告が必要です。

- (注1) 23区内の事業所税に係る申告については、eLTAX（エルタックス）を利用した電子申告、電子申請・届出を受け付けています。詳しくは32ページをご覧ください。
- (注2) マイナンバー制度の導入に伴い、申告書をご提出いただく際に個人番号又は法人番号の記入が必要となる場合があります。マイナンバー制度について詳しくは90ページをご覧ください。

(1) 免税点以下申告

次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当するときは、法人の場合は事業年度終了の日から2か月以内に、個人の場合は事業を行った年の翌年3月15日までに申告が必要です。

- (ア) 前事業年度又は前年の個人に係る課税期間において納税義務を有していた場合
(イ) 23区内全域の事業所等の床面積の合計が800m²を超え1,000m²以下の場合
(ウ) 23区内全域の事業所等の従業者数の合計が80人を超え100人以下の場合

(2) 事業所等の新設・廃止申告

23区内において事業所等を新設又は廃止した方が申告義務者となり、新設又は廃止した日から1か月以内に申告が必要です。

(3) 事業所用家屋の貸付等申告

23区内において事業所税の納税義務者（事業を行う法人・個人）に事業所用家屋を貸し付ける方が申告義務者となります。

- (ア) 新たに貸付けを行うこととなった場合
　新たに貸付けを行った日から2か月以内に申告が必要です。
(イ) 貸付内容に異動が生じた場合
　貸付内容に異動が生じた日から1か月以内に申告が必要です。

○23区内における上記(1)～(3)の申告書の提出先

- (1) : 主たる事業所等の所在地を所管する都税事務所*
　* 主たる事業所等が所在する区にある都税事務所でも受付を行っています。
- (2)・(3) : 新設若しくは廃止した事業所等又は貸し付けている事業所用家屋の所在地を所管する都税事務所*
　* 新設若しくは廃止した事業所等又は貸し付けている事業所用家屋が所在する区にある都税事務所でも受付を行っています。

申告書は、東京都主税局ホームページからも入手できます。



鉱区税

地下の埋蔵鉱物を採掘する権利（鉱業権）を与えられていることに対して課税されます。

納める方

都内にある鉱区に鉱業権を所有する方

納める額

鉱区の種類		納める額
砂鉱を目的としない 鉱業権の鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに 年額200円*
	採掘鉱区	面積100アールごとに 年額400円*
砂鉱を目的とする 鉱業権の鉱区	河床	延長1,000mごとに 年額600円
	非河床	面積100アールごとに 年額200円

* 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区は上記の金額の2／3です。

納める時期と方法

原則として5月。都税事務所・支庁から送付する納税通知書で納めます。

固定資産税（償却資産）

土地及び家屋以外の固定資産（償却資産）を所有している方に課税される市町村税で、多摩・島しょ地域にある固定資産（償却資産）については市町村が課税しますが、23区内にある固定資産（償却資産）については、特例で都が都税として課税しています。

● 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業用の資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものです。例えば、会社や個人で事業を行っている方が事業用に取得した構築物、機械、器具、備品等があります。

● 償却資産の種類と具体例

資産の種類	具 体 例
構 築 物	受変電設備、舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板(広告塔等)など
機 械 及 び 装 置	各種製造設備等の機械及び装置、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む。）など
船 舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船など
航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車（分類番号が「0.00～09及び000～099」、「9.90～99及び900～999」の車両）など
工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機など

納める方

1月1日現在の償却資産の所有者として、固定資産課税台帳に登録されている方

納める額

課税標準額 × 税率 1.4%

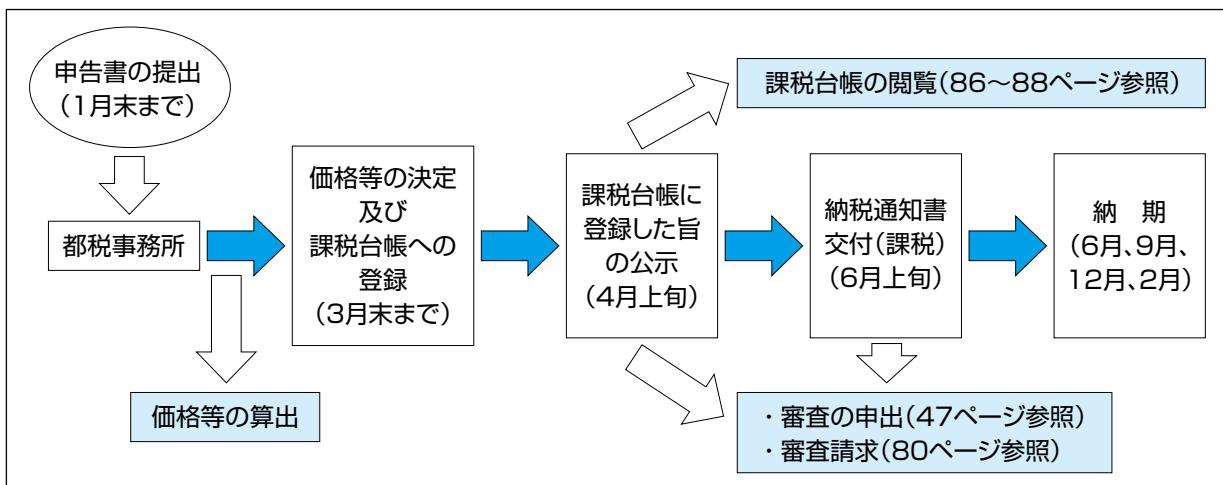
なお、評価計算の結果、課税標準額が150万円（免税点）未満の場合には課税されないため、納税通知書はお送りしません。

納める時期と方法

原則として、6月、9月、12月、2月の年4回。第1期の納付月（6月）に送付する納税通知書により、各納期に納めます（各市町村の納期は104ページをご覧ください。）。

納付方法について、詳しくは75～78ページをご覧ください。

● 申告から課税までのながれ



◇申告書の提出

賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産を、その年の1月31日までに、資産が所在する区にある都税事務所に申告していただきます。

償却資産の申告書の作成に当たっては、法人の方は固定資産台帳や法人税申告書（別表16（1）（2）等）を、個人の方は所得税の申告における減価償却明細、固定資産を管理している帳簿等を基に行ってください。

● こんな場合には

◇建物を所有されている場合

受変電設備や蓄電池設備等の建物附属設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む。）、外構工事や広告塔等の構築物が、償却資産として固定資産税の課税対象となります。

◇事務所等を借りている方（テナント等）の場合

テナント等が取り付けた内装、造作、建築設備等については、償却資産として固定資産税の課税対象になります。

◇少額の減価償却資産の取扱い

○=申告対象 ×=申告対象外

取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却	○	○	○	○
中小企業特例	○	○	○	
一時損金算入	×			
3年一括償却	×	×		

（注）取得価額が20万円未満の資産についても、申告対象となる場合があります。

電子申告・電子納税等のご案内

東京都では、法人の事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人の都民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）、都民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）、都たばこ税、ゴルフ場利用税、宿泊税について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。あわせて、法人の事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人の都民税、23区内の事業所税、都民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）、都たばこ税、ゴルフ場利用税、宿泊税について、eLTAXを利用した電子納税も行っています。

東京都で利用できるサービスは下表のとおりです。

(令和6年4月1日現在)

	電子申告	電子申請・届出	電子納税
法人の事業税 特別法人事業税 地方法人特別税 法人の都民税	<input type="radio"/> 予定申告 <input type="radio"/> 中間申告 <input type="radio"/> 確定申告 <input type="radio"/> 均等割申告 <input type="radio"/> 清算確定申告 <input type="radio"/> 修正申告 など	<input type="radio"/> 法人設立・設置届出 <input type="radio"/> 異動届出 <input type="radio"/> 法人事業税減免申請 (中小企業者向け省エネ促進税制) <input type="radio"/> 更正の請求 <input type="radio"/> 申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認等の申請 <input type="radio"/> 法人税に係るグループ通算制度 (連結納税)の承認等の届出 など	<input type="radio"/> 本税の納付 <input type="radio"/> 延滞金の納付 <input type="radio"/> 加算金の納付 <input type="radio"/> 見込納付・みなし納付
事業所税 (23区内)	<input type="radio"/> 納付申告 <input type="radio"/> 修正申告 <input type="radio"/> 免税点以下申告 <input type="radio"/> 事業所用家屋貸付等申告	<input type="radio"/> 事業所等新設・廃止 <input type="radio"/> 事業所税減免申請 <input type="radio"/> みなし共同事業に関する明細	<input type="radio"/> 本税の納付 <input type="radio"/> 延滞金の納付 <input type="radio"/> 加算金の納付
固定資産税 (償却資産) (23区内)	<input type="radio"/> 償却資産申告	——	——
都民税 (利子割・配当割・株式等譲渡所得割)	<input type="radio"/> 通常申告(当初申告) <input type="radio"/> 追加申告	——	<input type="radio"/> 本税の納付 <input type="radio"/> 延滞金の納付 <input type="radio"/> 加算金の納付
都たばこ税	<input type="radio"/> 通常申告・修正申告 <input type="radio"/> 還付請求申告	<input type="radio"/> 営業の開廃等の報告	<input type="radio"/> 本税の納付 <input type="radio"/> 加算金の納付 <input type="radio"/> 延滞金の納付
ゴルフ場利用税	<input type="radio"/> 納入申告	<input type="radio"/> 特別徴収義務者登録等の申請 <input type="radio"/> 課税免除の届出	<input type="radio"/> 本税の納付 <input type="radio"/> 加算金の納付 <input type="radio"/> 延滞金の納付
宿泊税	<input type="radio"/> 納入申告	<input type="radio"/> 特別徴収義務者登録等の申請 <input type="radio"/> 申告納期限の特例適用者指定等の申請 <input type="radio"/> 合算申告納入等の申請 <input type="radio"/> 外国大使等に対する課税免除の申請	<input type="radio"/> 本税の納付 <input type="radio"/> 加算金の納付 <input type="radio"/> 延滞金の納付
税目共通の手続の電子化	令和5年10月16日(月)から、更正の請求等の共通的な手続を電子化しました。 税目ごとに応する手続の一覧及び税目共通の手続の詳細は、eLTAXホームページの「PC desk Next特設ページ」をご確認ください。		

(注) 上記のほか、徴収猶予の申請と換価の猶予の申請を行うことができます。

<地方税共通納税システムについて>

eLTAXを活用して、全ての地方公共団体に対して、一度の手続でまとめて電子納税を可能とするシステムです。

詳細は78ページ又は以下のeLTAXホームページをご確認ください。

<eLTAXのご利用時間>

【各手続の受付時間】月曜日～金曜日 8時30分～24時 (休祝日、年末年始12/29～1/3を除く。)

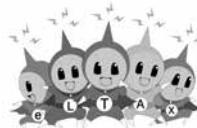
※その他、休日にご利用いただける日がございます。詳しくは、eLTAXホームページをご確認ください。

<利用手続についてのお問合せ>

【eLTAXホームページ】<https://www.eltax.lta.go.jp/>

【eLTAXホームページの「よくあるご質問】

<https://eltax.custhelp.com/>



eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

<申告内容・納税についてのお問合せ>

【電子申告、電子申請・届出】所管都税事務所の各税目担当班

【電子納税】所管都税事務所の徴収管理班

不動産と税金

不動産取得税

土地や家屋の購入、家屋の建築などで不動産を取得したときに、登記の有無にかかわらず課税されます。ただし、相続により取得した場合等、一定の場合には課税されません。

納める方

土地や家屋を、有償・無償の別、登記の有無にかかわらず、売買、贈与、交換、建築（新築・増築・改築）などにより取得した方（個人、法人を問いません。）

納める額

取得した不動産の価格（課税標準額）*1 × 税率*2

* 1 令和9年3月31日までに宅地等（宅地及び宅地評価された土地）を取得した場合は、
[取得した不動産の価格] × 1／2 を課税標準額とします。

* 2 税率は下表のとおりです。

取 得 日	土 地	家屋(住宅)	家屋(非住宅)
平成20年4月1日から 令和9年3月31日まで	3／100	4／100	

納める時期と方法

都税事務所・支庁から送付する納税通知書で、納税通知書に記載されている納期限までに納めます。
納付方法について、詳しくは75～77ページをご覧ください。

● 取得した不動産の価格とは

不動産の価格とは、総務大臣が定めた固定資産評価基準により評価、決定された価格（評価額）で、新增築家屋等を除き、原則として固定資産課税台帳に登録されている価格をいいます。したがって、不動産の購入価格や建築工事費ではありません。

また、土地や家屋の贈与を受けた場合や、交換により取得した場合も、固定資産課税台帳に登録されている価格となります。

● 免税点は

課税標準となるべき額が次の金額未満の場合、不動産取得税は課税されません。

土地	10万円
家屋	{ 新築、増築、改築 23万円

その他（売買など）..... 12万円

● 不動産を取得したときの申告は

取得した日から30日以内に、土地、家屋の所在地を所管する都税事務所・都税支所・支庁に申告してください。

未登記物件を取得した場合も申告が必要です。

ただし、不動産を取得した日から30日以内に、登記を申請した場合には、原則として申告は不要となります。

● 住宅を取得したときの軽減は

(1) 新築住宅の場合（増築・改築を含む。）

【要件】 床面積^{*1}が次の要件に該当していれば、住宅の価格から一定額が控除されます。

	下限		上限
	一戸建の住宅	一戸建以外の住宅 ^{*2}	
貸家以外	50m ² 以上	50m ² 以上	240m ² 以下
貸家	50m ² 以上	40m ² 以上	240m ² 以下

*1 現況の床面積で判定しますので、登記床面積と異なる場合があります。マンション等は共用部分の床面積を専有部分の床面積割合によりあん分した床面積も含みます。

*2 一戸建以外の住宅とは、マンション等の区分所有住宅又はアパート等の構造上独立した区画を有する住宅をいいます。なお、床面積要件の判定は、独立した区画ごとに行います。

【控除される額】 1,200万円^{*3}（価格が1,200万円未満である場合はその額）

*3 一戸建以外の住宅については、独立した区画ごとに控除されます。

なお、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築の場合については、1,300万円となります（令和8年3月31日までの間に取得した場合に限ります。）。

【税額の計算】 （住宅の価格 - 控除額）× 税率3% = 税額

(2) 中古住宅の場合

【要件】 次のアからウまでの全ての要件に該当していれば、住宅の価格から一定額が控除されます。

要件	内容	
ア 居住要件 (注)取得時における家屋の現況が住宅であることが必要です。	個人が自己の居住用に取得した住宅であること (住宅以外の家屋を住宅にリフォームする場合は、取得前に当該リフォームが完了している必要があります。)	
イ 床面積要件	50m ² 以上240m ² 以下 (床面積要件の判定については「新築住宅の場合」と同様です。)	
ウ 耐震基準要件 ^{*1}	昭和57年1月1日以後に新築されたもの	左記の条件に該当しない住宅で建築士等が行う耐震診断によって新耐震基準に適合しているとの証明がされたもの（証明に係る調査が住宅の取得日前2年内に終了している必要があります。）

*1 上記の要件のうち、ウの要件を満たさない中古住宅（平成26年4月1日以降の取得に限る。）であっても、取得後6か月以内に耐震改修を行い、新耐震基準に適合することにつき証明を受け、自己の居住の用に供し、かつ耐震改修が自己の居住の用に供する前に完了している場合は、住宅の税額から一定額が減額されます。また、その敷地についても軽減が受けられる場合があります（平成30年4月1日以降の敷地の取得に限る。）。詳しい内容や手続については、所管の都税事務所・支庁にお問い合わせください。

【控除される額】

新築された日	控除額	新築された日	控除額
昭和29年7月1日～昭和38年12月31日 ^{*2}	100万円	昭和56年7月1日～昭和60年6月30日 ^{*2}	420万円
昭和39年1月1日～昭和47年12月31日 ^{*2}	150万円	昭和60年7月1日～平成元年3月31日	450万円
昭和48年1月1日～昭和50年12月31日 ^{*2}	230万円	平成元年4月1日～平成9年3月31日	1,000万円
昭和51年1月1日～昭和56年6月30日 ^{*2}	350万円	平成9年4月1日以後	1,200万円

*2 昭和56年12月31日以前に新築された中古住宅については、新耐震基準に適合していることの証明がされたものに限ります。詳しくは、上記ウの要件をご覧ください。

【税額の計算】 （住宅の価格 - 控除額）^{*3} × 税率3% = 税額

*3 住宅の持分を取得した場合には、住宅の価格及び控除額にその持分を乗じた額となります。

● 東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税の減免（家屋）

次のいずれかの要件を満たす新築の東京ゼロエミ住宅にかかる不動産取得税を減免します。

(1) 令和4年4月1日から令和6年9月30日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請を行った住宅

減免の要件	<ul style="list-style-type: none">・東京ゼロエミ住宅導入促進事業助成金交付要綱の助成対象のうち、次の①、②のいずれかに該当すること ①発電出力50kW未満の太陽光発電システム^{*1}を設置していること ②水準2又は水準3の基準^{*2}を満たしていること・新築において、最初の不動産取得税の課税対象となっていること・東京ゼロエミ住宅認証書、東京ゼロエミ住宅設計確認書等の必要書類を添えて減免申請がされたこと
減免割合	①又は②を満たす場合 住宅に係る不動産取得税の5割 (①及び②いずれも満たす場合 10割)

*1 東京ゼロエミ住宅指針第4の基準に適合し、東京ゼロエミ住宅認証書に記載されているものに限ります。

*2 東京ゼロエミ住宅指針第3に規定する水準2又は水準3のことを指します。

(2) 令和6年10月1日から令和11年3月31日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請を行った住宅

減免の要件	<ul style="list-style-type: none">・東京ゼロエミ住宅普及促進事業助成金交付要綱の助成対象であること・新築において、最初の不動産取得税の課税対象となっていること・東京ゼロエミ住宅認証書、東京ゼロエミ住宅設計確認書等の必要書類を添えて減免申請がされたこと
減免割合	<ul style="list-style-type: none">・水準A 住宅に係る不動産取得税の10割・水準B 住宅に係る不動産取得税の8割・水準C 住宅に係る不動産取得税の5割 <p>※東京ゼロエミ住宅指針第3に規定する水準A、水準B又は水準Cのことを指します。</p>

● 住宅用土地を取得したときの軽減は

34ページの「住宅を取得したときの軽減は」の対象となる住宅の敷地を取得する場合で、次のいずれかの要件に該当していれば、土地の税額から一定額が減額されます。

《新築住宅用土地の取得》

区分	要件
住宅の新築より先に土地を取得した場合	土地を取得後3年以内*にその土地の上に住宅が新築されていること（ただし、①土地の取得者が住宅の新築までその土地を引き続き所有している場合、②土地の取得者からその土地を取得した方（譲渡の相手方）が住宅を新築した場合のいずれかに限ります。）
住宅の新築より後に土地を取得した場合	(ア) 住宅を新築した方が、新築後1年以内にその敷地を取得していること (イ) 新築未使用の住宅とその敷地を、住宅の新築後1年以内（同時取得を含む。）に同じ方が取得していること

* 令和8年3月31日までに土地を取得した場合で、土地の取得から3年以内に住宅が新築されることが困難なものとして政令で定める場合（1棟につき100戸以上の住宅を有する共同住宅等で新築までの期間が3年を超えることについてやむを得ない事情があると認められる場合）には4年以内

《中古住宅用土地の取得》

区分	要件
住宅より先に土地を取得した場合	土地を取得した方が、取得した日から1年以内（同時取得を含む。）にその土地の上にある住宅を取得していること
住宅より後に土地を取得した場合	住宅を取得した方が、住宅の取得後1年以内にその敷地を取得していること

《軽減される額》

次の（ア）又は（イ）のいずれか高い方の金額が税額から軽減されます。

（ア）45,000円（税額が45,000円未満の場合はその額）

（イ）土地1m²当たりの価格* × 住宅の床面積の2倍（1戸につき200m²が限度） × 税率3%

* 令和9年3月31日までに宅地等（宅地及び宅地評価された土地）を取得した場合は、価格を2分の1にした後の額から1m²当たりの価格を計算します。

（注）住宅の持分を取得した場合には、上記（イ）で算出された金額にその持分を乗じた金額となります。

● 軽減を受けるための申告は

原則として、住宅や住宅用土地を取得した日から60日以内に、下表の書類（原則写しで可）を添付して、土地、家屋の所在地を所管する都税事務所・都税支所・支庁に申告してください。

	必要な書類
新築住宅	建築工事請負契約書／検査済証又は登記事項証明書（建物）／平面図（共同住宅や店舗等との併用住宅の場合）／長期優良住宅認定通知書（認定長期優良住宅の場合）
中古住宅	登記事項証明書（建物）／住民票（マイナンバーの記載のないもの）
住宅用土地	登記事項証明書（土地）／上記新築住宅又は中古住宅の軽減に必要な書類

（注）必要に応じて、上記以外の書類（売買契約書、最終代金領収書等）を提出していただく場合があります。

● 不動産取得税の計算方法は

[設例] 令和6年5月に土地付新築住宅を購入しました。

土地の面積は125m²で、住宅は延床面積が100m²です。

価格（評価額）は、土地が72,000,000円、家屋が12,600,000円です。

納める税額はいくらでしょうか。

【計算】

家屋	価格 (ア)	12,600,000円	34ページ「住宅を取得したときの軽減は」の要件を確認 (34ページ [控除される額] 参照) (ア) - (イ) (ウ) × 税率3%
	住宅取得の軽減 (イ)	12,000,000円	
	課税標準額 (ウ)	600,000円	
	納める額	18,000円	
土地	価格 (エ)	72,000,000円	(エ) × 1/2 (33ページ参照) (オ) ÷ 土地の面積 (オ) × 税率3% (36ページ《軽減される額》(ア) 参照) (カ) × (住宅床面積 × 2 (一戸につき200m ² が限度)) × 税率3%
	課税標準額 (オ)	36,000,000円	
	1m ² 当たりの価格 (カ)	288,000円	
	税額 (キ)	1,080,000円	
	住宅用土地の軽減 (ク)	45,000円	
	住宅用土地の軽減 (ケ)	1,728,000円	
	軽減額 (コ)	1,728,000円	
	納める額	0円	(ク) + (ケ) のいずれか高い方の金額 (キ) - (コ) (マイナスとなる場合は課税されません。)

したがって、納める額は、家屋18,000円+土地0円= 18,000円です。

不動産と関係のある税金

土地や建物などの不動産と税金との関係は、次のようにになります。

■**購入又は新築・増築・改築した場合** … 不動産取得税、消費税(国税)・地方消費税、印紙税(国税)など

■**事業用に使用している場合** …… 事業所税

■**保有している場合** ……………… 固定資産税・都市計画税など

※上記に加えて、以下の場合には、次の税金がかかります。

・賃貸している場合 ……………… 所得税・復興特別所得税(国税)、住民税(都民税・区市町村民税)、個人の事業税、消費税(国税)・地方消費税、固定資産税(償却資産)

■**売却した場合** ……………… 謙渡所得にかかる所得税・復興特別所得税(国税)、住民税(都民税・区市町村民税)、消費税(国税)・地方消費税、印紙税(国税)

■**相続した場合** ……………… 相続税(国税)

■**贈与を受けた場合** ……………… 贈与税(国税)、不動産取得税

■**登記をする場合** ……………… 登録免許税(国税)

(注) 国税についての詳細は、管轄する税務署(102ページ参照)にお問い合わせください。

固定資産税(土地・家屋)

固定資産を所有している方に課税される市町村税で、多摩・島しょ地域にある固定資産については市町村が課税しますが、23区内にある固定資産については、特例で都が都税として課税しています。

● 固定資産とは

固定資産とは、土地、家屋及び償却資産を総称したもので、次のものをいいます。

[土地] 田、畠、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、その他の土地(雑種地)

[家屋] 住家、店舗、工場(発電所、変電所含む)、倉庫、その他の建物

[償却資産] 構築物、機械、装置、船舶、航空機、工具、器具、備品などの事業用資産で、法人税又は所得税で減価償却の対象となる資産。ただし、自動車税種別割、軽自動車税種別割の課税対象となるものを除く(償却資産にかかる固定資産税については、30・31ページをご覧ください。)。

納める方

1月1日現在、土地、家屋の所有者として、固定資産課税台帳に登録されている方

▶**資産譲渡後の納税義務者は**

固定資産税は、1月2日以降に所有権の移転が行われても、納税義務者は変更されません。

なお、売買契約などで固定資産税の負担割合を所有期間で分担し、精算することがあります。これは、あくまでも当事者間の約束にとどまります。

納める額

▶**土地・家屋**

課税標準額* × 税率1.4% - 軽減額等

*課税台帳に登録されている価格(土地については38~42ページをご覧ください。)

納める時期と方法

原則として6月、9月、12月、2月の年4回。第1期の納付月(6月)に送付する納税通知書により、各納期に納めます(各市町村の納期は104ページをご覧ください。)。

なお、土地、家屋については、納税通知書と一緒に課税明細書を送付しています。

納付方法について、詳しくは75~78ページをご覧ください。

● 固定資産の価格（評価額）とは

固定資産の価格とは、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて評価された額を知事又は市町村長が決定し、固定資産課税台帳に登録したものをおいいます。

● 土地・家屋の価格は

3年に一度、全件評価替えを行い、価格を決定します。この評価替えの年度を基準年度といい、令和6年度がこの基準年度に当たります。

なお、第2年度（令和7年度）、第3年度（令和8年度）は、原則として基準年度（令和6年度）の価格を据え置きます。ただし、分合築等のあった土地及び新築、増改築等のあった家屋などは、新たに評価を行い、新しい価格を決定します。

● 免税点は

区市町村の各区域内に、同一人が所有する固定資産の課税標準額の合計額が、それぞれ次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地………30万円 家屋………20万円

● 住宅用地とその特例

（1）住宅用地とは、賦課期日（1月1日）現在、次のいずれかに該当するものをいいます。

- (ア) 専用住宅（専ら人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地で、その上に存在する家屋の床面積の10倍までの土地
- (イ) 併用住宅（一部を人の居住の用に供する家屋で、その家屋の床面積に対する居住部分の割合*が1/4以上あるもの）の敷地の用に供されている土地のうち、その面積に下表の率を乗じて得た面積（ただし、敷地の面積がその上に存在する家屋の床面積の10倍を超えているときは、床面積の10倍の面積に下表の率を乗じて得た面積）

併用住宅の種類	居住部分の割合*	率
下に掲げる家屋以外の家屋	1/4 (25%) 以上 1/2 (50%) 未満	0.5
	1/2 (50%) 以上	1.0
地上階数5以上を有する 耐火建築物である家屋	1/4 (25%) 以上 1/2 (50%) 未満	0.5
	1/2 (50%) 以上 3/4 (75%) 未満	0.75
	3/4 (75%) 以上	1.0

* 居住部分の割合=居住部分の床面積／家屋の床面積

（2）課税標準の特例措置について

住宅用地については、その税負担を軽減する目的から、課税標準の特例措置が設けられています。特例措置を適用した額（本則課税標準額）は、住宅用地の区分、固定資産税・都市計画税の別に応じて下表のとおり算出されます。

区分		固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	住宅用地で住宅1戸*につき200m ² までの部分	価格×1/6	価格×1/3
一般住宅用地	小規模住宅用地以外の住宅用地	価格×1/3	価格×2/3

* 住宅の戸数は、原則1棟を1戸としますが、共同住宅の一室など、居住のために独立的に区画された部分が複数ある場合はその数とします。

（注）「空家等対策の推進に関する特別措置法」における「特定空家等」又は「管理不全空家等」に該当し、賦課期日（1月1日）までに区からの勧告に対する必要な措置が講じられない家屋の敷地については、課税標準の特例措置の適用対象から除外されます。

● 住宅用地の申告は

次のような場合には、翌年の1月31日までに「固定資産税の住宅用地等申告書」を土地が所在する区にある都税事務所に提出する必要があります。

- (1) 住宅を新築又は増築した場合
- (2) 住宅の全部又は一部を取り壊した場合
- (3) 住宅を建て替える場合^{*1}
- (4) 家屋の全部又は一部の用途を変更した場合（住宅から店舗に、店舗から住宅に変更した場合など）
- (5) 土地の用途（利用状況）を変更した場合（住宅の庭であった土地を駐車場として利用するようになった場合など）
- (6) 住宅が災害等の事由により滅失・損壊した場合^{*2}

* 1 (3) の「住宅を建て替える場合」について

賦課期日（1月1日）現在、住宅を建築中又は建築予定の土地は、原則として住宅用地にはなりません。ただし、既存の住宅を取り壊して住宅を建て替える等、一定の要件を満たす場合には、申告に基づき、住宅用地として課税標準の特例措置が継続して適用されます。詳しい内容や手続については、所有する土地が所在する都税事務所土地班にお問い合わせください。

* 2 「固定資産税の被災住宅用地等申告書」をご提出ください。

● 宅地の負担調整措置

(1) 負担水準の均衡化

固定資産税・都市計画税は、原則として、価格又は特例額（住宅用地の場合は、特例措置を適用した額（本則課税標準額））を基に税額を算出します。

しかし、土地については、評価替え等によって税額が急激に上昇することを抑えるために、負担調整措置を適用した課税標準額により算出します。

また、非住宅用地については、負担水準（価格と課税標準額との乖離の程度）を均衡化するため、負担水準が70%以下の場合、課税標準額を前年度に据え置く措置が継続されています。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{令和5年度課税標準額等}^{\ast 1}}{\text{令和6年度価格等}^{\ast 2}} \times 100$$

* 1 令和5年中に分合筆等があった場合は、その土地に類似する土地の令和5年度課税標準額に比準する額とします。

* 2 価格等とは次のいずれかです。

- 住宅用地の特例措置を適用した額（本則課税標準額）
- 市街化区域農地については、価格×1/3
- 上記の場合以外は価格

(2) 負担水準と課税標準額

○住宅用地	負担水準が100%以上	→本則課税標準額（価格×1/6又は価格×1/3）
	負担水準が100%未満	→徐々に引上げ
○商業地等	負担水準が70%超	→課税標準額の法定上限（価格の70%）まで引下げ*
	負担水準が60%以上70%以下	→前年度課税標準額等に据置き*
	負担水準が60%未満	→徐々に引上げ

* 昨年度に引き続き、23区内の商業地等の固定資産税・都市計画税額に対し、課税限度額（負担水準の上限）を条例により価格の70%から65%に引き下げる減額措置を行っています。

この結果、負担水準が65%超の場合、課税標準額が価格の65%まで引き下げられた場合と同様の税負担に軽減されます。

土地にかかる軽減措置は(23区内)

(1) 商業地等に対する負担水準上限引下げ条例減額（東京都都税条例附則第15条の2減額）

昨年度に引き続き、商業地等（非住宅の宅地等）の固定資産税・都市計画税額に対し、課税限度額（負担水準の上限）を条例により価格の70%から65%に引き下げる減額措置を行っています。

(2) 税額が前年度の1.1倍を超える土地に対する条例減額（東京都都税条例附則第15条の3減額）

土地の価格の上昇に伴う急激な税額の上昇を抑制するため、土地の固定資産税・都市計画税の税額が前年度の税額に1.1を乗じて得た額を超える場合には、条例により当該超える額に相当する税額を減額する措置を行っています。

なお、土地の分合筆により価格が変更された場合や、用途変更により土地の認定が変更された場合、前年度の税額の1.1倍を超えることがあります。

土地にかかる減免は(23区内)

都独自の制度として、次のような減免制度を設けています。

なお、この他の主な減免制度については、82ページをご覧ください。

(1) 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免

昨年度に引き続き、一画地における非住宅用地の面積が400m²以下であるもののうち、200m²までの部分の固定資産税・都市計画税を2割減免します。ただし、個人又は資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限ります。

新規に対象となる方には、申請書をお送りしています（申請期限：令和6年12月27日）。

なお、減免を受けるためには所有する土地が所在する区ごとに所管の都税事務所への申請が必要です。ただし、令和5年度に同一区内で減免を受けた方については、今年度新たに申請する必要はありません。

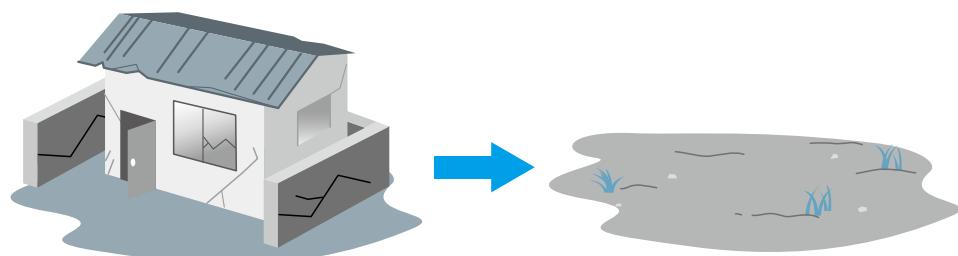
(2) 不燃化特区内における老朽住宅除却後の土地に対する固定資産税・都市計画税の減免

東京都では、地震発生時における大規模な市街地火災の発生や都市機能の低下を防ぐため、木造住宅密集地域のうち、特に改善を必要としている地区を不燃化推進特定整備地区（以下「不燃化特区」という。）に指定し、区と連携して不燃化促進に取り組んでいます。不燃化特区に対する特別の支援の一つとして、不燃化のために老朽住宅を除却した土地にかかる固定資産税・都市計画税を最長5年度分、住宅の敷地並みになるよう8割減免します。

◆減免要件

- ①取り壊した老朽住宅が耐用年限の3分の2を超過している老朽建築物であること
- ②老朽住宅が不燃化特区に指定された日から令和8年3月31日までの間に取り壊されていること
- ③老朽住宅の取壊しにより、土地の認定が小規模住宅用地から非住宅用地に変更されたこと
- ④防災上有効な空地として、適正に管理されていると区から証明されていること
(家屋等の建設工事に着工している場合等は防災上有効な空地として認められません。)
- ⑤老朽住宅を取り壊した日における土地所有者が、減免を受けようとする年の1月1日時点において、当該土地を引き続き所有していること
- ⑥減免を受けようとする年度の固定資産税・都市計画税の第1期分の納期限（6月30日（土曜日、日曜日、国民の休日又はその他の休日の場合は翌開庁日））までに「固定資産税減免申請書」により申請があったもの

(注) 減免要件に関する詳細は、土地が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。



道路の非課税は（23区内）

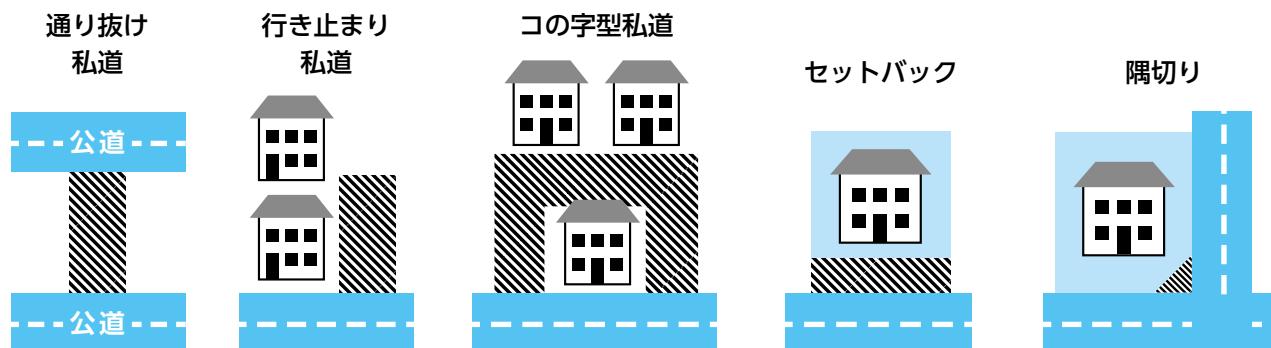
道路（セットバック部分等）として利用されている土地で、所定の要件を満たす場合は、地方税法の規定により道路部分の固定資産税・都市計画税が非課税になります。原則として、年内に非課税の申告があった土地について、都税事務所にて現地調査等により要件を満たしていることを確認した場合に、その翌年の4月に始まる年度から非課税を適用します。

◆本制度で非課税となる主な対象

- (1) 道路法にいう道路（高速自動車国道、一般国道、都道、区道）
- (2) 以下の要件を満たす私道（注：家屋建築時に敷地面積に算入されているものを除きます。）
 - ①利用上の制約を設けず不特定多数の人の利用に供されていること
 - ②客観的に道路として認定できる形態を有すること
 - ③以下のいずれかに該当すること
 - 「通り抜け私道」（道路の起点がそれぞれ別の公道に接する道路）の場合、道路全体を通して幅員が1.8m程度以上あること
 - 「行き止まり私道」、「コの字型私道」の場合、2以上の家屋が利用し、専ら通行のために使用されており、道路幅員が4.0m以上あること（従前から存在していた道路の場合は1.8m以上あること）
- (3) 上記（1）又は（2）と一体となって道路の効用を果たしている以下の土地*
- セットバック部分…特別区が整備した細街路等の拡幅部分、建築基準法第42条第2項、第3項、第5項の規定により設けられた道路の拡幅部分等
- 隅切り部分…東京都建築安全条例第2条の規定により設けられた隅切り部分

*道路部分と敷地との境界が塀、縁石、目地などで明確に区分されており、かつ、利用上の制約が設けられていない必要があります。

<イメージ図> ■■■ … 該当部分



◆必要な手続

- 所有する土地が所在する区にある都税事務所土地班へ、以下の書類を提出してください。
- ・「固定資産税・都市計画税非課税申告書（公共の用に供する道路）」
 - ・道路部分の位置と面積の算定方法を正確に確認できる図面
(例：道路部分の面積を測量した測量図、求積図など)

土地の課税標準額の算出方法（固定資産税（23区内））

区分		負担水準の求め方		課税標準額（令和6年度）	
宅地等	住宅用地	小規模 （住宅1戸当たり200m ² までの部分）	令和5年度 課税標準額*	負担水準	負担調整措置等
			令和6年度価格×1/6	100%以上	本則課税標準額※1（価格×1/6又は価格×1/3）
			令和5年度 課税標準額*	100%未満	前年度課税標準額+（本則課税標準額※1×5%）=A※2
			令和6年度価格×1/3	※1 住宅用地に係る都市計画税の本則課税標準額については38ページをご覧ください。 ※2 Aが本則課税標準額を上回る場合には本則課税標準額 Aが本則課税標準額×20%を下回る場合には20%相当額	
	商業地等	令和5年度 課税標準額*	令和6年度価格	負担水準	負担調整措置等
			70%超	価格×70%※1	
			70%以下 60%以上	前年度課税標準額に据置※1	
			60%未満	前年度課税標準額+（価格×5%）=A※2	
農地	宅地並み課税の農地 (市街化区域農地)	令和5年度 課税標準額*	令和6年度価格	※1 昨年度に引き続き、23区内の商業地等（住宅用地以外の宅地等）の固定資産税・都市計画税額に対し、課税限度額（負担水準の上限）を条例により、価格の70%から65%に引き下げる減額措置を行っています。 この結果、負担水準が65%超の場合、課税標準額が価格の65%まで引き下げられた場合と同様の税負担に軽減されます。 ※2 Aが価格×60%を上回る場合には60%相当額 Aが価格×20%を下回る場合には20%相当額	
				負担水準	負担調整措置等
				100%以上	本則課税標準額（価格×1/3）※1
				100%未満	前年度課税標準額+（本則課税標準額※1×5%）=A※2
	保全する農地 (生産緑地)	令和5年度 課税標準額*	令和6年度価格	※1 都市計画税の場合は価格×2/3 ※2 Aが本則課税標準額を上回る場合には本則課税標準額 Aが本則課税標準額×20%を下回る場合には20%相当額	
				令和5年度課税標準額×負担調整率 (ただし、令和6年度の価格を限度とする。)	
				負担水準	負担調整率
				90%以上	1.025
				80%以上90%未満	1.05
				70%以上80%未満	1.075
				70%未満	1.1

* 令和5年中に分合筆等があった場合は、その土地に類似する土地の令和5年度課税標準額に比準する額とします。

(注) その他、土地に対する軽減等は39、40ページをご覧ください。

新築住宅の固定資産税の減額は

新築された住宅が、43ページの【床面積要件】を満たす場合は、新たに課税される年度から3年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物は5年度分）に限り、当該住宅に係る固定資産税額（居住部分で1戸当たり120m²相当分までを限度）を2分の1減額します。

また、平成21年6月4日以降に認定された長期優良住宅についても、43ページの【床面積要件】を満たす場合は、新たに課税される年度から5年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物は7年度分）に限り、当該住宅に係る固定資産税額（居住部分で1戸当たり120m²相当分までを限度）を2分の1減額します。

なお、認定長期優良住宅の減額は、住宅が新築された年の翌年（1月1日新築の場合はその年）の1月31日までに申告が必要です。

[床面積要件]

住宅の区分 新築年月日	一戸建住宅 *1	住宅に店舗などが含まれている併用住宅	アパートなどの *1 共 同 住 宅		マンションなどの *2 区分所有の住宅	
	床面積	居住部分の床面積	独立的に区画された居住部分ごとの床面積に、廊下や階段などの共用部分の面積をあん分し、加えた床面積	貸家の場合	専有部分のうち居住部分の床面積に、廊下や階段などの共用部分の床面積をあん分し、加えた床面積	貸家の場合
平成17年1月2日～ 令和8年3月31日	50m ² 以上 280m ² 以下	50m ² 以上 280m ² 以下	50m ² 以上 280m ² 以下	40m ² 以上 280m ² 以下	50m ² 以上 280m ² 以下	40m ² 以上 280m ² 以下

* 1 居住部分の床面積が全体の1/2以上であるものに限る。

* 2 専有部分のうち居住部分がその専有部分の1/2以上であるものに限る。

(注1) 3階建以上の木造家屋のうち、準耐火建築物に該当するものは、木造準耐火建築物であることの確認を行いますので、「建築確認申請書(写)」及び「検査済証(写)」又は「建設住宅性能評価書(写)」を添付した「固定資産税減額申告書」の提出をお願いします。

(注2) 区から適正な立地を促すための勧告を受けた家屋については、減額対象から除外される場合があります。詳しくは資産が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

住宅等の改修工事に伴う固定資産税の減額は

(1) 住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額

昭和57年1月1日以前からある住宅について、令和8年3月31日までに、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう一定の耐震改修を施した場合、工事完了日の翌年度（1月1日工事完了の場合はその年度）1年度分（改修前の住宅が、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分）、当該住宅に係る固定資産税額（居住部分で1戸当たり120m²相当分までを限度）を2分の1*減額します。減額の要件は、都独自の「耐震化のための改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税（23区内）の減免」の要件と同様です。詳しくは、44ページをご覧ください。

* 改修後の住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合は3分の2

* 減額を受けるためには、一定書類（現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書等）を添付の上、改修が完了した日から3か月以内に申告が必要です。

(2) 要安全確認計画記載建築物等の耐震改修に伴う固定資産税の減額

建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物について、政府の補助を受けて、令和8年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度から2年度分の当該家屋に係る固定資産税額（当該額が当該補助対象改修工事に係る工事費の5%に相当する金額を超える場合は、5%に相当する金額）を2分の1減額します。

* 減額を受けるためには、一定書類（現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書等）を添付の上、改修が完了した日から3か月以内に申告が必要です。

(3) 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額

新築された日から10年以上を経過した住宅のうち、65歳以上の方、介護保険法の要介護若しくは要支援の認定を受けている方又は障害者の方が居住するもの（賃貸部分を除く。）について、令和8年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事を施した場合、当該住宅に係る翌年度分（1月1日工事完了の場合はその年度分）の固定資産税額（居住部分で、1戸当たり100m²相当分までを限度）を3分の1減額します。

* 減額を受けるためには、一定書類（バリアフリー改修工事が行われたことを証する書類等）を添付の上、改修が完了した日から3か月以内に申告が必要です。

(4) 住宅の省エネ（熱損失防止）改修に伴う固定資産税の減額

平成26年4月1日以前からある住宅（賃貸部分を除く。）について、令和8年3月31日までの間に、窓の断熱改修工事を含む一定の省エネ（熱損失防止）改修工事を施した場合、当該住宅に係る翌年度分（1月1日工事完了の場合はその年度分）の固定資産税額（居住部分で、1戸当たり120m²相当分までを限度）を3分の1*減額します。

* 改修後の住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合は3分の2

* 減額を受けるためには、一定書類（改修後のそれぞれの部位が省エネ基準に適合することを証する書類等）を添付の上、改修が完了した日から3か月以内に申告が必要です。

(5) マンションの長寿命化に資する大規模修繕工事に伴う固定資産税の減額

新築された日から20年以上を経過したマンション（管理計画認定マンション*1又は助言指導に係る管理者等の管理組合に係るマンション*2で、いずれも総戸数が10戸以上に限る。）について、令和7年3月31日までの間に、長寿命化工事*3が行われた場合、当該マンションに係る翌年度分（1月1日工事完了の

場合はその年度分)の固定資産税額(居住部分がその専有部分の2分の1以上である居住部分で、1戸当たり 100m^2 相当分までを限度)について、条例で定める割合(23区内の場合は2分の1)を減額します。

- * 1 管理計画認定マンションとは、管理計画の認定基準に適合し、都道府県等から認定を受けたマンションのことです。この場合は、令和3年9月1日以降に修繕積立金の額を管理計画の認定基準まで引き上げたことが必要です。
- * 2 助言指導に係る管理者等の管理組合に係るマンションとは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の規定による、地方公共団体の助言または指導を受けたマンションのことです。この場合は、長期修繕計画に係る助言または指導を受けて、長期修繕計画の作成または見直しを行い、長期修繕計画が一定の基準に適合することとなったことが必要です。
- * 3 長寿命化工事とは、外壁塗装等工事、床防水工事及び屋根防水工事の全てを満たす工事のことです。申告の対象となる工事とは別に、過去に長寿命化工事を行っていることが必要です。
- * 減額を受けるためには、一定書類(長寿命化工事が行われたことを証する書類等)を添付の上、改修が完了した日から3か月以内に申告が必要です。

(注1) (1)、(3)については、改修工事に要した費用の額((3)については、補助金等を控除した額)が、1戸当たり50万円を超えていること、(4)については改修工事に要した費用の額(補助金等を控除した額)が1戸当たり60万円を超えていることが必要です。

(注2) (3)、(4)については、改修後の家屋の床面積が 50m^2 以上 280m^2 以下であることが必要です。

(注3) (1)～(5)の減額を受ける手続等については、資産が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

家屋にかかる減免は(23区内)

都独自の制度として、次のような減免制度を設けています。

なお、この他の主な減免制度については、82ページをご覧ください。

(1) 耐震化のための建替えを行った住宅に対する固定資産税・都市計画税の減免

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて令和8年3月31日までに新築された住宅に対して、新築後新たに課税される年度から3年度分、居住部分に係る固定資産税・都市計画税を全額(地方税法に基づく新築住宅の減額が適用される場合は、減額適用後の税額)減免します(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)。

また、新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば対象となります。

◆減免要件

- ①新築された家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ②建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること*
- ③建替え前の家屋と建替え後の住宅がともに23区内にあること
- ④新築された日の属する年の翌年の1月1日(1月1日新築の場合は同日)において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と、同一の者が所有する住宅であること*
- ⑤新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること
- ⑥新築された年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末日までに「固定資産税減免申請書」により申請があったもの

* 該当しない場合であっても、一定の要件を満たせば対象となる場合があります。詳しくは建替え後の住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

(2) 耐震化のための改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税の減免

(ア) 昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和8年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう一定の要件を満たす改修工事を施した場合、工事完了日の翌年度(1月1日工事完了の場合はその年度)1年度分*、固定資産税・都市計画税(居住部分で、1戸当たり 120m^2 相当分までを限度)を全額(地方税法に基づく住宅耐震改修に伴う減額適用後の税額)減免します。

* 住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分

(イ) 昭和57年1月2日から平成13年1月1日までの間に在来軸組工法により新築された平家建て又は2階建ての木造の住宅で、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう一定の要件を満たす改修工事を施した場合、工事完了日の翌年度（1月1日工事完了の場合はその年度）1年度分、固定資産税・都市計画税（居住部分で、1戸当たり120 m²相当分までを限度）を全額減免します。

◆減免要件(①から③までは(ア)(イ)共通)

- ①耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ②耐震改修に要した費用の額が1戸当たり50万円を超えていること
- ③現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること
- ④(ア)については「固定資産税減額申告書兼減免申請書」、(イ)については「固定資産税減免申請書」により、改修が完了した日から3ヶ月以内に申請があったもの

(3) 不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対する固定資産税・都市計画税の減免

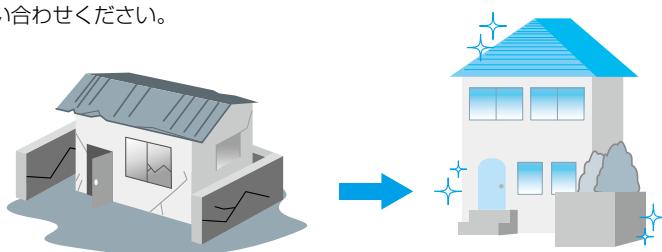
不燃化特区制度における特別の支援の一つとして、不燃化のために建替えを行った住宅に対して、新築後新たに課税される年度から5年度分、居住部分に係る固定資産税・都市計画税を全額（地方税法に基づく新築住宅の減額が適用される場合は、減額適用後の税額）減免します（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）。

また、新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば対象となります。

◆減免要件

- ①建替え後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
 - ②建替え前の家屋と建替え後の住宅がともに不燃化特区内に所在すること
 - ③建替え前の家屋が耐用年限の3分の2を超過している老朽建築物であること
 - ④建替え前の家屋が不燃化特区の指定期間中に取り壊され、滅失登記が完了していること
(ただし、住宅を新築した後に家屋を取り壊す場合には、住宅を新築した日から1年以内に取り壊されている必要があります。)
 - ⑤建替え後の住宅の新築年月日が不燃化特区の指定日から令和8年3月31日までであること
 - ⑥建替え後の住宅が耐火建築物等又は準耐火建築物等であること
 - ⑦新築された日の属する年の翌年の1月1日（1月1日新築の場合は、同日）において、建替え前の家屋の滅失登記が完了した日における所有者*と、同一の者が所有する住宅であること
- * 固定資産課税台帳（家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳）に所有者として登録されている方をいいます。
- ⑧建替え後の住宅が検査済証の交付を受けていること
 - ⑨新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末日までに「固定資産税減免申請書」により申請があったもの

(注) 該当しない場合であっても、一定の要件を満たせば対象となる場合があります。その他、減免要件に関する詳細は建替え後の住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。



● 路線価の公開

路線価とは、市街地において道路に付けられた価格のことで、具体的には、道路に接する標準的な宅地の1m²当たりの価格をいいます。宅地の評価額は、この路線価を基にしてそれぞれの宅地の奥行、形状、利用上の法的制限などに応じて求められます。

土地の評価に対するご理解を深めていただくために、評価額の基礎となる固定資産税路線価を無料で、どなたにも公開しています。最新の路線価等については、各都税事務所でご確認ください。

■路線価図の公開場所

閲覧できる場所	令和6基準年度～ 令和3基準年度 路線価図	平成30基準年度 路線価図	平成27基準年度～ 平成24基準年度 路線価図	平成21基準年度～ 平成3基準年度 路線価図	備考
主税局ホームページ「路線価公開」	○	○	×	×	
都民情報ルーム	○	×	×	×	
都立中央図書館	○	○	○	○	コピーサービス可（有料）
23区都税事務所	○	○	○	×	・最新の内容を確認可 ・所管する区のみ閲覧可 ・貸出可

* 平成3基準年度（代表的な地点のみ）及び平成6基準年度（主要な街路のみ）は、固定資産税路線価公開台帳という名称で、現行の路線価図とは内容が異なっておりますので、あらかじめご了承ください。

● 現所有者申告制度（23区内）

土地・家屋の所有者が亡くなられた場合、相続人などの新たな所有者（現所有者）となった方は、ご自身が現所有者であることを申告する必要があります。

不動産登記簿のご名義が変更されるまでは、申告に基づき、現所有者の方に固定資産税・都市計画税を課税します。

◆申告対象者

土地・家屋の所有者が亡くなられたことにより現所有者となった方は、申告が必要です。

相続登記などにより不動産登記簿のご名義を変更された場合は、申告の必要はありません。

◆申告方法

「固定資産（土地・家屋）現所有者申告書」と添付書類*を、ご自身が現所有者であることを知った日の翌日から3か月以内に、土地・家屋が所在する区にある都税事務所へご提出ください。

*添付書類とは、住民票・戸籍謄本・遺言書など、①登記名義人が亡くなれたことが分かる書類、②申告される方が現所有者であることが分かる書類、③申告者の現住所が分かる書類です。詳しくは東京都主税局ホームページをご覧いただなか、所管の都税事務所にお問い合わせください。

◆申告の際の留意点

○申告の対象者は現所有者全員ですが、代表者が複数の現所有者をまとめて申告することもできます。この場合、申告書に記載された他の現所有者は申告不要です。

○遺産分割協議中などを含め、遺産分割協議書や遺言書などがない場合、当該土地・家屋は法定相続人全員の共有とみなされ、その法定相続人全員が現所有者となります。

○複数の区に土地・家屋がある場合は、それぞれの区に所在する都税事務所へご申告ください。

23区外の土地・家屋については、資産の所在する各市町村の担当窓口へお問い合わせください。

○現所有者申告では不動産登記簿のご名義は変更されません。なお、令和6年4月1日より相続登記が義務化されましたので、お早めの登記をお願いします。登記については、東京法務局（本局・支局・出張所）へご相談ください（詳しくは103ページをご覧ください。）。

● 縦覧と閲覧

(1) 縦覧帳簿の縦覧

縦覧とは、納税者の方が自己の土地・家屋の価格を同一区市町村内の他の土地・家屋の価格と比較し、所有する固定資産の価格が適正であるかを確認するための制度です。納税者の方は、縦覧期間中(23区内では、令和6年度は4月1日から7月1日まで。ただし、土曜日、日曜日、国民の休日又はその他の休日を除く。)は、土地・家屋の価格などが記載された縦覧帳簿を見ることができます。縦覧の際は、運転免許証など納税者ご本人であることが確認できるもの^{*}をお持ちください。

* 23区内の固定資産に係る縦覧時の本人確認方法については89ページをご覧ください。

(2) 固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者の方は、自己の資産について、年間を通じて固定資産課税台帳を閲覧することができます。借地人・借家人(対価が支払われるものに限る。)の方は、固定資産課税台帳のうち、借りている資産(借家の場合はその敷地も含む。)について記載された部分を閲覧することができます。^{*1} 閲覧の際は、運転免許証など納税義務者等ご本人であることが確認できるものをお持ちください。

また、借地人・借家人の方は、賃貸借契約書等^{*2}(対価が支払われるものに限る。)の原本も併せてお持ちください。

* 1 23区内の固定資産税に係る閲覧の申請については86～89ページをご覧ください。

* 2 転借権を有する方の場合、転貸借契約書等及び所有者と借地人・借家人との賃貸借契約書等

所有者の代理人と契約締結している場合、借地人・借家人の方の賃貸借契約書等と所有者と代理人の委任関係を証する書類(委任状等)

● 審査の申出(23区内)

固定資産税の納税者の方は、固定資産税・都市計画税に関する事項のうち、固定資産課税台帳に登録された「価格」について不服があるときは、固定資産課税台帳に価格等が登録された旨の公示の日(令和6年度は4月1日)から、納税通知書を受け取った日後3か月以内(ただし、上記公示の日以後に価格等の決定又は修正等があった場合、その通知を受け取った日後3か月以内)に、東京都固定資産評価審査委員会に対し、「審査の申出」をすることができます。

なお、令和6年度は、基準年度に当たるため、全ての土地及び家屋について固定資産課税台帳に登録された価格が、審査の申出の対象となります。

償却資産については、年度にかかわらず、全ての償却資産について固定資産課税台帳に登録された価格が、審査の申出の対象となります。

また、審査の決定に不服がある場合、決定の取消しの訴えを提起することができます。

● 固定資産税・都市計画税の計算は

[設例]

令和4年2月に23区内の土地に住宅を新築しました。土地の面積は150m²、家屋の床面積は100m²(木造2階建)です。

土地及び家屋の価格(評価額)などは、それぞれ次のとおりです。令和6年度の税額はどのように求めるのでしょうか。

● 土地……令和6年度価格	45,000,000円
令和5年度固定資産税課税標準額	6,750,000円
令和5年度都市計画税課税標準額	14,700,000円
● 家屋……令和6年度価格	9,000,000円



[計算]

■ 土地

	内 容	設例の場合	説 明
固定資産税	令和6年度価格 ①	45,000,000円	
	本則課税標準額 ②	7,500,000円	①×1/6 (小規模住宅用地)
	前年度課税標準額 ③	6,750,000円	
	負担水準 ④	90%	③÷②×100
	負担調整措置 ⑤	7,125,000円	③+(②×5%)
	令和6年度課税標準額 ⑥	7,125,000円	⑤>②の場合は②、⑤<②×20%の場合は②×20% 今回⑤は②(7,500,000円)を上回らないため、⑥=⑤
	当初税額 A	99,750円	⑥×税率 (1.4%) (円未満切捨て)
条例附則第15条の3	減額の適用可否* ⑦	7,425,000円	③×1.1
	B	103,950円	⑦×税率 (1.4%) (円未満切捨て) A<Bのため、減額適用なし
	相当税額	99,750円	
都市計画税	本則課税標準額 ⑧	15,000,000円	①×1/3 (小規模住宅用地)
	前年度課税標準額 ⑨	14,700,000円	
	負担水準 ⑩	98%	⑨÷⑧×100
	負担調整措置 ⑪	15,450,000円	⑨+(⑧×5%)
	令和6年度課税標準額 ⑫	15,000,000円	⑪>⑧の場合は⑧、⑪<⑧×20%の場合は⑧×20% 今回⑪は⑧(15,000,000円)を上回るため、⑫=⑧
	当初税額 C	45,000円	⑫×税率 (0.3%) (円未満切捨て)
	条例附則第20条の3		
減額の適用可否* ⑬	D	16,170,000円	⑨×1.1
		48,510円	⑬×税率 (0.3%) (円未満切捨て) C<Dのため、減額適用なし
軽減額 ⑭		22,500円	C×1/2 (円未満切上げ) 「小規模住宅用地に係る軽減」(50ページ参照)
	相当税額	22,500円	C-⑭

* 税額が前年度の1.1倍を超える土地に対する条例減額(39ページ参照)

なお、令和5年度は同減額の適用はなかったものとします。

■ 家屋

	内 容	設例の場合	説 明
固定資産税	令和6年度価格 ①	9,000,000円	
	令和6年度課税標準額 ②	9,000,000円	②=①
	当初税額 ③	126,000円	②×税率 (1.4%) (円未満切捨て)
	新築住宅減額 ④	63,000円	③×1/2「新築住宅の固定資産税の減額は」(42~43ページ参照)
都市計画税	相当税額 ⑤	63,000円	③-(④)
	令和6年度課税標準額 ⑥	9,000,000円	⑥=①
	相当税額 ⑦	27,000円	⑥×税率 (0.3%) (円未満切捨て)

(注) 上記算出例は土地1筆、家屋1戸ごとの相当税額ですので、実際の納付税額とは端数処理で一致しない場合があります。

都市計画税

都市整備などの費用に充てるための目的税で、都市整備、特に下水道、公園、生活道路、学校、病院、中小河川対策及び高潮対策などの充実強化のために使用されています。原則として都市計画法による市街化区域内に土地や家屋を所有している方に課税されます。都市計画税がかかる土地・家屋は、固定資産税の対象と同一のものです。

固定資産税と同様に市町村税ですが、23区内では特例で、都が都税として課税しています。

納める方

1月1日現在、土地、家屋の所有者として、固定資産課税台帳に登録されている方

納める額

▶ 土地・家屋

$$\boxed{\text{課税標準額}^{\ast 1}} \times \boxed{\text{税率}^{\ast 2} 0.3\%} - \boxed{\text{軽減額等}}$$

[小規模住宅用地の場合] (23区内)

$$\boxed{\text{課税標準額}^{\ast 1}} \times \boxed{\text{税率}^{\ast 2} 0.3\%} - \boxed{\text{小規模住宅用地に係る軽減額}}$$

(注) 小規模住宅用地に係る軽減額とは

$$\boxed{\text{小規模住宅用地の部分に相当する課税標準額}} \times 0.3\% \times 1/2$$

*1 課税台帳に登録されている価格（土地については、37～39、42ページをご覧ください。）

*2 税率は市町村によって異なりますので104ページをご覧ください。

納める時期と方法

原則として6月、9月、12月、2月の年4回。第1期の納付月（6月）に送付する納税通知書により、各納期に納めます（各市町村の納期は、104ページをご覧ください。）。

都市計画税は、土地、家屋の固定資産税とあわせて課税されます。納税通知書には、都市計画税と固定資産税の税額が記載されています。

土地の課税標準額は

● 課税標準額

固定資産課税台帳に登録されている価格です。ただし、土地については、下記課税標準の特例措置や宅地に係る負担調整措置が講じられている場合があります。詳しくは、38・39・42ページをご覧ください。

● 免税点

固定資産税が免税点未満の土地、家屋は、都市計画税は課税されません。詳しくは、38ページをご覧ください。

● 住宅用地に対する課税標準の特例措置

固定資産税と同様に定められています。詳しくは、38ページをご覧ください。

● 宅地の負担調整措置

固定資産税と同様の負担水準区分が適用され、負担調整措置が講じられます。詳しくは39・42ページをご覧ください。

都市計画税の軽減措置は(23区内)

● 小規模住宅用地に係る軽減

東京都では、小規模住宅用地（住宅1戸につき200m²までの土地）に係る都市計画税について、税額の2分の1を軽減しています。

● 商業地等に対する負担水準上限引下げ条例減額

39ページをご覧ください。

● 税額が前年度の1.1倍を超える土地に対する条例減額

39ページをご覧ください。

● 小規模非住宅用地に対する減免

40ページをご覧ください。

● 不燃化特区内における老朽住宅除却後の土地に対する減免

40ページをご覧ください。

● 耐震化のための建替えを行った住宅に対する減免

44ページをご覧ください。

● 耐震化のための改修を行った住宅に対する減免

44ページをご覧ください。

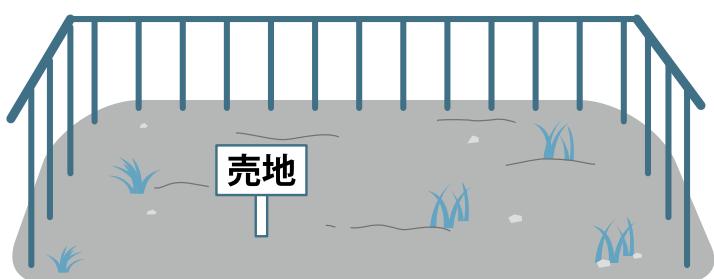
● 不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対する減免

45ページをご覧ください。

特別土地保有税

一定規模以上の土地を取得した方又は保有する方に課税される市町村税ですが、23区内では特例で、都が都税として課税しています。

ただし、現在の経済情勢等を踏まえ、特別土地保有税は、平成15年度以後、新たな課税を停止しています。



自動車と税金

自動車税環境性能割

自動車を取得したときに課税されます。

納める方

自動車を取得した方（個人・法人は問いません。）

納める額

自動車の通常の取得価額（課税標準額）× 税率

車種	税率
自家用自動車	非課税・1%・2%・3%
営業用自動車	非課税・0.5%・1%・2%

(注1) 新車・中古車は問いません。

(注2) 環境性能（燃費性能）に応じて税率が決まります。詳しくは52ページをご覧ください。

納める時期と方法

新規登録や移転登録などの登録の際に、東京運輸支局又は自動車検査登録事務所の構内にある自動車税事務所に申告して納めます。

● 自動車の通常の取得価額とは

自動車の取引価額などをいいます。なお、取得価額が50万円以下の場合は課税されません。

● 所有権留保付売買契約の場合は

割賦販売などで売主がその自動車の所有権を留保している場合には、使用者である買主が自動車の取得者とみなされて課税されます。

● 納税義務の免除

自動車の性能が良好でない、車体の塗色等が契約の内容と異なることを理由として、登録（取得）の日から1か月以内に購入先に返還（移転登録）したときは、申請により既に納めた税金を還付します。

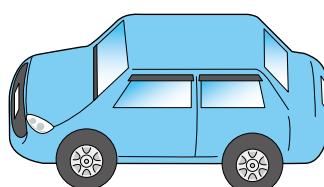
● 自動車税環境性能割の減免は

一定の要件を満たす場合は、申請により減免が受けられます。

詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。

なお、申請期限は、登録（取得）の日から1か月以内です。

減免上限額は、課税標準額300万円相当分に税率を乗じて得た額です。



自動車にかかる税金

自動車にかかる税金には、都税である自動車税環境性能割・自動車税種別割のほか、車検時や車両番号の指定を受けるときにかかる自動車重量税（国税）、軽自動車に対してかかる軽自動車税環境性能割・軽自動車税種別割（ともに区市町村税）などがあります。

■**自動車重量税**については、東京運輸支局、自動車検査登録事務所等（71ページ参照）

■**軽自動車税種別割**については、区・市役所、町村役場（101ページ参照）へお問い合わせください。

自動車税環境性能割の税率表

車種	税率 (R6.1.1 から R7.3.31まで)		税率 (R7.4.1 から R8.3.31まで)	
	自家用	営業用	自家用	営業用
①電気自動車（燃料電池自動車を含む。）				
②プラグインハイブリッド自動車				
③天然ガス自動車 (平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NOx10%低減)	非課税		非課税	
④ガソリン自動車及び⑤LPG自動車				
平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減、かつ令和2年度燃費基準達成				
かつ令和12年度燃費基準95%達成			非課税	非課税
かつ令和12年度燃費基準90%達成			1%	非課税
かつ令和12年度燃費基準85%達成			0.5%	
かつ令和12年度燃費基準80%達成	1%	非課税	2%	
かつ令和12年度燃費基準75%達成	2%	0.5%	1%	
かつ令和12年度燃費基準70%達成			3%	
かつ令和12年度燃費基準60%達成		1%	2%	2%
上記以外				
⑥ディーゼル自動車				
平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合、かつ令和2年度燃費基準達成				
かつ令和12年度燃費基準95%達成			非課税	非課税
かつ令和12年度燃費基準90%達成			1%	非課税
かつ令和12年度燃費基準85%達成			0.5%	
かつ令和12年度燃費基準80%達成	1%	非課税	2%	
かつ令和12年度燃費基準75%達成	2%	0.5%	1%	
かつ令和12年度燃費基準70%達成			3%	
かつ令和12年度燃費基準60%達成		1%	2%	2%
上記以外				

(注1) この表は乗用車の税率表です。バス・トラックの税率表については、東京都主税局のホームページをご覧ください。

(注2) 新車・中古車は問いません。

(注3) 令和12年度基準エネルギー消費効率、令和4年度基準エネルギー消費効率及び令和2年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、ガソリンを燃料とする乗用車のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、以下のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
令和12年度燃費基準85%達成	平成22年度燃費基準+84%達成
令和12年度燃費基準80%達成	平成22年度燃費基準+73%達成
令和12年度燃費基準70%達成	平成22年度燃費基準+51%達成
令和12年度燃費基準60%達成	平成22年度燃費基準+30%達成
令和2年度燃費基準達成	平成22年度燃費基準+50%達成

また、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、ガソリン・LPG・軽油を燃料とする乗用車のうち、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、以下のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
令和12年度燃費基準85%達成	令和2年度燃費基準123%達成
令和12年度燃費基準80%達成	令和2年度燃費基準116%達成
令和12年度燃費基準70%達成	令和2年度燃費基準102%達成
令和12年度燃費基準60%達成	令和2年度燃費基準87%達成

(注4) 「平成32年度燃費基準」は「令和2年度燃費基準」と同様の扱いです。

● 軽自動車税環境性能割（区市町村税）●

軽自動車を取得したときに課税されます。

（注）軽自動車税環境性能割は区市町村税ですが、当分の間は都道府県が課税及び徴収を行います。

納める方

三輪以上の軽自動車（特殊自動車を除く。）を取得した方（個人・法人は問いません。）

納める額

軽自動車の通常の取得価額（課税標準額）× 税率

車種	税率
自家用軽自動車	非課税・1%・2%
営業用軽自動車	非課税・0.5%・1%・2%

（注1）新車・中古車は問いません。

（注2）環境性能（燃費性能）に応じて税率が決まります。詳しくは54ページをご覧ください。

納める時期と方法

新規検査や使用・移転などの届出の際に、軽自動車検査協会の構内にある全国軽自動車協会で納めます。

● 軽自動車の通常の取得価額とは

軽自動車の取引価額などをいいます。なお、取得価額が50万円以下の場合は課税されません。

● 所有権留保付売買契約の場合は

割賦販売などで売主がその軽自動車の所有権を留保している場合には、使用者である買主が軽自動車の取得者とみなされて課税されます。

● 納税義務の免除

軽自動車の性能が良好でない、車体の塗色等が契約の内容と異なることを理由として、登録（取得）の日から1か月以内に購入先に返還（移転登録）したときは、申請により、既に納めた税金を還付します。

● 軽自動車税環境性能割の減免は

一定の要件を満たす場合は、申請により減免が受けられます。詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。

なお、申請期限は、登録（取得）の日から1か月以内です。

減免上限額は、課税標準額300万円相当分に税率を乗じて得た額です。

● 軽自動車税環境性能割の税率表

車種	税率 (R6.1.1 から R7.3.31 まで)		税率 (R7.4.1 から R8.3.31 まで)	
	自家用	営業用	自家用	営業用
①電気軽自動車（燃料電池軽自動車を含む。）	非課税		非課税	
②天然ガス軽自動車 (平成 30 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準 NOx10% 低減)	非課税		非課税	
③ガソリン自動車 平成 30 年排出ガス基準 50% 低減又は平成 17 年排出ガス基準 75% 低減、かつ令和 2 年度燃費基準達成	非課税		非課税	
かつ令和 12 年度燃費基準 80% 達成	1%	0.5%	1%	0.5%
かつ令和 12 年度燃費基準 75% 達成	2%	1%	1%	1%
かつ令和 12 年度燃費基準 70% 達成	2%	2%	2%	2%
かつ令和 12 年度燃費基準 60% 達成	2%	2%	2%	2%
上記以外				

(注 1) 新車・中古車は問いません。

(注 2) 令和 12 年度基準エネルギー消費効率、令和 4 年度基準エネルギー消費効率及び令和 2 年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、ガソリンを燃料とする乗用車のうち、平成 22 年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車については、以下のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
令和 12 年度燃費基準 80% 達成	平成 22 年度燃費基準 +73% 達成
令和 12 年度燃費基準 70% 達成	平成 22 年度燃費基準 +51% 達成
令和 12 年度燃費基準 60% 達成	平成 22 年度燃費基準 +30% 達成
令和 2 年度燃費基準 達成	平成 22 年度燃費基準 +50% 達成

また、令和 12 年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、ガソリンを燃料とする乗用車のうち、令和 2 年度基準エネルギー消費効率及び平成 27 年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車については、以下のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
令和 12 年度燃費基準 80% 達成	令和 2 年度燃費基準 116% 達成
令和 12 年度燃費基準 70% 達成	令和 2 年度燃費基準 102% 達成
令和 12 年度燃費基準 60% 達成	令和 2 年度燃費基準 87% 達成

(注 3) 「平成 32 年度燃費基準」は「令和 2 年度燃費基準」と同様の扱いです。



自動車税種別割

自動車を所有している方に課税される道府県税です。

納める方

4月1日現在、自動車の所有者として自動車検査証（車検証）に登録されている方

納める額

56ページの税率表をご覧ください。

なお、令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車は、恒久的に自動車税種別割が引き下げられます。

納める時期と方法

5月に都税総合事務センターから送付する納税通知書で、納期限までに納めます。

納付方法について、詳しくは75~77ページをご覧ください。

● 年度の途中で自動車の新規登録などがあった場合は

自動車の新規登録や廃車などの場合には、下表のとおり課税されます。

	登録の状況	課税の取扱い				
新規登録		月割課税 ^{*1} 登録の月の翌月から年度末までの分を月割計算で課税				
廃車		月割課税 ^{*1} 4月から消滅（抹消登録）の月までの月数による課税				
所有者の変更、転入・転出	<table><tr><td>東京都内の異動</td><td></td></tr><tr><td>都道府県間（東京都↔他道府県）の異動^{*2}</td><td></td></tr></table>	東京都内の異動		都道府県間（東京都↔他道府県）の異動 ^{*2}		年課税 「4月1日現在の所有者」に、1年分を課税
東京都内の異動						
都道府県間（東京都↔他道府県）の異動 ^{*2}						

* 1
$$56 \text{ ページの年額} \times \frac{\text{課税される月数}}{12} = \text{税額}$$
 (100円未満切捨て)

新規登録の場合は、自動車税事務所の窓口で、直接納めます。

* 2 都道府県間（東京都↔他道府県）での転出入については、4月1日現在の登録地の都道府県が1年分を課税します。

● 名義変更、廃車の申告は

自動車を譲り受けたり、廃車にした場合などは、東京運輸支局又は自動車検査登録事務所にその旨を登録し、自動車税事務所に申告してください。

これらの登録・申告をしないと、前の所有者に引き続き課税されることがありますので、ご注意ください。

● 所有权保留付売買契約の場合は

割賦販売などで売主がその自動車の所有権を留保している場合には、使用者である買主が自動車の所有者とみなされて課税されます。

● 自動車税種別割の減免は

一定の要件を満たす場合は、申請により減免が受けられます。詳しくは、83ページをご覧ください。

なお、申請期限は、既に所有している自動車に対する課税の場合は納期限まで、新たに購入した自動車に対する課税の場合は登録（取得）の日から1か月以内です。

減免上限額は45,000円です。ただし、新規登録の場合は、登録の月の翌月から年度末までの月数による45,000円の月割額が減免上限額です。

なお、グリーン化特例（重課）の適用後の自動車税種別割額と45,000円との差額が1,000円未満の場合は、重課後の自動車税種別割額全額が減免になります。自動車税種別割の重課については、57ページをご覧ください。

● 税率表（年額）

車種		自家用		営業用
		令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けた車	令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた車	
乗用車 (総排気量)	1ℓ以下・電気自動車	29,500円	25,000円	7,500円
	1ℓ超~1.5ℓ以下	34,500円	30,500円	8,500円
	1.5ℓ超~2ℓ以下	39,500円	36,000円	9,500円
	2ℓ超~2.5ℓ以下	45,000円	43,500円	13,800円
	2.5ℓ超~3ℓ以下	51,000円	50,000円	15,700円
	3ℓ超~3.5ℓ以下	58,000円	57,000円	17,900円
	3.5ℓ超~4ℓ以下	66,500円	65,500円	20,500円
	4ℓ超~4.5ℓ以下	76,500円	75,500円	23,600円
	4.5ℓ超~6ℓ以下	88,000円	87,000円	27,200円
	6ℓ超	111,000円	110,000円	40,700円
貨客兼用車 (最大積載量 及び総排気量) ※最大乗車定員 4人以上	1t以下	1ℓ以下	13,200円	10,200円
		1ℓ超~1.5ℓ以下	14,300円	11,200円
		1.5ℓ超	16,000円	12,800円
	1t超~2t以下	1ℓ以下	16,700円	12,700円
		1ℓ超~1.5ℓ以下	17,800円	13,700円
		1.5ℓ超	19,500円	15,300円
	2t超~3t以下	1ℓ以下	21,200円	15,700円
		1ℓ超~1.5ℓ以下	22,300円	16,700円
		1.5ℓ超	24,000円	18,300円
トラック (最大積載量) ※最大乗車定員 3人以下	1t以下		8,000円	6,500円
	1t超~2t以下		11,500円	9,000円
	2t超~3t以下		16,000円	12,000円
	3t超~4t以下		20,500円	15,000円
	4t超~5t以下		25,500円	18,500円
	けん引車	小 型	10,200円	7,500円
		普 通	20,600円	15,100円
	被けん引車	小 型	5,300円	3,900円
		8t以下	10,200円	7,500円
		8t超~9t以下	15,300円	11,300円
		9t超~10t以下	20,400円	15,100円
		10t超~11t以下	25,500円	18,900円

(注) この税率表は、自動車税種別割のグリーン化特例の適用を受けない自動車の税率の抜粋です。

その他の税率表については、東京都主税局ホームページをご覧ください。

● 自動車税種別割のグリーン化税制

地球環境を保護する観点から、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に対しては自動車税種別割を軽減する一方、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車に対しては税率を重くする「自動車税種別割のグリーン化税制」が実施されています。

1 環境負荷の小さい自動車に対する軽課

- 適用対象：(1) 排出ガス基準及び燃費基準が下表の条件を満たす営業用乗用車
(2) 電気自動車（燃料電池自動車を含む。）、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車

軽減内容：

- (1) 排出ガス基準及び燃費基準が下表の条件を満たす営業用乗用車

初回新規登録 (初度登録)	対象年度	軽減基準			軽減割合
		燃料	排出ガス基準	燃費基準	
令和6年度	登録の翌年度 1年間	ガソリン 又は LPG	平成30年排出ガス基準 50%低減(☆☆☆☆)又は 平成17年排出ガス基準 75%低減(☆☆☆☆)	① 令和12年度燃費基準90%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	おおむね75%
				② 令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	おおむね50%
		軽油	平成30年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス基準適合 (クリーンディーゼル自動車)	① 令和12年度燃費基準90%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	おおむね75%
				② 令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	おおむね50%

(注1) 燃費基準を達成している場合、自動車検査証（車検証）の備考欄にその旨が記載されます。

(注2) 「平成32年度燃費基準」は「令和2年度燃費基準」と同様の扱いです。

- (2) 電気自動車（燃料電池自動車を含む。）、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス基準に適合した車）
→おおむね75%軽減

軽減期間：初回新規登録した年度の翌年度分の自動車税種別割が軽減されます。

2 環境負荷の大きい自動車に対する重課

対象車種		対象条件	重課割合
ディーゼル自動車	バス・トラック	4月1日現在初回新規登録後11年を経過したもの	おおむね10%
	バス・トラック以外		おおむね15%
ガソリン自動車・LPG自動車	バス・トラック	4月1日現在初回新規登録後13年を経過したもの	おおむね10%
	バス・トラック以外		おおむね15%

(注1) 一般乗用用バス、電気・天然ガス・メタノール自動車、ハイブリッド自動車（ガソリンを燃料とするもの）、被けん引車、スクールバスを除きます。

(注2) 都が指定する粒子状物質減少装置を装着するディーゼル自動車、1945年（昭和20年）までに製造された自動車（ヴィンテージカー）については、納期限内に申請することにより重課分を減免します。

● ゼブ ZEV導入促進税制（都独自の課税免除）

適用対象	次に掲げる自動車で、平成21年度から令和7年度までに初回新規登録を受けたもの ・電気自動車 ・燃料電池自動車（水素を燃料とするもの） ・プラグインハイブリッド自動車
軽減期間	初回新規登録時の自動車税種別割（月割）及び翌年度からの5年度分の自動車税種別割
軽減内容	課税免除

● 車検（継続検査・構造等変更検査）を受けるための納税証明は

平成27年4月より車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所において、自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能になりました。そのため、車検時に納税証明の提示を省略できます。

- (注1) 納付後、運輸支局等で納税確認が可能となるまで、最大で10日程度かかります。
この期間内に車検を受ける場合には、都税事務所・金融機関等の窓口、又はコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の自動車税（種別割）納税証明（継続検査等用）を運輸支局等にご提示ください。
- (注2) 東京都から他道府県へ転出した自動車は、翌年度の4月1日から納期限前までの期間、運輸支局等で納税確認ができない場合がありますので、納税通知書右端の自動車税（種別割）納税証明（継続検査等用）をご提示ください。
- (注3) 車検を受ける年度中に都道府県間（東京都⇒他道府県）で転出入があった場合は、当該年度の4月1日現在登録があった都道府県へお問い合わせください。

納税通知書右端の自動車税（種別割）納税証明を紛失した方や ペイジー・クレジットカード・スマートフォン決済アプリで自動車税種別割を納付された方

申請により自動車税（種別割）納税証明を発行することが可能です。

詳しい申請手続については、76ページをご確認ください。

・ペイジーで納付された方

納付日の約1週間後から取得が可能です。都税事務所・自動車税事務所・都税証明郵送受付センター等へ申請してください。

・クレジットカード・スマートフォン決済アプリで納付された方

納付手続完了直後から納税証明が発行できます（納付手続から約1週間以内の申請については、地方税お支払サイトの履歴詳細画面又はスマートフォン決済アプリの支払履歴画面等の提示が必要です。）。

※一部スマートフォン決済アプリには、支払履歴画面がございませんのでご注意ください。

- (注) 車検が近い等お急ぎの場合は、都税事務所・金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の自動車税（種別割）納税証明（継続検査等用）をご利用ください。

自動車税種別割に関するお問合せは、東京都自動車税コールセンターをご利用ください。

《お問合せ先》 東京都自動車税コールセンター (03)3525-4066

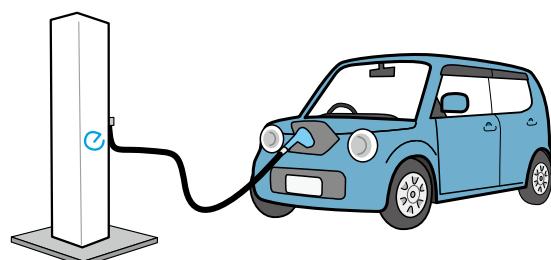
平日 9時～17時（土日・休日、年末年始12/29～1/3を除く。）

※電話番号は、おかげ間違いのないようご注意ください。

※月曜日及び休日明けの午前中はお問合せの電話が集中し、

しばらくの間つながりにくくなることがありますのでご了承ください。

自動車税種別割の納期は5月です。必ず納期限までにお納めください。



軽油引取税

元売業者又は特約業者から、軽油を現実に引き取った方に課税されます。流通の過程においては、一般的に軽油の本体価格に上乗せされるため、消費者の方が軽油を購入するときの価格には軽油引取税相当額が含まれています。

納める方

元売業者又は特約業者から軽油を現実に引き取った方など

納める額

引き取った軽油の量(キロリットル) × 税率 32,100円

納める時期と方法

元売業者又は特約業者が、軽油を現実に引き取った方などから代金と一緒に税金を預かり、1か月分をまとめて翌月末日までに申告して納めます。

● 軽油とは

次の規格を有する炭化水素油です。

- 比重(15°C)…………… 0.8017超0.8762以下
- 分留性状90%留出温度……… 267度超400度以下
- 残留炭素分…………… 0.2%以下
- 引火点…………… 130度以下

● 元売業者、特約業者とは

元売業者：軽油を製造、輸入又は販売することを業とする方で、総務大臣に指定された方をいいます。

特約業者：元売業者との販売契約に基づいて継続的に軽油の供給を受け販売する方のうち、都道府県知事に指定された方をいいます。

● 免税軽油とは

船舶の動力源など、法令で定める用途に使用される軽油は、所定の手続により免税となります。

免税となる軽油を使用するためには、まず免税軽油使用者証の交付を受けて免税軽油使用者になります、その上で免税証の交付を受けなければなりません。

● 免税証等の返納命令について

免税軽油使用者が、地方税に関する法令の規定に違反した場合などには、免税軽油使用者証と免税証の返納を命じることがあります。

● 軽油引取税の申告書、免税軽油に係る申請書等の提出先

提出先	事務所又は事業所等の所在地
中央都税事務所	千代田区、中央区、文京区、台東区、荒川区
港都税事務所	港区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区
新宿都税事務所	新宿区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区
江東都税事務所	墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区
立川都税事務所	多摩の市町村全域
各支庁	島しょ

(注1) 都外に本店を有する元売業者又は特約業者の申告書等の書類の提出先は、中央都税事務所です。

(注2) 島しょの所管区域については100ページをご覧ください。

● 製造等の承認を受ける義務について

軽油を製造するときや、燃料炭化水素油を自動車の燃料として販売（消費）するとき、軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造するときは、事前に知事の承認を受けなければなりません。詳しい手続等については、所管の都税事務所・支庁にお問い合わせください。

● 混合軽油などへの課税について

軽油に灯油や重油などを混ぜたり、灯油と重油などを混ぜて製造した混合軽油を販売（消費）した場合は、販売（消費）した方に軽油引取税が課税されます。

また、軽油又は揮発油以外の燃料炭化水素油（灯油や重油等）であっても、自動車の燃料として販売（消費）した場合は、軽油引取税が課税されます。

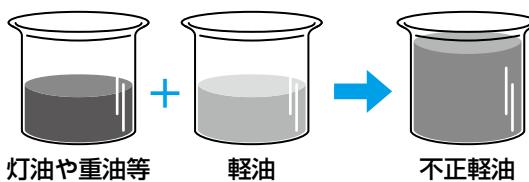
承認を受けずに、これらの製造、販売（消費）を行った場合及びこれらに関与した場合、罰則が適用されることがあります。

なお、都では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（環境確保条例）により、排出ガスに含まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用及び販売が規制されています。

不正軽油は犯罪です！

不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油等と軽油を不正に混ぜ、軽油と称し販売、使用されているもので、軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為であるとともに、大気汚染、エンジントラブル、不正競争の原因ともなる犯罪行為です。

典型的な
不正軽油の
仕組み



軽油引取税
を脱税!!

大気
汚染!!

都では不正軽油防止に向け、ディーゼル車からの軽油抜取調査等を行い、不正軽油の使用に対して厳正な処分を行っています。

不正軽油に関する情報をお寄せください！

不正軽油 110 番 (0120) 231 - 793

ふせい
なくそう
(フリーダイヤル)

自動車と税金

● 不正軽油等に対する罰則

脱税に関する罪	懲役 10年以下	罰金 1,000万円以下
製造の承認を受ける義務に関する罪	懲役 10年以下	罰金 法人重科 1,000万円以下 3億円以下
不正軽油の製造に要する資金・ 土地・建物・機械・原材料・薬品 等の提供又は運搬に関する罪	懲役 7年以下	罰金 法人重科 700万円以下 2億円以下
不正軽油の運搬、保管、取得又は処分 の媒介若しくはあっせんに関する罪	懲役 3年以下	罰金 法人重科 300万円以下 1億円以下
承認を受けずに、灯油や重油などを自動車 の燃料として譲渡又は消費する罪	懲役 2年以下	罰金 100万円以下

レジャーと税金

ゴルフ場利用税

ゴルフ場を利用する方に対して、利用の日ごとに定額で課税されます。この税収の10分の7は、ゴルフ場が所在する区市町村に交付されます。

納める方

ゴルフ場の利用者

納める額

ゴルフ場のホール数や利用料金等により等級が定められています。

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
税率	1,200円	1,100円	1,000円	900円	800円	600円	500円	400円

納める時期と方法

ゴルフ場経営者など（特別徴収義務者）が、利用者から税金を預かり、1か月分をまとめて翌月末日までに都税事務所・都税支所・支庁に申告して納めます。

● ゴルフ場とは

ホールの数が18以上であり、かつ、ホールの平均距離が100m以上の施設及びホールの数が9以上で、かつ、ホールの平均距離がおおむね150m以上の施設をいいます。

● ゴルフ場利用税の非課税や軽減は

18歳未満の方、70歳以上の方、障害のある方、国民スポーツ大会のゴルフ競技（公式練習を含む。）に参加する選手、国際競技大会のゴルフ競技（公式練習を含む。）に参加する選手がゴルフ場を利用した場合や、学生等が学校の教育活動として利用した場合には、課税されません。

また、都では、65歳以上70歳未満の方や利用時間について特に制限のある利用（早朝・薄暮利用など）をした方が一定の要件に該当するゴルフ場の利用を行った場合には、税率を2分の1に軽減しています。

狩猟税

鳥獣の保護や狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるための目的税で、狩猟者の登録に対して課税されます。

納める方

狩猟者の登録を受ける方

納める額

狩猟免許の種類により異なります。62ページの税率表をご覧ください。

納める時期と方法

狩猟者の登録を受けるとき、東京都主税局や都税事務所、支庁に納めます。

○税率表

免許の種類	区分	税率
第一種銃獵 *1	A	16,500円
	B	11,000円
網獵・わな獵 *2	A	8,200円
	B	5,500円
第二種銃獵 *3	—	5,500円

* 1 散弾銃・ライフル銃

* 2 網獵免許、わな獵免許の、それぞれの区分ごとに課税されます。

* 3 空気銃（ガス銃を含む。）

A：第一種銃獵又は網獵・わな獵免許に係る狩猟者の登録を受ける方で、Bに該当する方以外の方

B：都民税の所得割額を納付することを要しない方のうち、同一生計配偶者、扶養親族以外の方。当該同一生計配偶者、扶養親族のうち農林水産業に従事している方

(注1) 第一種銃獵免許登録を受けた方が空気銃を使用する場合には、第二種銃獵に係る狩猟税は課されません。

(注2) 次の措置が令和11年3月31日まで講じられます。

①対象鳥獣捕獲員・認定鳥獣捕獲等事業者の従事者には、狩猟税は課されません。

②狩猟者登録を申請する日前1年以内に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可又は当該許可に係る従事者証の交付を受けて、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った場合における狩猟税の税率を2分の1とします。

都たばこ税

都たばこ税は、卸売販売業者等が都内の小売販売業者にたばこ（輸入たばこを含む。）を売り渡す場合等に課税される税金で、たばこの価格に含まれています。

都内でたばこを買っていただくと、たばこの流通を通じ、都の税収入となり、皆さんの暮らしに役立てられています。

納める方

製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者など

納める額

製造たばこ本数（1,000本につき）× 税率

納める時期と方法

1か月分の製造たばこの品目ごとの売渡し本数をまとめて税額を計算し、翌月末日までに都税事務所に申告して納めます。都たばこ税の申告納付は、港都税事務所が一括して取り扱っています。

○税率（1,000本につき）

	都たばこ税	区市町村 たばこ税	国たばこ税	たばこ特別税 (国税)	合 計
平成30年10月 ～令和2年9月	930円	5,692円	5,802円	820円	13,244円
令和2年10月 ～令和3年9月	1,000円	6,122円	6,302円	820円	14,244円
令和3年10月以降	1,070円	6,552円	6,802円	820円	15,244円

※製造たばこの税率は、平成30年10月から令和3年10月にかけて段階的に引き上げされました。

宿泊税

都内の旅館・ホテルに宿泊する方に課税される法定外目的税で、平成14年10月1日から実施されています。宿泊税の税収は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てられます。

納める方

都内の旅館・ホテルに宿泊する方

納める額

宿泊数 × 税率

○税率

宿泊料金（1人1泊）	税率
10,000円以上 15,000円未満	100円
15,000円以上	200円

(注) 宿泊料金が1人1泊10,000円未満の宿泊には課税されません。

【宿泊料金とは】

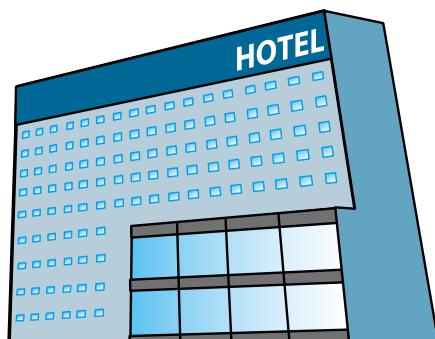
食事料金などを含まない、いわゆる素泊まりの料金をいいます。

宿泊料金に含まれるもの	<ul style="list-style-type: none">・素泊まりの料金・素泊まりの料金にかかるサービス料
宿泊料金に含まれないもの	<ul style="list-style-type: none">・消費税等に相当する金額・宿泊以外のサービスに相当する料金 (例) 食事、会議室の利用、電話代等

納める時期と方法

旅館・ホテルの経営者が、宿泊者から税金を預かり、1か月分をまとめて翌月末日までに千代田都税事務所又は当該施設の所在地を所管する都税事務所・都税支所・支庁へ申告*して納めます。

*郵送・窓口での申告のほか、eLTAX及び東京共同電子申請・届出サービス(<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/>)からの電子申告も受け付けています。



令和5年度東京都税制調査会報告

東京都税制調査会は、地方分権の時代にふさわしい地方税制及び国・地方を通じた税制全体のあり方等の参考とするため、幅広く有識者等の意見の表明又は有識者との意見の交換を行う懇談会です。都議会議員、大学教授、実務家、都内自治体の首長を委員として、知事から意見を求められた税制その他関連する諸制度の在り方について、議論を行い、その成果を報告としてまとめ、公表しています。

3年間を1期とする東京都税制調査会では、令和5年度は第8期の2年目にあたります。令和5年度はふるさと納税や宿泊税などの都が直面する税制上の課題とともに、環境関連税制や、少子化などの政策課題に係る税制上の対応等について検討を行いました。

○ 令和5年度東京都税制調査会報告の主な内容

1 ふるさと納税

- 多くの問題点を有していることから、抜本的に見直し、寄附金税制の本来の趣旨に沿った制度に改めるべき
 - 具体的な見直しの方策についての主な意見は以下のとおり
 - ・「寄附」本来の姿に近づけるため、返礼割合を段階的に引下げていくべき
 - ・特例分の控除額に定額で上限を設定することが考えられる
 - ・返礼品は、所得税法第78条の「特別の利益」に当たると考えられ、控除の対象となる寄附金額から受領した返礼品に相当する金額を除くべき
- 問題点を都民に提起し、理解を促進すること、問題意識を同じくする地方自治体と連携し、国に対して制度の見直しを求めていくことも重要

2 環境関連税制

- 住宅の脱炭素化に向けて、取得時において断熱・省エネ性能が優れた住宅の選択を促すため、不動産取得税に、環境性能に応じて税率を設定する環境性能割を導入することが有効と考えられる
- 新築住宅に対する固定資産税の減額措置は、環境性能の観点を盛り込むべきであり、環境性能の高い住宅に対象を重点化すべき
- 省エネリフォームに係る減額措置について、減額割合及び要件の緩和等、制度の見直しを行うべき

3 宿泊税

- 宿泊料金の上昇、外資系高級ホテル等の高額な宿泊の増加、観光産業振興費の増加等も踏まえ、税負担水準を引き上げる方向が適当
- 高額な宿泊が増加しており、宿泊料金に応じた新たな税率区分の設定などを検討すべき
- 税率について、一方で、社会経済の変化に順応しつつ、応分の負担を求める観点からは、定率での課税が有効。他方で、定額での課税は、分かりやすさ、事務コスト等の点でメリット
- 宿泊客は様々で、その目的も多様。応益課税の考え方から、課税趣旨及び税収使途との関係で課税対象者等を整理する必要
- 公平性・応益課税の観点からは、宿泊料金による課税免除を見直すこと、民泊等も課税対象とすることが考えられる。ただし、費用対効果を勘案する必要

東京都主税局ホームページには、令和5年度東京都税制調査会報告をはじめ、過去の報告や調査会の資料、ライブ配信映像（会議の様子）を掲載しています。ぜひご覧ください。

東京都税制調査会 <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/report/index.html>

国 税

以下の税金は、国税です。このほかにも、3ページにあるとおり、様々な種類の国税があります。

所得税（国税）

納める方

- ▶日本国内に住所がある個人で、所得のあった方
- ▶日本国内に住所がないが、国内で生じた所得のあった方 など

納める額

$$(所得金額 - 所得控除額) \times \text{税率} - \text{税額控除額}$$

○所得控除額 8ページ及び10ページ参照

○税率(速算表)

課税される所得金額	税率	控除額
195万円未満	5%	0円
195万円以上 330万円未満	10%	97,500円
330万円以上 695万円未満	20%	427,500円
695万円以上 900万円未満	23%	636,000円
900万円以上 1,800万円未満	33%	1,536,000円
1,800万円以上 4,000万円未満	40%	2,796,000円
4,000万円以上	45%	4,796,000円

- *1 課税される所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- *2 変動所得や臨時所得に対する平均課税の適用を受ける場合の調整所得金額に対する税額もこの表で求めます。
- *3 あわせて復興特別所得税が課税されます（91ページ参照）。

○税額控除額 66ページ参照

納める時期と方法

(1) 原則

1年間の所得金額と税額を自分で計算し、翌年2月16日から3月15日までに、納税地を管轄する税務署に確定申告をして納めます（申告納税制度）。

(2) 給与所得者

毎月の給与から見込税額を源泉徴収され、年末に1年間の給与総額が確定した時点で年末調整により税額が精算されるため、原則として、確定申告の必要はありません。

ただし、次のような方は、上記（1）の方と同様に確定申告が必要です。

（ア）その年中に支払を受ける給与等の金額が2,000万円を超える人

（イ）1か所から給与等の支払を受けている人（その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合に限る。）で、給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円を超える人

（ウ）2か所以上から給与等の支払を受けている人で、給与等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与等の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人 など

(3) 年金所得者

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありません。

また、上記(2)又は(3)に該当する方であっても、医療費控除や住宅借入金等特別控除（適用初年分）などを受ける方は、確定申告が必要です。

詳しくは、税務署（102ページ参照）へお問い合わせください。

—— 申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。——

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成したデータは、プリントアウトして郵送などで提出していただくか、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出することができます。

※ 詳しい内容は国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

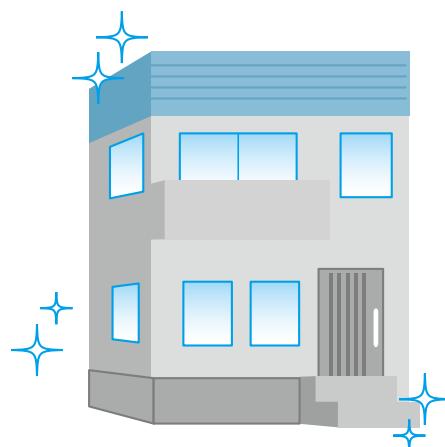
税額控除（主なもの）

● 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）など

住宅ローン等を利用して、住宅を新築、取得又は増改築した場合、一定の要件に該当していれば入居した年分以後の、各年分の所得税額から一定額が控除されます。

民間の金融機関や独立行政法人住宅金融支援機構などのローン等を利用し、その返済期間が10年以上の割賦返済である場合で、一定の要件に該当する方に適用されます。

また、認定住宅やZEH水準省エネ住宅の新築又は取得（未使用のものに限る。）のほか、省エネ改修、バリアフリー改修、耐震改修など、既存住宅の改修工事をした方について所得税の特別控除を受けられる場合があります。詳しくは税務署（102ページ参照）へお問い合わせください。



法人税（国税）

納める方

会社などの法人（収益事業を行っている公益法人等や人格のない社団等も含む。）

納める額

$$\boxed{\text{所得金額}} \times \boxed{\text{税率}} - \boxed{\text{税額控除額}}$$

○税率

開始事業年度		令和4年4月1日以後		平成30年4月1日～令和4年3月31日		平成28年4月1日～平成30年3月31日		
法人等の区分		年所得	800万円 以下の部分	800万円 超の部分	800万円 以下の部分	800万円 超の部分	800万円 以下の部分	800万円 超の部分
普通法人	中小法人 ^{*1}	15% ^{*4}	23.2%	15% ^{*4}	23.2%	15%	23.4%	
	中小法人以外の法人		23.2%		23.2%		23.4%	
人格のない社団等		15%	23.2%	15%	23.2%	15%	23.4%	
公益法人 等	一般社団法人等 ^{*2} 公益法人等とみなされているもの ^{*3}	15%	23.2%	15%	23.2%	15%	23.4%	
	上記以外の公益法人等	15%	19%	15%	19%	15%	19%	
協同組合等 特定の医療法人		15% ^{*5}	19% ^{*6}	15% ^{*5} (16%) ^{*7}	19% ^{*6} (20%) ^{*7}	15% (16%) ^{*7}	19% ^{*6} (20%) ^{*7}	

- * 1 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるものをいいます。
ただし、大法人との間に当該大法人による完全支配関係がある普通法人等の一部の法人を除きます。
- * 2 非営利型法人である一般社団法人、一般財団法人及び労働者協同組合（特定労働者協同組合に限る。）並びに公益社団法人及び公益財団法人をいいます。
- * 3 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人並びにマンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合をいいます。
- * 4 平成30年4月1日から令和7年3月31日までに開始する事業年度について適用
平成31年4月1日以後開始事業年度において、事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得の金額の年平均額が15億円を超える普通法人については、19%
- * 5 平成30年4月1日から令和7年3月31日までに開始する事業年度について適用
平成31年4月1日以後開始事業年度において、事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得の金額の年平均額が15億円を超える特定の医療法人については、800万円超の部分の税率と同率
- * 6 一定規模以上の協同組合等の年10億円超の部分については、22%
- * 7 ()は、協同組合等又は特定の医療法人が連結親法人である場合の税率です。

備考 「グループ通算制度」の通算法人に適用される税率については、国税庁ホームページ「グループ通算制度の概要」をご覧ください。

納める時期と方法

原則として、事業年度終了の日の翌日から2か月以内に税務署に申告して納めます。詳しくは、税務署（102ページ参照）へお問い合わせください。

地方法人税（国税）

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人住民税法人税割の税率が引き下げられ、地方法人税が創設されました。

納める方

法人税の納税義務のある法人

納める額

$$\boxed{\text{課税標準法人税額}} \times \boxed{\text{税率}}$$

開始事業年度	令和元年10月1日以後	平成26年10月1日～令和元年9月30日
税率	10.3%	4.4%

納める時期と方法

法人税と同様、原則として事業年度終了の日の翌日から2か月以内に税務署に申告して納めます。
詳しくは、税務署（102ページ参照）へお問い合わせください。

贈与税（国税）

個人から不動産や現金などを無償でもらったときに、もらった方に課税されます。また、個人から著しく低い価格で財産を譲り受けた場合や債務を免除してもらった場合にも贈与税の対象となります。

納める方

個人から財産の贈与を受けた方

納める額（暦年課税の場合）

(その年に贈与を受けた財産の価額の合計 - 基礎控除 110万円) × 税率 - 速算表の控除額

○税率（速算表）

基礎控除後の課税価格	一般税率		特例税率*	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	0万円	10%	0万円
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円		
600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1,500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
4,500万円以下	(3,000万円超) 55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超			55%	640万円

* 直系尊属（父母や祖父母など）からの贈与により財産を取得した受贈者（財産の贈与を受けた年の1月1日ににおいて18歳以上の方に限ります。）については、「特例税率」を適用して税額を計算します。

納める時期と方法

贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに、贈与を受けた方の住所地を所轄する税務署に申告して納めます。詳しくは、税務署（102ページ参照）へお問い合わせください。



● 相続時精算課税

相続時精算課税は、贈与を受けた年の1月1日において60歳以上の父母又は祖父母から、18歳以上の子又は孫が贈与を受けたときに選択できる制度で、贈与財産に対する贈与税を納め、贈与者が亡くなった時にその贈与財産の贈与時の価額^{*1}と相続財産の価額とを合計した金額を基に相続税額を計算し、既に納めた贈与税額を控除する方式です。

贈与税額の計算については、毎年利用できる基礎控除110万円^{*2}及び複数年にわたり利用できる特別控除額2,500万円（前年以前において、既にこの特別控除額を控除している場合は、残額が限度額となります。）を贈与財産の課税価格から控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて算出することができます。

なお、令和8年12月31日までに、一定の自己居住用家屋の取得等資金の贈与を受ける場合については、60歳未満の父母又は祖父母からの贈与についても相続時精算課税を選択することができます。

相続時精算課税を選択するには、贈与税の申告期間内に申告書、相続時精算課税選択届出書及び必要書類の提出が必要です。詳しくは、税務署（102ページ参照）へお問い合わせください。

* 1 令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産については、贈与時の価額からその年分の基礎控除110万円を控除した後の残額となります。

* 2 令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

● 配偶者控除の特例～夫婦間の居住用不動産の贈与等の特例～

婚姻期間が20年以上の夫婦間で居住用不動産又はその取得資金の贈与が行われた場合、一定の要件に該当した場合、贈与税の申告をすることにより、基礎控除額の110万円のほかに最高2,000万円までの配偶者控除が受けられます。

● 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例

18歳以上の子又は孫が令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に直系尊属（父母や祖父母など）から住宅取得等資金^{*1}の贈与を受け、一定の要件に該当した場合、住宅取得等資金のうち一定金額^{*2}について非課税措置が受けられます。

この特例を適用するには、贈与税の申告期間内に、申告書及び必要書類の提出が必要です。詳しくは、税務署（102ページ参照）へお問い合わせください。

* 1 住宅取得等資金とは、贈与を受けた方が自己の居住の用に供する家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭をいいます。

* 2 非課税限度額は、耐震性能・省エネ性能・バリアフリー性能のいずれかを有する住宅用家屋については1,000万円、その他の住宅用家屋は500万円です。

● 直系尊属から教育資金の贈与を受けた場合の特例

平成25年4月1日から令和8年3月31日までの間に、直系尊属（父母や祖父母など）から教育資金の贈与を受け、金融機関に信託などをした場合、金融機関の営業所等を経由して税務署に教育資金非課税申告書を提出することにより、贈与を受けた方（30歳未満で前年の合計所得金額が1,000万円を超えない方に限ります。）1人につき、1,500万円（学校等以外に支払う費用については500万円を限度）まで贈与税の非課税措置が受けられます。

● 直系尊属から結婚・子育て資金の贈与を受けた場合の特例

平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間に、直系尊属（父母や祖父母など）から結婚・子育て資金の贈与を受け、金融機関に信託などをした場合、金融機関の営業所等を経由して税務署に結婚・子育て資金非課税申告書を提出することにより、贈与を受けた方（18歳以上50歳未満で前年の合計所得金額が1,000万円を超えない方に限ります。）1人につき、1,000万円（結婚に際して支払う費用については300万円を限度）まで贈与税の非課税措置が受けられます。

相続税（国税）

納める方

相続や遺贈（遺言によって財産を与えること）などによって財産を取得した方

納める額

下記の「税額の計算方法は」をご覧ください。

○税率（速算表）

法定相続分に分けた額	税率	控除額	法定相続分に分けた額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	0万円	2億円以下	40%	1,700万円
3,000万円以下	15%	50万円	3億円以下	45%	2,700万円
5,000万円以下	20%	200万円	6億円以下	50%	4,200万円
1億円以下	30%	700万円	6億円超	55%	7,200万円

納める時期と方法

相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に、被相続人の死亡の時における住所地を所轄する税務署に申告して納めます。詳しくは、税務署（102ページ参照）へお問い合わせください。

● 税額の計算方法は

(1) 相続人ごとに課税価格を算出します。

$$\text{各人の課税価格} = \boxed{\text{相続した財産の価額}} + \boxed{\text{相続時精算課税適用財産の価額}^{\ast 1}} - \boxed{\text{債務や葬式費用の額}} + \boxed{\text{相続開始前3年以内}^{\ast 3}\text{の贈与財産の価額}}$$

* 1 相続時精算課税を選択していた場合に限ります。

* 2 令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産については、贈与時の価額からその年分の基礎控除110万円を控除した後の残額となります。

* 3 令和5年度税制改正において、相続開始前7年以内まで順次延長することとされました。

(2) 課税遺産総額を計算します。

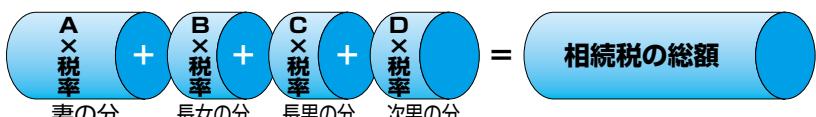
$$\boxed{\text{課税遺産総額}} = \boxed{\text{各人の課税価格の合計額}} - \boxed{3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}^{\ast})}$$

* 法定相続人の数は、相続の放棄をした人がいても、その放棄がなかったものとして計算します。また、養子については、実子がいる場合は1人まで、実子がない場合は2人までを法定相続人の数に含めます。

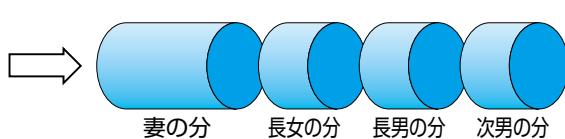
(3) 課税遺産総額を法定相続分に分けます。



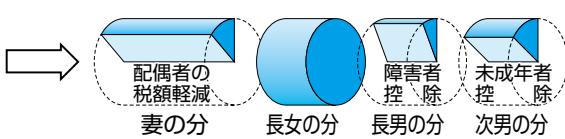
(4) それぞれに税率をかけて税額を合計します。



(5) 相続税の総額を正味の遺産額に対する各人の課税価格の割合で分けます。



(6) 相続人ごとに税額から控除される金額を差し引いて納める税額を算出します。



● 相続税の軽減は

(1) 配偶者の税額軽減

$$\boxed{\text{配偶者の税額}} - \boxed{\text{配偶者の相続税額}} \times \frac{\boxed{\text{配偶者の法定相続分相当額(最低 1億 6,000 万円) 又は実際取得額のいずれか少ない額}}}{\boxed{\text{課税価格の合計額}}}$$

配偶者の実際取得額(課税価格)が1億6,000万円以下か、1億6,000万円を超えていても法定相続分相当額以下であれば、配偶者に相続税は課税されません。

(2) 未成年者控除

18歳に達するまでの年数1年につき10万円が控除されます。

(3) 障害者控除

85歳に達するまでの年数1年につき10万円*が控除されます。

*特別障害者の場合、20万円となります。

自動車重量税（国税）

納める方

自動車の新規登録又は継続検査等のために自動車検査証（車検証）の交付等や車両番号の指定を受ける方

納める額

自動車の種類などにより異なります。下記の税率表（抜粋）をご覧ください。

○税率表（自家用車）（抜粋）

車種	車検期間	税率*	
乗用車	3年	車両重量0.5tごと	12,300円
	2年		8,200円
	1年		4,100円
軽自動車 (二輪を除く)	3年	一両につき	9,900円
	2年		6,600円

*一定の排出ガス性能・燃費性能等を備えた自動車が、令和5年5月1日から令和8年4月30日までに新車新規登録等を行う場合、エコカー減税が適用され、免税又は本則税率から50%・25%を軽減する措置が講じられます。また、性能に応じて2回目の車検においても免税措置の対象となる場合があります。

(注) 新車新規登録等から13年及び18年を経過した自動車については、それぞれ別途税率が定められています。

納める時期と方法

自動車の新規登録又は継続検査等のための自動車検査証（車検証）の交付等や車両番号の指定を受けるときまでに、東京運輸支局又は自動車検査登録事務所、軽自動車検査協会で、自動車重量税印紙を書類に貼付して納めます。詳しくは、東京運輸支局又は自動車検査登録事務所、軽自動車検査協会（74ページ参照）にお問い合わせください。

〈自動車の登録申請に関する主なお問合せ先（ヘルプデスク）〉

品川・世田谷ナンバー	東京運輸支局	☎ (050) 5540 – 2030
足立・江東・葛飾ナンバー	東京運輸支局足立自動車検査登録事務所	☎ (050) 5540 – 2031
練馬・杉並・板橋ナンバー	東京運輸支局練馬自動車検査登録事務所	☎ (050) 5540 – 2032
多摩ナンバー	東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所	☎ (050) 5540 – 2033
八王子ナンバー	東京運輸支局八王子自動車検査登録事務所	☎ (050) 5540 – 2034

登録免許税（国税）

土地や建物の所有権等の登記や株式会社等の設立の登記などをするときに課税されます。

納める方

不動産の登記や法人の商業登記などをされる方

納める額

○税率表（不動産登記の主なものを抜粋）

登記の種類		納める額
所 有 権 移 転 登 記	相続・法人の合併	不動産価額 × 0.4 %
	贈与	不動産価額 × 2.0 %
	売買	不動産価額 × 2.0 %
所 有 権 保 存 登 記		不動産価額 × 0.4 %
抵 当 権 の 設 定 登 記		債 権 金 額 × 0.4 %
仮 登 記	所有権移転又は所有権移転請求権の保全のための仮登記 (相続又は法人の合併、共有物の分割によるものを除く。)	不動産価額 × 1.0 %
	その他の仮登記	本登記の税率の2分の1又は、 不動産1個につき1,000円

(注1) 不動産価額は、通常、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）が使われます。

(注2) 令和8年3月31日までの間、土地の売買による所有権移転登記の税率は1.5%に引き下げられます。

(注3) 令和9年3月31日までの間、住宅用家屋の所有権保存登記・所有権移転登記、住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記について、税率の軽減措置（住宅用家屋の所有権保存登記は0.15%、住宅用家屋の所有権移転登記は0.3%、住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記は0.1%に引き下げられます）を受けられる場合があります。

納める時期と方法

現金で納付し、その領収証書を登記等の申請書に貼付して提出します。税額が3万円以下の場合には、印紙納付することもできます。詳しくは、税務署又は法務局（102、103ページ参照）へお問い合わせください。

森林環境税（国税）

森林環境税は、パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された国税で、令和6年度以後に適用されます。

その収税は、全額が森林環境譲与税として都道府県・区市町村へ譲与されます。

納める方

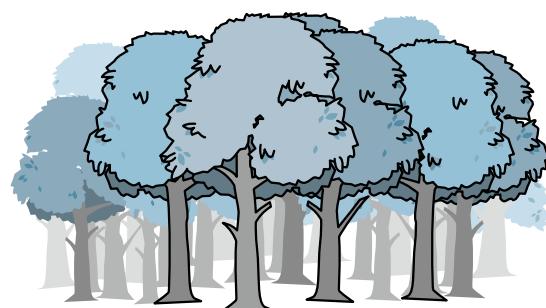
国内に住所を有する個人

納める額

年額1,000円

納める時期と方法

- 区市町村が個人住民税均等割とあわせて課税及び徴収します（原則として、個人住民税均等割と同じ徴収方法となります。）。
- 詳しくは、お住まいの区市町村（101ページ参照）へお問い合わせください。



区市町村税のあらまし

以下の税金は、区市町村税です。このほかにも、3ページにあるとおり、様々な種類の区市町村税があります。それぞれの詳細については、区・市役所、町村役場（101ページ参照）へお問い合わせください。

個人住民税（区市町村民税）

個人の都民税と区市町村民税をあわせて、一般に「個人住民税」と呼びます。

個人住民税は、区市町村が都民税分と区市町村民税分をあわせて課税します（個人住民税については、6ページ以降をご覧ください。）。

法人住民税（市町村民税）

都内に事務所や事業所などがある法人に課税される税金で、都民税と市町村民税の二つがあり、あわせて「法人住民税」といわれています。23区内の法人は、都の特例として市町村民税相当分もあわせて都民税として都税事務所に申告して納めます。市町村にある法人は、市役所・町村役場に市町村民税を申告して納めます（法人住民税については、26ページ以降をご覧ください。）。

軽自動車税種別割

4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有する方に課税されます。区・市役所、町村役場から送付する納税通知書で、4月又は5月に納めます。

詳細については、定置場のある区・市役所、町村役場へお問い合わせください。

税率は

車種		年額（標準税率）	
原動機付自転車	総排気量50cc以下又は定格出力600W以下 ^{*1}		2,000円
	二輪のもので	総排気量50cc超90cc以下又は定格出力600W超800W以下	2,000円
	//	総排気量90cc超又は定格出力800W超	2,400円
	三輪以上のもので	総排気量20cc超又は定格出力250W超	3,700円
	二輪（側車付を含む）		3,600円
軽自動車	三輪		3,900円（3,100円） ^{*2~4}
	四輪以上	乗用	6,900円（5,500円） ^{*2~4}
		自家用	10,800円（7,200円） ^{*2~4}
	貨物用	営業用	3,800円（3,000円） ^{*2~4}
		自家用	5,000円（4,000円） ^{*2~4}
二輪の小型自動車			6,000円

* 1 令和6年4月1日以降、特定小型原動機付自転車を含みます。

三輪以上のもので、総排気量20cc超又は定格出力250W超のものを除きます。

* 2 () 内は、平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けたものに適用される税率です。

* 3 令和5~7年度中に新規取得された電気自動車等（新車に限る。）については、取得の翌年度分に限り、税率がおおむね75%軽減されます（グリーン化特例）。

* 4 最初の新規検査から13年を経過した四輪車等については、約20%税率が上乗せされます（グリーン化特例）。

入湯税

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光の振興に要する費用に充てるための目的税です。浴場の入湯客に対し、1人1日につき150円（標準税率）が課税されます。浴場の経営者が入湯客から税金を預かり、区・市役所、町村役場に申告して納めます。

納税と課税について

● 都税の納付方法

(詳しくは、東京都主税局ホームページ「税金の支払い」からご確認いただけます。)

窓口での納付

- 都税事務所・都税支所・支庁（自動車税種別割については、左記のほか都税総合事務センター・自動車税事務所）
- 金融機関・郵便局（一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。）
- コンビニエンスストア
1枚当たりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。

利用可能なコンビニエンスストアー（50音順）

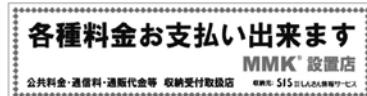
くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セブン・イレブン デイリーヤマザキ

ニューヤマザキデイリーストア ファミリーマート ポプラ ミニストップ

ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストア ローソン MMK設置店*

（コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末及び金融機関内端末は除く。）

*「MMK設置店」とは、MMK（マルチメディアキオスク）端末が設置されているコンビニエンスストアやドラッグストア等の店舗を表します。収納可能な店舗には、「MMK設置店」のステッカー（右図）が店頭に表示されています。



スマートフォン決済アプリによる納付

（1）バーコード読み取り方式の場合

スマートフォン決済アプリの請求書の支払いサービスを使用して、納付書のバーコードを読み取ることにより納付することができます。

- 利用可能なスマートフォン決済アプリ
au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayB、PayPay、モバイルレジ、楽天銀行アプリ、楽天ペイ
- 使用できる納付書
1枚当たりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。

●注意事項

- ・領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアで納付してください。車検用の納税証明が必要な方は、76ページの「車検用の納税証明が必要な方へ」をご覧ください。
- ・納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
- ・PayPayによる納税はPayPayマネーのみが対象のため、本人確認後にチャージする必要があります。

（2）QRコード読み取り方式の場合

スマートフォン決済アプリのQRコード読み取り機能を使用して、納付書に印字されたQRコードを読み取ることにより納付することができます。

- 利用可能なスマートフォン決済アプリ
地方税共同機構が運営する「地方税お支払サイト」をご確認ください。
URL : <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



地方税お支払
サイト

●使用できる納付書

地方税統一QRコード（eL-QR）が印字された納付書に限ります。

※都税事務所にて発行した納付書等、一部の納付書にはeL-QRが印字されません。

※アプリによっては利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。

●注意事項

- ・領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアで納付してください。車検用の納税証明が必要な方は、76ページの「車検用の納税証明が必要な方へ」をご覧ください。

- ・納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
 - ・PayPayによる納税はPayPayマネーのみが対象のため、本人確認後にチャージする必要があります。
- ※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

車検用の納税証明が必要な方へ

車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となつたため、車検時に納税証明の提示が省略できます。

車検用の納税証明が必要な方で、（ペイジー）納付の場合は納付日の約1週間後から都税事務所・自動車税事務所等に申請できます。クレジットカード及びスマートフォン決済アプリでの納付の場合は、納付手続完了直後から納税証明が発行できます（納付手続から約1週間以内の申請については、地方税お支払サイトの履歴詳細画面又はスマートフォン決済アプリの支払履歴画面等の提示が必要です。）。

※一部スマートフォン決済アプリには、支払履歴画面がございませんのでご注意ください。

車検が近い等お急ぎの場合は、都税事務所・金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアで納付の上、納付書右端の納税証明をご利用ください。

ペイジー（Pay-easy）納付

●金融機関*・郵便局の（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング

- ・（ペイジーマーク）の付いている都税の納付書をお持ちの場合に納付できます。
 - ・領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、納付書を持参の上で金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアでご納付ください。車検用の納税証明が必要な方は、上記の「車検用の納税証明が必要な方へ」をご覧ください。
- なお、都では独自に「都税納税確認書」を発行していますので、ご希望の方は各都税事務所までご連絡ください。
- ・新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングを利用する方は、事前に金融機関への申込みが必要です。
 - ・システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。

* 東京都公金収納取扱金融機関に限ります。

地方税お支払サイトからのクレジットカード納付

パソコンやスマートフォン等から、地方税お支払サイトにアクセスし、クレジットカードにより納付することができます（税額に応じたシステム利用料がかかります。）。

詳しくは、地方税お支払サイトをご覧ください。



●クレジットカードで納付できる主な税目

自動車税種別割、固定資産税・都市計画税（土地・家屋（23区内））、固定資産税（償却資産（23区内））、個人の事業税、不動産取得税

なお、法人の都民税・法人の事業税等の申告税目については、都税事務所等で発行した納付書の納付情報*を基に、地方税お支払サイト上でクレジットカード納付ができます。

* 納付情報：収納機関番号・納付番号・確認番号・納付区分

●注意事項

- ・税額が1,000万円未満の納付書に限り、クレジットカードで納付できます。
- ・税額のほかに、税額に応じたシステム利用料（最初の1万円までは37円、以降税額が1万円増えるごとに75円が加算されます（消費税別）。）がかかります。
- ・納付手続が完了すると、納付の取消しやシステム利用料の返金はできません（税額が還付される場合でも、システム利用料は返金できません。）。
- ・領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアで納付してください。車検用の納税証明が必要な方は、ページ上部の「車検用の納税証明が必要な方へ」をご覧ください。
- ・継続払いはできません。昨年度お手続をされた方も、今年度ご利用の際は再度お手続が必要です。

- ・利用できるクレジットカードは、以下のマークがついているものです。

VISA、Mastercard、JCB、AmericanExpress、Diners Club



- ・都税事務所・金融機関等の窓口やコンビニエンスストアではクレジットカードは利用できません。専用サイト（地方税お支払サイト）よりお手続ください。



[地方税お支払サイト](#)

検索

地方税お支払
サイト

□口座振替

口座振替は、ご利用している預（貯）金口座から、納期限（納期の末日）に自動的に納税できる便利な制度です。

●口座振替がご利用できる都税

- ・個人の事業税
- ・固定資産税・都市計画税（土地・家屋）*
- ・固定資産税（償却資産）*

* 東京23区内に所在する資産が対象です。なお、随時課税分については、口座振替の利用はできません。

●取扱金融機関

東京都公金収納取扱金融機関（一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。）

●申込方法（次のいずれかの方法でお申し込みいただけます。）

（1）Webでの申込み

	申込方法	申込期限	ご注意
都税Web口座振替 申込受付サービス	専用サイトからインターネットでお申し込みください。	口座振替を開始しようとする月の当月の10日まで*	納税準備預金は、ご利用できません。また、法人口座や事業用口座は、一部金融機関を除きご利用できません。

* 納期限が月の第一開庁日に当たる場合は、前月の10日までが申込期限です。その他注意事項を記載していますので、詳細は専用サイトをご確認ください。

URL : https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/web_kouzafurikae.html

[都税 Web口座振替](#)

検索



（2）口座振替依頼書での申込み

	申込方法	申込期限	ご注意
①都税口座振替依頼書 (自動払込利用申込書) (ダウンロード専用)	主税局ホームページから依頼書をダウンロード・印刷し、依頼書記載の送付先に郵送してください。	口座振替を開始しようとする月の前月の10日まで* (納税推進課必着)	申込みに当たっては、ホームページにある注意事項・記載例をご確認ください。なお、金融機関の窓口ではお取扱いできません。
②都税口座振替依頼書 (3枚複写式)	都の公金を扱う銀行等の各金融機関の窓口で、必要事項をご記入の上、お申し込みください。	口座振替を開始しようとする月の前月の10日まで*	お手続きの際は、①預(貯)金通帳、②通帳届出印、③納税通知書をご持参ください。なお、依頼書の設置部数に限りがある場合などがありますので、各金融機関に事前にお問い合わせください。
③都税口座振替依頼書 (ハガキ式)	必要事項をご記入いただき、ポストへ投函してください。	口座振替を開始しようとする月の前月の10日まで* (納税推進課必着)	申込みに当たっては、ホームページにある注意事項・記載例をご確認ください。

* 納期限が月の第一開庁日に当たる場合は、前々月の10日までが申込期限です。

口座振替の申込方法の詳細や注意事項等については、東京都主税局ホームページ (<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>) の「都税Q & A」や「税金の支払い」をご確認ください。

<口座振替のお問合せ先>

主税局徵収部納税推進課 (03) 3252-0955 (平日 9時～17時)

※住所の変更や課税の内容については、所管の都税事務所へ

お問い合わせください。



地方税共通納税システムでの納付 (eLTAX 電子納税)

地方税共通納税システムとはeLTAXを通じて全ての都道府県、区市町村へ、自宅や職場のパソコンから一括で電子納税ができる仕組みです。

●地方税共通納税システムで納付できる都税

法人の都民税、法人の事業税、特別法人事業税、地方法人特別税、事業所税（23区内）、都民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）、都たばこ税、ゴルフ場利用税、宿泊税

●納付方法（次のいずれかの方法で納付いただけます。）

- ・ダイレクト納付

事前に届出した金融機関から簡単なクリック操作で納付できます。

- ・インターネットバンキング等

eLTAXにより発行した納付情報*を基にインターネットバンキング・モバイルバンキング・ATMから納付できます。

- ・クレジットカード納付

eLTAXにより発行した納付情報*を基に、eLTAX上でクレジットカード納付ができます。

*納付情報：収納機関番号・納付番号・確認番号・納付区分

●注意事項

- ・領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は金融機関等の窓口でお求めください。
- ・ダイレクト納付を利用するためには事前にeLTAX対応ソフトウェアから出力した「地方税ダイレクト納付口座振替依頼書」を金融機関宛てに送付し、口座登録する必要があります。
- ・また、口座登録までに最大1か月程度かかる場合があります。
- ・地方税共通納税システムの操作方法及び納付可能な金融機関はeLTAXホームページをご覧ください。

エルタックス

検索



eLTAX ホーム
ページ

● 滞納とは

滞納とは、定められた納期限までに全額納税しないことをいいます。

滞納すると、督促状等が発付されますが、それでも納めていただけない場合は、滞納処分が行われます。

○滞納処分

滞納した税について、法律は「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」は「財産を差し押さえなければならない。」と定めています。

納期限を経過しても納税いただけない場合は、全額納められた納税者との公平を保つため、その方の財産を差し押さえことになります。差し押さえた後、滞納が続きますと、やむを得ず差押財産を換価（債権の取立てや不動産の公売等）し、都税に充当することになります。これらの一連の手続を滞納処分といいます。

● 納期限を過ぎた場合の延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、以下の率（年利）により計算します。

＜平成26年1月1日以降＞

延滞金	本則	特例	延滞金特例基準割合 ^{*3}	平均貸付割合
納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで	7.3%	延滞金特例基準割合 + 1% ^{*1}	平均貸付割合 + 1%	租税特別措置法第93条第2項の規定に基づき財務大臣が告示する割合をいいます。
納期限の翌日から1ヶ月を経過した日以降	14.6%	延滞金特例基準割合 + 7.3% ^{*2}		

* 1 「延滞金特例基準割合 + 1%」が7.3%を超える場合は、本則が適用されます。

* 2 「延滞金特例基準割合 + 7.3%」が14.6%を超える場合は、本則が適用されます。

* 3 令和2年12月31日までは「特例基準割合」と読み替えます。令和6年中における割合は1.4%です。

＜平成25年12月31日以前＞

延滞金	本則	特例	特例基準割合
納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで	7.3%	特例基準割合 ^{*4}	各年の前年11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年4%の割合を加えた割合をいいます。
納期限の翌日から1ヶ月を経過した日以降	14.6%	特例適用なし	

* 4 平成12年1月1日～平成25年12月31日までの期間に適用される特例です。

特例基準割合が7.3%を超える場合は、本則が適用されます。

延滞金の計算

＜平成26年1月1日以降＞

$$\text{延滞金} = \frac{\text{税額} \times \text{日数 A} \times (\text{延滞金特例基準割合} + 1\%)}{365(\text{日})} + \frac{\text{税額} \times \text{日数 B} \times (\text{延滞金特例基準割合} + 7.3\%)}{365(\text{日})}$$

＜平成25年12月31日以前＞

$$\text{延滞金} = \frac{\text{税額} \times \text{日数 A} \times \text{特例基準割合}}{365(\text{日})} + \frac{\text{税額} \times \text{日数 B} \times 14.6\%}{365(\text{日})}$$

日数A：納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間の日数

日数B：納期限の翌日から1ヶ月を経過した日から、納付日までの期間の日数

(注1) 100円未満の端数又は全額が1,000円未満の延滞金はその全額を切り捨てます。

(注2) 法人の事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人の都民税で確定申告書の提出期限の延長を受けた期間内の延滞金の率は、平成12年1月1日から平成25年12月31日までについては商業手形の基準割引率（従来のいわゆる公定歩合）により変わります。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの延滞金の率については、特例基準割合（平均貸付割合に年1.0%の割合を加算した割合）をいいます。令和3年1月1日以降の延滞金の率については、平均貸付割合に年0.5%を加算した割合をいいます。令和6年中における割合は0.9%です。

● 申告納付（納入）にかかる加算金

法人の事業税や軽油引取税、事業所税等の申告納付（納入）する税金には、申告額が少なかったり、申告期限に遅れたりすると加算金がかかります。

過少申告加算金	期限内申告で、その申告が実際より少額であったため、増額の更正を受けた場合など	増差税額の10%（15%）
不申告加算金	期限内に申告をしなかった場合	税額の5%又は15%（20%） ^{*1} (さらに10%を加算する場合があります。) ^{*2}
重加算金	故意に税を免れようとした場合	増差税額の35%又は40% (さらに10%を加算する場合があります。) ^{*2}

* 1 令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについては、納付すべき税額が300万円を超える部分に対する不申告加算金の割合が30%に引き上げられます。

* 2 平成29年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものに適用されます。

● 過誤納金の還付、充当

納め過ぎた都税や誤って納めた都税（過誤納金）は、還付します。ただし、還付を受ける方に、まだ納めていない都税がある場合には、その都税に充当することとなります。

なお、この場合でも延滞金がかかることがあります。

その場合、過誤納金の発生理由により定められた日から還付の支出を決定した日又は充当した日までの期間に応じ、還付加算金特例基準割合^{*}を用いて算出した額を還付又は充当すべき金額に加算します。

$$\text{還付加算金} = \text{過誤納金額} \times \text{日数} \times \text{還付加算金特例基準割合}^* / 365\text{日}$$

*還付加算金特例基準割合とは、「平均貸付割合」に年0.5%の割合を加算した割合をいいます。

● 徴収猶予と換価の猶予

次の場合で、一時に納税できないと認められるときは、納税が猶予され、分割等での納付ができるようになります。

猶予を受けようとする場合、納税者からの申請が必要です。

条 件	<input type="checkbox"/> 財産が災害（震災、風水害、火災など）を受けたり、盗難にあったとき <input type="checkbox"/> 納税者や生計を一にする親族が病気になったり、負傷したとき <input type="checkbox"/> 事業を廃止したり、休止したとき <input type="checkbox"/> 事業に著しい損失を受けたとき <input type="checkbox"/> 上記に類する事実があったとき <input type="checkbox"/> 法定納期限後1年を過ぎてから課税されたとき <input type="checkbox"/> 一時に納付・納入することにより事業の継続や生活の維持が困難になると
猶 予 の 期 間	<input type="checkbox"/> 原則として1年以内です。 <input type="checkbox"/> 分割納付が認められます。 <input type="checkbox"/> 延滞金の割合は、猶予特例基準割合 [*] （令和2年12月31日までは特例基準割合）を限度とし、それを超える部分に該当する延滞金は免除となります。なお、理由によっては全額免除される場合もあります。
申請に必要な書類	<input type="checkbox"/> 徴収猶予申請書又は換価の猶予申請書 <input type="checkbox"/> 徴収猶予の場合は、猶予を必要とする理由を証する書類（災害・盗難証明書、法人は最近の決算書類等） <input type="checkbox"/> 担保提供書、財産目録、収支の明細書など
担 保 の 提 供	<input type="checkbox"/> 原則として猶予金額に見合う担保が必要です。 （国債、地方債、土地、保険付の建物、保証人の保証など） ただし、次のいずれかの場合、担保を提供する必要はありません。 ・猶予金額が100万円以下である場合 ・猶予の期間が3か月以内である場合 ・担保を提供することができない特別の事情がある場合

法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人の都民税、個人の事業税、不動産取得税、自動車税環境性能割、軽油引取税には、それぞれ独自の徴収猶予制度があります。

*猶予特例基準割合とは、「平均貸付割合」に年0.5%の割合を加算した割合をいいます。

● 不服の申立てや訴訟～納税者の救済制度～

都税の課税や徴収などに不服がある場合には、地方税法、行政不服審査法及び行政事件訴訟法により、不服申立てや取消訴訟の権利が保障されています。

納税通知書、更正・決定等通知書、督促状などに、不服申立て及び取消訴訟の提起期間等についての記載がありますので、ご覧ください。

不 服 申 立 て ^{*1}	都税の課税や徴収などの処分に不服がある場合、原則として、処分のあったことを知った日（例えば、納税通知書を受け取った日）の翌日から起算して3か月以内 ^{*2} に、東京都知事に審査請求をすることができます。 審査請求書は必ず書面（正副2通）で東京都知事宛てに提出してください。なお、審査請求書の提出は、都税事務所長又は支庁長を経由して行うこともできます。
取 消 訴 訟	取消訴訟は、原則として、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないなどの場合には、裁決を経ないでも提起することができます。

* 1 固定資産税・都市計画税に関する事項のうち、固定資産課税台帳に登録された価格について不服があるときは、東京都固定資産評価審査委員会に対し、審査の申出をすることができます（審査の申出については、47ページをご覧ください。）。

* 2 滞納処分については、地方税法に審査請求期間の特例が定められています。

● 納税管理人制度について

納税義務者が、都内^{*}に住所・居所・事務所・事業所を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理するための納税管理人を定めなければなりません。

詳しくは、所管の都税事務所へお問い合わせください。

* 固定資産税・都市計画税、特別土地保有税、事業所税は23区内

(1) 対象の都税

個人の事業税、個人の都民税^{*}、法人の事業税、法人の都民税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税種別割、鉱区税、固定資産税・都市計画税、特別土地保有税、事業所税

* 個人の都民税は区市町村民税と併せて課税されています。個人の都民税の納税管理人を定める手続については、区・市役所、町村役場へお問い合わせください。

(2) 納税管理人になることができる方

都内^{*}に住所等を有する方（法人を含む。）

* 固定資産税・都市計画税、特別土地保有税、事業所税は23区内

(3) 手続

所管の都税事務所に、「納税管理人申告書」をご提出ください。

なお、様式は都税事務所のほか、東京都主税局ホームページからもダウンロードできます。
eLTAX（32ページ参照）でのご提出も可能です。

● 課税権の期間制限と徴収権の消滅時効

都税の課税や更正・決定が無制限に過去に遡ってされたり、納め忘れた税金を相当の年数を経過して催告されたりすることがあると、納税者はいつまでも不安定な状態に置かれることになります。

そこで、課税や徴収を一定期間内に行わないと、その権限がなくなってしまう制度が設けられています。

(1) 課税することができる期間

法定納期限（納期を分けているものは、第1期の納期限。その都度課税できる不動産取得税や自動車税環境性能割などは、課税できこととなった日）の翌日から起算して、次の期間を過ぎると課税できなくなります。

内 容		課税できる期間	
(1)新たに課税、又は増額する場合	ア 普通徴収の方法による都税（イを除く。）	3年間	
	イ 不動産取得税、固定資産税・都市計画税	5年間	
	ウ 申告納付、特別徴収の方法による都税、加算金		
(2) 税額・加算金を減額する場合			
(3) 偽りや不正行為があった場合	7年間		
(4) 特 例	納税者等から不服の申立てや訴訟の提起があった場合	(1)～(3) の期間を過ぎても裁決や判決の日から6か月間課税できます。	
	決定をすることができないこととなる日前3か月以内に申告書 [*] の提出があったことに伴う不申告加算金の決定をする場合	(1) ウの期間を過ぎても申告書の提出があった日から3か月間課税できます。 ^{**}	
	更正をすることができないこととなる日前6か月以内に更正請求があった場合、その更正に伴う加算金の決定をする場合	(2) の期間を過ぎても更正請求があった日から6か月間課税できます。	
	住民税、事業税、特別法人事業税、地方法人特別税や地方消費税率の所得税、法人税や消費税の更正・決定等があった場合	その処分等があった日から2年間課税できます。	

* 1 調査による更正決定を予知して提出があったものを除きます。

* 2 令和2年4月1日以後に法定納期限が到来する不申告加算金について適用します。

(2) 徴収権の消滅時効

原 則	法定納期限又は上の表(4)の特例の場合において裁決や判決、処分等があった日の翌日から5年間権利を行使しないと、税の徴収権は消滅します。
時効の完成猶予及び更新*	督促、差押えなどの理由がある場合は、時効は完成せず、その事由が終了した日の翌日から改めて5年間の時効期間が進行します。
偽りや不正があるとき	上の表(3)の場合は、法定納期限の翌日から最長2年間は時効が進行せず、実質的な時効は7年間になることがあります。
徴収又は換価の猶予をしている期間	猶予期間内は時効は進行しません。

* 令和2年3月31日までに時効の中止事由が生じていた場合は、その効力は令和2年4月1日以降も存続します。

減免について

納税者や課税対象に特別の事情があるときには、都税の減免が認められる場合があります。減免を受けようとする方は、原則として納期限までに都税事務所・都税支所・支庁*に、必要書類を添付して減免申請書を提出することが必要です。

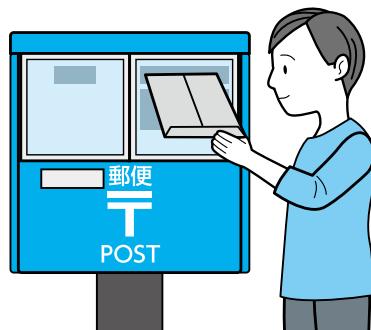
* 自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税（環境性能割）の場合は、都税総合事務センター・自動車税事務所・都税事務所・都税支所・支庁

● 主な減免制度の種類

税 目	主な減免理由又は減免対象
個人の都民税	<ul style="list-style-type: none"> ○災害により損害を受けたときや生活保護法により生活保護を受けているなどの理由で、個人の区市町村民税が減免されたこと (手続等は、お住まいの区市町村にお問い合わせください。)
個人の事業税	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護法により生活扶助を受けていること ○災害、盗難、横領などによって資産に著しい損害を受けたこと ○高額な医療費の支出があったこと ○納税者又は扶養親族等が障害者又は特別障害者であること ○省エネルギー設備又は再生可能エネルギー設備を取得したこと
法人の事業税	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギー設備又は再生可能エネルギー設備を取得したこと（中小企業者向け）
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> ○都市再開発法に基づく権利変換手続により不動産を取得したこと ○取得した不動産がその不動産取得税の納期限までに災害等により滅失・損壊したこと 又は滅失・損壊した不動産に代わる不動産を災害等の後3年以内に取得したこと ○公共事業による立ち退きで、一定期間内に代わりの家屋を取得したこと ○土地区画整理法による土地区画整理事業に伴い、一定期間内に代わりの家屋を取得したこと ○一定の要件を満たす東京ゼロエミ住宅を新築したこと
固定資産税 都市計画税 (23区内)	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護法により生活扶助等を受けている方の所有する固定資産 ○相続税法の規定により物納された固定資産 ○賦課期日（1月1日）後に、国等へ無償で譲渡された固定資産、又は無償で貸与し、公用若しくは公共の用に供している固定資産 ○災害等により滅失又は甚大な損害を受けた固定資産



税 目	主な減免理由又は減免対象																		
自動車税 環境性能割	<ul style="list-style-type: none"> ○公益のため直接専用する自動車 ○構造上専ら障害者の方が利用する自動車 ○一定の要件を満たす障害者の方又は生計を一にする方が所有する自動車で、障害者の方自身が運転するもの又は生計を一にする方がその障害者の方のために運転するもの* <p>* 減免額には上限があります。詳しくは、51・53・55ページをご覧ください。</p>																		
	<p>(1) 身体障害者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>障害の区分</th> <th>身体障害者手帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下肢機能障害</td> <td>1級～6級</td> </tr> <tr> <td>体幹機能障害</td> <td>1級～3級・5級</td> </tr> <tr> <td>上肢機能障害</td> <td>1級・2級</td> </tr> <tr> <td>乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td> <td>上肢機能 1級・2級 移動機能 1級～6級</td> </tr> <tr> <td>視覚障害(視力障害・視野障害)</td> <td>1級～3級・視力障害4級(4級の1)</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>2級・3級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td>3級・5級</td> </tr> </tbody> </table>		障害の区分	身体障害者手帳	下肢機能障害	1級～6級	体幹機能障害	1級～3級・5級	上肢機能障害	1級・2級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 1級・2級 移動機能 1級～6級	視覚障害(視力障害・視野障害)	1級～3級・視力障害4級(4級の1)	聴覚障害	2級・3級	平衡機能障害	3級・5級	
障害の区分	身体障害者手帳																		
下肢機能障害	1級～6級																		
体幹機能障害	1級～3級・5級																		
上肢機能障害	1級・2級																		
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 1級・2級 移動機能 1級～6級																		
視覚障害(視力障害・視野障害)	1級～3級・視力障害4級(4級の1)																		
聴覚障害	2級・3級																		
平衡機能障害	3級・5級																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>障害の区分</th> <th>身体障害者手帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>音声機能又は言語機能障害</td> <td>3級 (こう頭摘出に係るもの) に限ります。</td> </tr> <tr> <td>心臓機能障害</td> <td>1級・3級・4級</td> </tr> <tr> <td>じん臓機能障害</td> <td>1級・3級・4級</td> </tr> <tr> <td>呼吸器機能障害</td> <td>1級・3級・4級</td> </tr> <tr> <td>ぼうこう又は直腸機能障害</td> <td>1級・3級・4級</td> </tr> <tr> <td>小腸機能障害</td> <td>1級・3級・4級</td> </tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td> <td>1級～3級</td> </tr> <tr> <td>肝臓機能障害</td> <td>1級～4級</td> </tr> </tbody> </table>		障害の区分	身体障害者手帳	音声機能又は言語機能障害	3級 (こう頭摘出に係るもの) に限ります。	心臓機能障害	1級・3級・4級	じん臓機能障害	1級・3級・4級	呼吸器機能障害	1級・3級・4級	ぼうこう又は直腸機能障害	1級・3級・4級	小腸機能障害	1級・3級・4級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	肝臓機能障害	1級～4級
障害の区分	身体障害者手帳																		
音声機能又は言語機能障害	3級 (こう頭摘出に係るもの) に限ります。																		
心臓機能障害	1級・3級・4級																		
じん臓機能障害	1級・3級・4級																		
呼吸器機能障害	1級・3級・4級																		
ぼうこう又は直腸機能障害	1級・3級・4級																		
小腸機能障害	1級・3級・4級																		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級																		
肝臓機能障害	1級～4級																		
自動車税種別割	<p>(2) 戰傷病者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>戦傷病者手帳</td> <td>減免が受けられる障害の程度については、東京都自動車税センター(03-3525-4066)にお問い合わせください。</td> </tr> </table>		戦傷病者手帳	減免が受けられる障害の程度については、東京都自動車税センター(03-3525-4066)にお問い合わせください。															
戦傷病者手帳	減免が受けられる障害の程度については、東京都自動車税センター(03-3525-4066)にお問い合わせください。																		
<p>(3) 知的障害者 (4) 精神障害者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>愛の手帳 (療育手帳)</td> <td>総合判定 1度～3度</td> <td>精神障害者保健福祉手帳 (自立支援医療受給者証をお持ちの方に限ります。)</td> <td>1級</td> </tr> </table>		愛の手帳 (療育手帳)	総合判定 1度～3度	精神障害者保健福祉手帳 (自立支援医療受給者証をお持ちの方に限ります。)	1級														
愛の手帳 (療育手帳)	総合判定 1度～3度	精神障害者保健福祉手帳 (自立支援医療受給者証をお持ちの方に限ります。)	1級																
<p>(注1) 障害者の方1人に対して1台に限られています。 (注2) 軽自動車税種別割の減免制度につきましては、お住まいの区市町村にお問い合わせください。</p>																			
事業所税 (23区内)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害等により滅失又は甚大な損害を受けた事業所用家屋 																		
軽油引取税	<ul style="list-style-type: none"> ○災害等により保有する未課税又は免税軽油が流出等の損害を受けたこと 																		



都税に関する証明等の手続について

● 都税に関する証明等の種類

		概要
納税証明		納付（納入）すべき額、納付（納入）した額及び未納額等を証明する書類です。 今年度分を含め、6年度分発行することができます。
自動車税（種別割）納税証明 (継続検査等用)		自動車の車検（継続検査・構造等変更検査）の際に必要なものです。自動車税種別割の納税通知書・納付書に添付されていますが、納税証明を紛失した場合などには再発行します。 ※運輸支局及び自動車検査登録事務所等の窓口にて、納税確認を電子的に行えるため、車検時に納税証明の提示を「省略」できます。ただし、納税確認ができるまで、納付後最大10日程度かかります。 ※車検（継続検査・構造等変更検査）以外には使用できません。
滞納処分を受けたことのないことの証明		都税について滞納処分を受けた者でないことを証明する書類です。 (注)「滞納（未納）がないことの証明」ではありません。東京都では「滞納（未納）がないことの証明」は発行しておりませんので、必要な税目や年度をご確認いただき、納税証明（一般用）をご申請ください。
酒類製造販売の免許申請のための証明		都税について、次の事項に該当しないことを証明する書類です。 ①過去2年以内に都税の滞納処分を受けた者であること ②都税について通告処分を受け、その旨を履行した日から3年を経過しない者であること ③現に都税を滞納している者であること
固定資産	評価証明	固定資産課税台帳に登録された事項のうち、当該年度の賦課期日現在の固定資産の評価額、課税標準額、所有者、所在等を証明する書類です。今年度分を含め、6年度分発行することができます。
	関係（公課）証明	固定資産課税台帳に登録された事項のうち、当該年度の賦課期日現在の固定資産の評価額、課税標準額、税額、所有者、所在等を証明する書類です。今年度分を含め、6年度分発行することができます。
	物件証明	固定資産課税台帳に登録された事項のうち、不動産登記簿に登録されている事項と同様の事項を証明する書類です。 未登記の固定資産は証明できません。今年度分のみ発行することができます。
固定資産（補充）課税台帳		固定資産の所在、所有者、状況、課税標準である価格等が登録された公簿です。土地・家屋の場合は、地目又は種類、地積又は床面積等が記載されています。償却資産の場合は種類、数量、価格等が記載されています。 今年度分を含め、6年度分閲覧することができます。
土地・家屋名寄帳		固定資産（補充）課税台帳に基づき、納税義務者ごとにその土地及び家屋に関する登録事項を一覧にした帳簿です。今年度分を含め、6年度分閲覧することができます。
地籍図		土地の地番等を明らかにした地図です。 土地が所在する区にある都税事務所で、今年度分のみ閲覧することができます。 なお、東京都主税局ホームページでも公開しております。
事業開始等申告書提出済証明 (法人)		法人が、事業開始等申告書（法人設立設置届出書・異動届出書）を提出していることを証明する書類です。

減免について

都税に関する証明等の手続について

納税証明を取得するには

● 申請先

郵送による申請先は87ページをご覧ください。

都税における納税証明は、全ての都税事務所、都税支所及び支庁で申請できます。

証明の種類	申請先事務所
納税証明（一般用）	自動車税種別割以外 全都税事務所、都税支所、支庁
	自動車税種別割 全都税事務所、都税支所、支庁、都税総合事務センター、自動車税事務所
滞納処分を受けたことのないことの証明	全都税事務所、都税支所、支庁
酒類製造販売の免許申請のための証明	全都税事務所、都税支所、支庁
自動車税（種別割）納税証明（継続検査等用）	全都税事務所、都税支所、支庁、都税総合事務センター、自動車税事務所

（注）特別法人事業税（国税）及び地方法人特別税（国税）については、法人の事業税との合算額で証明を行います。

● 申請できる方

- (1) 証明事項に係る本人
- (2) 本人の代理人

● 証明を申請する際に必要なもの

本人確認書類については89ページをご覧ください。

(1) 本人が申請する場合

申請者本人であることが確認できる書類

- (注1) 相続人の方が証明を申請される場合は、法定相続情報一覧図（写し）をお持ちください。法定相続情報一覧図（写し）が無い場合は、①相続人であることが分かる書類（戸籍謄本等）及び②被相続人の死亡の事実が確認できる書類（除籍謄本等）をお持ちください。
- (注2) 都税事務所に法人の都民税・法人の事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の申告をしていない法人や、代表者を変更したのちに都税事務所へ異動届を提出していない法人などが法人名義の納税証明を請求する場合は、代表者の確認を行うために登記事項証明書等が必要になることがあります。

(2) 本人の代理人が申請する場合 ((ア) と (イ) の両方が必要です。)

- (ア) 委任状*、同意書、代理人選任届等、本人の委任若しくは同意を受けていることが確認できる書類又は法定代理人であることが確認できる書類
- (イ) 代理人本人であることが確認できる書類（上記(1)と同じ。）
 - * 委任状は、委任者本人が作成してください。委任状の偽造又は偽造した委任状を使用した者は、刑法159条（私文書偽造等）又は同法第161条（偽造私文書等行使）の規定により罰せられます。
委任内容を確認するために、電話連絡させていただく場合がございますので、委任状には委任者の電話番号をご記入ください。
なお、お電話がつながらない場合、発行をお断りする可能性があります。

● 証明の手数料は

(1) 納税証明（一般用）……………1枚1税目につき 400円

同一税目についての数年度分の証明は1件となります。固定資産税・都市計画税は、あわせて1税目と数えます。また、法人の事業税・特別法人事業税（又は法人の事業税・地方法人特別税）及び法人の都民税は2税目と数えますので手数料は800円です。

例：1 固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の2税目について納税証明を申請する場合

$$\rightarrow \text{手数料} = 400 \text{ (円)} \times 2 \text{ (税目)} \times 1 \text{ (通)} = 800 \text{ 円}$$

2 法人の事業税・特別法人事業税（又は法人の事業税・地方法人特別税）及び法人の都民税の2税目について、2枚の納税証明を申請する場合

$$\rightarrow \text{手数料} = 400 \text{ (円)} \times 2 \text{ (税目)} \times 2 \text{ (通)} = 1,600 \text{ 円}$$

(2) 滞納処分を受けたことのないことの証明……1通につき 400円

(3) 酒類製造販売の免許申請のための証明……1通につき 400円

（注）自動車税（種別割）納税証明（継続検査等用）の発行手数料は無料です。

● 評価証明等の発行・閲覧を申請するには ●

● 申請先

郵送による申請先は87ページをご覧ください。

(1) 証明発行の申請は、23区内の全ての都税事務所で申請できます。

所管外の都税事務所へ申請された場合は、交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 閲覧の申請は、固定資産の所在する区にある都税事務所でのみ申請できます。

所管外の都税事務所では、閲覧できませんので、ご注意ください。

(注1) 郵送で申請する場合は、都税証明郵送受付センターに対し、23区内の土地・家屋課税台帳及び名寄帳の閲覧についての申請書を送付できます（87ページ参照）。

(注2) 23区外の証明等は固定資産の所在する各市町村へお問い合わせください（101ページ参照）。

● 申請できる方

	証 明			閲 覧		
	評価証明	関係証明	物件証明	課税台帳	名寄帳	地籍図
固定資産税の納稅義務者（共有者も含みます。）	○	○	○	○	○	○
借地人・借家人*等	○	×	○	○	×	○
訴えを提起する方	○	×	○	×	×	○
所有者の方（賦課期日後に所有者となられた方）	○	×	○	○	×	○
その他法令等に基づく正当な理由を有する方（破産管財人等）	△	△	○	△	△	○

○ 申請できます

△ 一部の方が申請できます

× 申請できません

* 借りている土地や家屋について

土地（家屋）について、賃借料等の対価を支払って賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を有していれば、土地（家屋）の固定資産課税台帳の閲覧申請及び固定資産評価証明の交付申請をすることが可能です。なお、申請できる物件は、賃借権その他使用収益を目的とする権利を有している物件に限られます。

● 申請する際に必要なもの

本人確認書類については89ページをご覧ください。

書類については、原則として原本を提示していただきます。

(1) 及び (2) に記載のない申請者に関する必要な書類については、東京都主税局ホームページをご覧いただくか、所管の都税事務所にお問い合わせください。

(1) 証明・閲覧事項に係る本人が申請する場合

申 請 者	必要な書類（本人確認書類に加えて）
個 人	なし（本人確認書類のみ）*1
法人の代表者	法人の代表者であることの確認書類*2
法人の従業員	従業員であることの確認書類*3



(2) 委任の場合の取扱い

委任者	受任者 (申請者)	窓口に 来る者	必要な書類（本人確認書類に加えて）
個人 ^{*1} 又は 法人	個人		委任者が作成した委任状 ^{*4}
	法人	代表者	委任者が作成した委任状 ^{*4} (受任者の)法人の代表者であることの確認書類 ^{*2}
		従業員	委任者が作成した委任状 ^{*4} 従業員であることの確認書類 ^{*3}

* 1 相続人の方が申請又は委任される場合、納税義務者の死亡したことが分かる書類（法定相続情報一覧図（写し）、除籍謄本等）及び相続人であることが分かる書類（法定相続情報一覧図（写し）、戸籍謄本等）をお持ちください。

* 2 代表者の氏名・住所が記載された商業登記簿謄本等をお持ちください。

* 3 所属する法人名と従業員姓名が明記されたもの（従業員証、保険証等）をお持ちください。

* 4 委任状は、委任者本人が作成してください。

委任状の偽造又は偽造した委任状を使用した者は、刑法第159条（私文書偽造等）又は同法第161条（偽造私文書等行使）の規定により罰せられます。委任内容を確認するために、電話連絡させていただく場合がございますので委任状には委任者の電話番号をご記入ください。なお、お電話がつながらない場合、発行をお断りする可能性があります。

● 手数料は 詳しくは、23区内の都税事務所までお問い合わせください。

(1) 証明発行の手数料 1件^{*1}につき 400円^{*2}

- * 1 土地、家屋又は償却資産に関する証明については、土地1筆、家屋1棟又は償却資産の種類ごとに、それぞれ1件と數えます。
- * 2 固定資産評価証明・固定資産関係証明・固定資産物件証明については、1回の申請で同一種類の証明を2件以上申請された場合、「土地又は家屋」、「償却資産」の別ごとに2件目以降1件につき100円となります（ただし、同一の所有者で、かつ資産の所在が同じ区内のものを申請された場合に限ります。）。

(2) 閲覧の手数料 1回につき 300円

公簿の閲覧は、簿冊1冊をもって1回となります。

● 窓口以外の申請方法

● 郵送で申請する場合は

証明等の申請は、郵送でも受け付けております。申請書、手数料*（定額小為替（無記名）でお願いします。）、返信用封筒（宛先を記入、郵便切手を貼ったもの）等を同封の上、証明等の種類に応じて以下の送付先までお送りください。証明等の返送先は、原則として、都税の納税通知書送付先又は都税事務所に届けている住所（本店又は主たる事務所の所在地）になります。それ以外への送付を希望される場合は、「本人確認書類」が必要です。

詳細は主税局ホームページをご確認ください。

都税証明 郵送



都税証明郵送センターからのお知らせ

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/yuusou.html>

証明等の種類	申請書等の送付先
納税証明（一般用）	
自動車税（種別割）納税証明（継続検査等用）	
滞納処分を受けたことのないことの証明	
酒類製造販売の免許申請のための証明	
23区内の固定資産（土地・家屋） 評価証明・関係証明・物件証明	都税証明郵送受付センター 〒112-8787 東京都文京区春日1-16-21
23区内の土地・家屋課税台帳	
23区内の土地・家屋名寄帳	
上記以外の証明・閲覧	所管の都税事務所等

* 手数料は過不足のないように送付してください（ご不明な点は、都税事務所等でご確認ください。）。
なお、自動車税（種別割）納税証明（継続検査等用）の手数料は無料です。

● パソコン、スマートフォンから申請する場合は（電子申請）

都税に関する証明等を電子申請することができます。

「東京共同電子申請・届出サービス」（以下「共同申請」という。）による電子申請では、ご自宅やオフィスのパソコンから、「スマート申請」では、スマートフォンからでも申請、手数料の納付ができますので、東京都主税局ホームページから申請手続のページにアクセスしてご利用ください。

(1) 電子申請できる証明等の種類

- ・納税証明*
 - ・滞納処分を受けたことのないことの証明
 - ・酒類製造販売の免許申請のための証明
- *自動車税（種別割）納税証明（継続検査等用）は申請できません。郵送又は窓口で申請してください。
- ・23区内の土地・家屋名寄帳
 - ・23区内の固定資産（土地・家屋）評価証明
 - ・23区内の固定資産（土地・家屋）関係（公課）証明

(2) 申請できる方・申請に必要なもの

	共同申請	スマート申請
申請できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者本人 ・法令等に基づき証明等の申請をすることについて正当な理由を有するもの ・上記の代理人 	<p>【個人の方】 紳税義務者本人 【法人の方】 法人の代表者 ※代理人や相続人等からの申請は受け付けておりません。</p>
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン ※ Windows 以外の OS ではご利用になれません。 ※スマートフォンやタブレット端末からの申請はできません。 ・各種電子証明書 ※ IC カードタイプは IC カードリーダーが必要です。 ※納税義務者本人以外からの申請は、上記に加え、委任状等の確認資料の別送が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンとアプリ ※専用アプリでマイナンバーカードを読み取り、本人確認を行います。 ※パソコン又はタブレット端末からの申請する方もアプリの取得が必要です。 ・マイナンバーカード ※署名用電子証明書暗証番号（マイナンバーカード発行時に自治体の窓口で登録した暗証番号）が必要です。 ※法人分の申請は、上記に加え、登記情報提供サービスから取得した商業・法人登記情報の「照会番号」「発行年月日」が必要です。
手数料、郵送料の納付方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ペイジー ※インターネットバンキング又は金融機関・郵便局のペイジー対応 ATM から納付してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカード ※対応ブランドは、VISA、Mastercard、AmericanExpress、JCB、DinersClub です。

都税に関する証明等の手続について

閲覧と証明

申請できる方

- (1) 紳税義務者本人
- (2) 本人の代理人
- (3) 法令等に基づく正当な理由を有する方

申請者の確認をします*

- 運転免許証
健康保険証
身分証明書
- など、1~2種類の書類が必要です。
※詳細は、89ページ「都税に関する証明等の申請時の本人確認書類」をご覧ください。

代理人等の場合は

- 委任状
同意書
代理人選任届
- なども必要です。

閲 覧

- [手数料]
1回につき 300 円

閲覧できる公簿

- (1) 固定資産課税台帳
- (2) 土地・家屋名寄帳
- (3) 地籍図（どなたでも閲覧できます。）

証 明

- [手数料]
1税目1件につき 400 円*

- （固定資産税と都市計画税、法人の事業税と特別法人事業税、法人の事業税と地方法人特別税は、2税目あわせて1件）

都税に関する証明

- (1) 紳税証明
- (2) 固定資産評価証明
- (3) 固定資産関係証明
- (4) 固定資産物件証明（どなたでも申請できます。）
- (5) その他

*都税に関する証明（2）～（4）については、86・87ページをご確認ください。

（注1）土地・家屋に係る固定資産課税台帳の閲覧及び固定資産評価証明の交付については、借地人・借家人（対価が支払われるものに限る。）の方も申請できます。申請に当たっては、89ページ「本人確認書類」のほか、借地人・借家人であることが確認できる書類（賃貸借契約書等）が必要です。転借権を有する方は、転貸借契約書及び所有権者と借地人・借家人の方の賃貸借契約書もあわせて必要です。また、所有者の代理人と契約締結している方は、借地人・借家人の方の賃貸借契約書等に加えて、所有者と代理人の賃貸借契約に係る委任関係を証する書類（委任状等）の写しもあわせて必要です。

（注2）土地、家屋又は償却資産に関する証明については、土地1筆、家屋1棟又は償却資産の種類ごとに、それぞれ1件と数えます。

● 都税に関する証明等の申請時の本人確認書類 ●

主税局では、本人へのなりすましにより、不正な目的で閲覧と証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、閲覧・証明申請時の本人確認を厳格に行ってています。

○窓口で申請される場合

申請される方の身分を証明できる書類のうち、次のいずれかの組合せでの提示をお願いします。

■ 窓口で提示いただく「本人確認書類」 ■

申請される方が本人と確認できる官公署が発行した書類

顔写真付き

- 運転免許証
- 旅券（パスポート）
- マイナンバーカード（個人番号カード）など

顔写真なし

- 国民健康保険等の被保険者証
- 国民年金手帳

A から
1 種類

又は

B から
2 種類

A、B以外の特定の本人名義の書類

- 国税又は地方税の納税通知書
- クレジットカード・キャッシュカード
- 東京都シルバーパス
- 法人が発行した身分証明書（顔写真付き）など

BとCからそれぞれ1種類
※Cから2種類は不可

【例】 (○) B 国民年金手帳 + C 納税通知書 (×) C 納税通知書 + C クレジットカード

※申請者（窓口に来られた方）の本人確認書類（原本）の提示が必要です。

※A及びBの「本人確認書類」については、原則として写しをとさせていただきますのでご了承ください。

○郵送で申請される場合

- ・証明等は、原則として、①納税通知書送付先、②都税事務所等に届けている住所（本店又は主たる事務所の所在地）のいずれかに送付します。
- ・申請書の記載内容（証明等の対象、申請者等）が、課税台帳等に登録されている内容と一致し、証明等の送付先が①又は②である場合は、「本人確認書類」等は不要です。
- ・上記①又は②以外への送付を希望される場合は、手続等について、所管する都税事務所等へお問い合わせください。

○共同申請で申請される場合

本人確認は、各種電子証明書により行います。

個人	①マイナンバーカード ②マイナンバー対応 IC カードリーダー ③公的個人認証サービス利用者クライアントソフト* * 詳細は、公的個人認証サービスポータルサイトをご覧ください。
法人	①以下いずれかの電子証明書* 商業登記に基づく電子証明書、AOsign サービス、TOiNX 電子入札対応認証サービス、TDB 電子認証サービス Type A、DIACERT-PLUS サービス（旧 電子入札コアシステム用電子認証サービス）、e-ProbatioPS2 サービス ②IC カードリーダー（IC カード型証明書の場合のみ） * 各種電子証明書の詳細は、各事業者のホームページをご覧ください。

○スマート申請で申請される場合

法人分の証明等を申請できる方は、法人代表者に限られます。

個人	①マイナンバーカード ②スマートフォンとアプリ（Graffer 電子署名アプリ）
法人	①マイナンバーカード ②スマートフォンとアプリ（Graffer 電子署名アプリ） ③登記情報提供サービスから取得した商業・法人登記情報の「照会番号*（10桁の数字）」「発行年月日」 * 照会番号は、1つにつき1度限り使用可能で、有効期限は請求の翌日から100日間です。

◆本人確認書類等の提示又は提出があった場合でも、必要と判断した場合は、口頭質問や電話確認等を行います。
◆都税について課税されていない方が、滞納処分を受けたことのないことの証明及び酒類製造販売の免許申請のための証明を窓口又は郵送で申請される場合に必要となる本人確認書類については、東京都主税局ホームページをご覧ください。

社会保障・税番号(マイナンバー)制度について

◆マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、複数の機関が保有する個人情報を同一人の情報であるということを確認するためのものであり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されました。

<個人番号>

日本国内の区市町村に住民票のある全ての方に通知される12桁の番号です。個人番号は、一生使うものです。番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、変更されませんので、大切にしてください。

<法人番号>

国税庁長官により指定される13桁の番号です。株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に対して1法人につき1つ指定されます。

また、法人番号は、個人番号とは異なり利用範囲の制約はありません。国税庁の法人番号公表サイトで公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

【法人番号公表サイト】<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

◆サイバーセキュリティ対策

主税局で使用している税務システムは、外部ネットワークと切り離しており、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）がネットワークを通じて外部に流出することがないよう対策しています。

【特定個人情報保護評価の実施について】<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/jisshi/hyouka.html>

◆マイナンバーの記載と本人確認について

個人番号や法人番号の記入欄が設けられた申告書等を提出いただく際には、個人番号や法人番号をご記入いただくことになります。主な書類は、償却資産申告書（償却資産課税台帳）、法人の都民税・法人の事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の申請書・届出書、申告書（平成28年1月1日以後に開始した事業年度分から）等です。

【社会保障・税番号(マイナンバー)制度について】<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mynumber.html>

<本人確認>

個人番号を記載した書類を提出いただく際は、なりすまし防止のため本人確認をさせていただきます。都税事務所等の窓口で書類を提出される際は、次のいずれかの組合せでの提示をお願いします。

○本人が申告書等を提出する場合

	番号確認	身元確認
ア	個人番号カードの裏面	個人番号カードの表面
イ	<p>【以下の書類から1点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写しや住民票記載事項証明書（個人番号が記載されたもの） ・通知カード（記載事項に変更がない場合、又は正しく変更手続されている場合に限る。） 	<p>【身分証明書（以下の書類から1点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運転免許証 ○パスポート <p>など</p>

○代理人が申告書等を提出する場合

本人の番号確認	代理人の身元確認	代理権の確認
<p>【以下の書類の写しから1点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の個人番号カード【両面】 ・本人の住民票の写しや住民票記載事項証明書（個人番号が記載されたもの） ・本人の通知カード（記載事項に変更がない場合、又は正しく変更手続されている場合に限る。） 	<p>【以下の書類から1点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○代理人の個人番号カード ○運転免許証 ○税理士証票 <代理人が法人の場合> ○登記事項証明書 ○印鑑登録証明書 <p>など</p> <p>+当該法人との関係を証する書類（社員証等）</p>	<p>【以下の書類から1点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委任状【原本】 ・税務代理権限証書 ・本人しか持ち得ない書類（例：個人番号カード、保険証）など

(注1) 郵送時は、写しを同封してください。

(注2) 都税に関する証明等の申請時の「本人確認」(89ページ)とは異なります。

(注3) eLTAXで申告される場合は、本人の番号確認資料をPDF等のデータでお送りください。マイナンバー制度施行後（平成28年1月以降）に電子申告にて申告書等をいずれかの地方公共団体に提出したことがある場合や、本人が個人番号カードにより申告書等に署名する場合には、本人の番号確認資料の添付は不要です。

令和6年度地方税制改正等のあらまし

税金の種類	内 容	適 用
個人住民税	納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円を、令和6年度分の所得割額から控除する。(定額減税) ・合計所得金額が1,805万円超の場合は対象外	令和6年6月以降実施
法人事業税	(1) 外形標準課税の対象法人（改正前：資本金1億円超の法人）の見直し ①資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える法人（改正前に資本金1億円以下であった法人等を除く）を追加する。 ②資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人による完全支配関係のある子法人（資本金と資本剰余金の合計額が2億円以下の法人等を除く）を追加する。 ③④により負担が増える一定の法人について、2年間に限り負担増加額の一定割合を税額から控除する。 (2) 付加価値割における賃上げへの対応 賃上げを行った場合に一定額を控除する措置について、適用期限を令和8年度末まで3年延長する。	①令和7年4月1日以後開始する事業年度 ②令和8年4月1日以後開始する事業年度
固定資産税 都市計画税	(1) 土地に係る負担調整措置について、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の仕組みを継続する。 (2) 新築、省エネ改修・耐震改修を行った住宅等に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。	令和6年度から令和8年度までの間 令和7年度末まで
不動産取得税	住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則4%）を3%とする特例措置並びに宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置について、令和8年度末まで3年延長する。	令和9年3月31日までの取得

東日本大震災からの復興財源を確保するための税制措置

税金の種類	内 容	適 用
復興特別所得税	各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を課す。	平成25年分から令和19年分まで

所管都税事務所等一覧

税目によって所管区域が異なります。また、青梅・町田都税支所は八王子都税事務所の担当地域について、府中・小平都税支所は立川都税事務所の担当地域について、以下のような窓口業務を行います。

○都税の納税 ○納付書の発行 ○各種申告書・申請書の受付 ○納税証明等の発行 ○都税に関する一般的な相談等
なお、島しょについては、各支庁で申告書・申請書等の受付を行っております。

● 法人の事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人の都民税、個人の事業税

都税事務所	所管区域	都税事務所	所管区域
千代田都税事務所	千代田区、文京区	品川都税事務所	品川区、大田区
中央都税事務所	中央区、江東区、江戸川区	渋谷都税事務所	渋谷区、目黒区、世田谷区
港都税事務所	港区	豊島都税事務所	豊島区、板橋区、練馬区
新宿都税事務所	新宿区、中野区、杉並区	荒川都税事務所	荒川区、北区、足立区
台東都税事務所	台東区、墨田区、葛飾区		

住所又は主たる事務所等が所在する区の都税事務所の窓口でも、申告書等の受付を行いますが、申告内容のご相談やお問合せ、郵送・電子申告による申告書等のご提出は、所管の都税事務所へお願いします。

八王子都税事務所：八王子市、青梅市、町田市、日野市、福生市、多摩市、稻城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町

立川都税事務所：立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市

● 事業所税（23区内）

都税事務所	所管区域
千代田都税事務所	千代田区、文京区、北区、荒川区、足立区
中央都税事務所	中央区、台東区、墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区
港都税事務所	港区、品川区、大田区
新宿都税事務所	新宿区、目黒区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区

住所又は主たる事業所等が所在する区の都税事務所の窓口でも、申告書等の受付を行いますが、申告内容のご相談やお問合せ、郵送・電子申告による申告書等のご提出は、所管の都税事務所へお願いします。

● 固定資産税・都市計画税（23区内）

資産の所在する区にある都税事務所

● 不動産取得税

・23区内

取得した不動産の所在する区にある都税事務所

・多摩地区（23区外）

八王子都税事務所：八王子市、青梅市、町田市、日野市、福生市、多摩市、稻城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町

立川都税事務所：立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市

● 自動車税環境性能割・自動車税種別割

都税事務所等	所管税目
都税総合事務センター	自動車税環境性能割及び自動車税種別割
品川自動車税事務所	証紙徴収に係る自動車税環境性能割及び自動車税種別割（品川ナンバー・世田谷ナンバー）
練馬自動車税事務所	証紙徴収に係る自動車税環境性能割及び自動車税種別割（練馬ナンバー・杉並ナンバー・板橋ナンバー）
足立自動車税事務所	証紙徴収に係る自動車税環境性能割及び自動車税種別割（足立ナンバー・江東ナンバー・葛飾ナンバー）
多摩自動車税事務所	証紙徴収に係る自動車税環境性能割及び自動車税種別割（多摩ナンバー）
八王子自動車税事務所	証紙徴収に係る自動車税環境性能割及び自動車税種別割（八王子ナンバー）

● 軽油引取税

都税事務所	所管区域
中央都税事務所	千代田区、中央区、文京区、台東区、荒川区
港都税事務所	港区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区
新宿都税事務所	新宿区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区
江東都税事務所	墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区
立川都税事務所	多摩の市町村全域

都外に本店を有する元売業者又は特約業者の申告書等のご提出は、中央都税事務所へお願いします。

● その他

都民税利子割・配当割・
株式等譲渡所得割

…中央都税事務所

狩猟税………新宿都税事務所、立川都税事務所

都たばこ税………港都税事務所

宿泊税………千代田都税事務所

令和6年度地方税制改正
等のあらまし

所管都税事務所等一覧

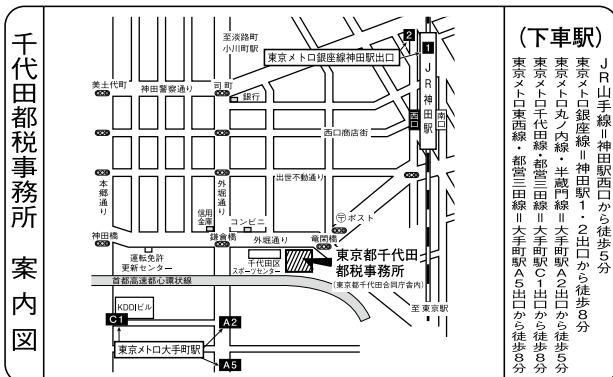
官公庁のご案内

都税事務所・都税支所

(令和6年6月1日現在)

窓口開設時間は、平日8時30分から17時まで（土曜、日曜、休日、年末年始を除く。）です。

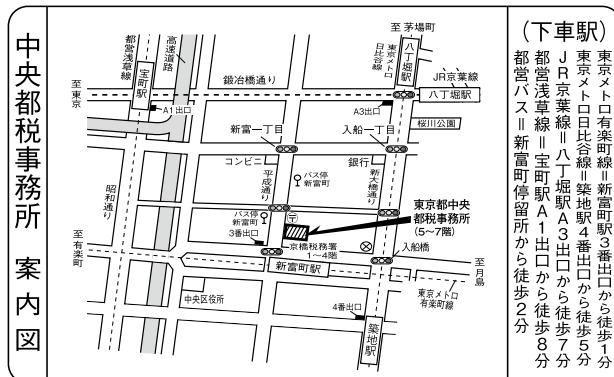
千代田都税事務所



〒 101-8520 千代田区内神田 2-1-12

☎ (03) 3252-7141 ☎ (03) 3258-4915

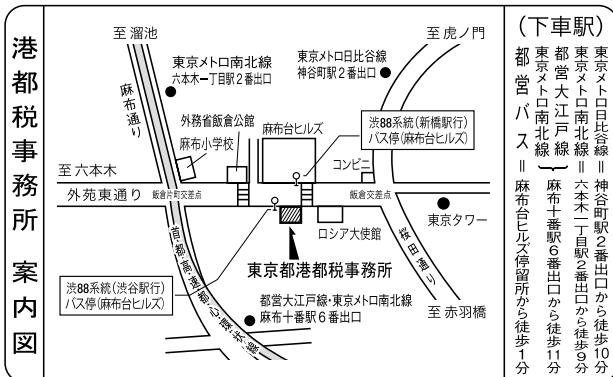
中央都税事務所



〒 104-8558 中央区新富 2-6-1

☎ (03) 3553-2151 ☎ (03) 3297-0747

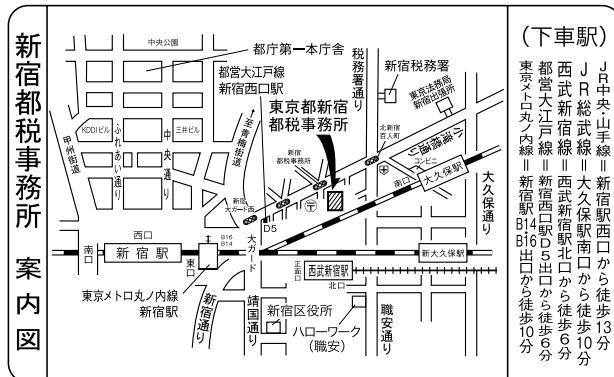
港都税事務所



〒 106-8560 港区麻布台 3-5-6

☎ (03) 5549-3800 ☎ (03) 5549-3811

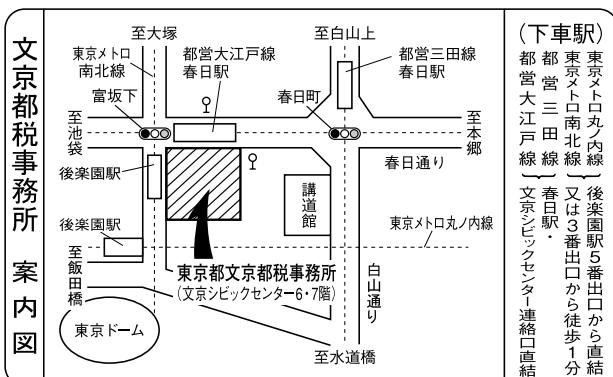
新宿都税事務所



〒 160-8304 新宿区西新宿 7-5-8

☎ (03) 3369-7151 ☎ (03) 3369-8090

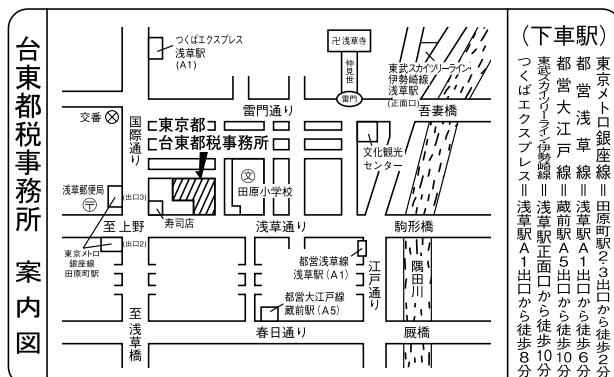
文京都都税事務所



〒 112-8550 文京区春日 1-16-21

☎ (03) 3812-3241 ☎ (03) 3812-9214

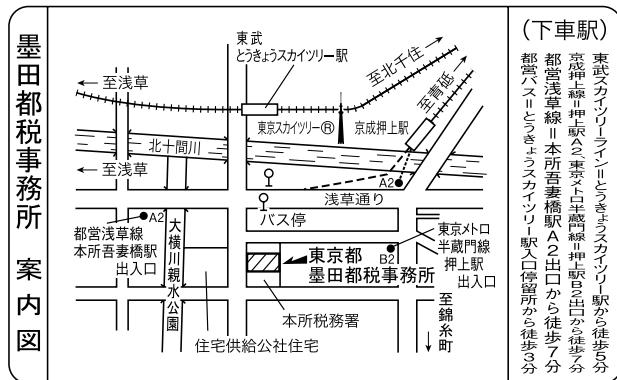
台東都税事務所



〒 111-8606 台東区雷門 1-6-1

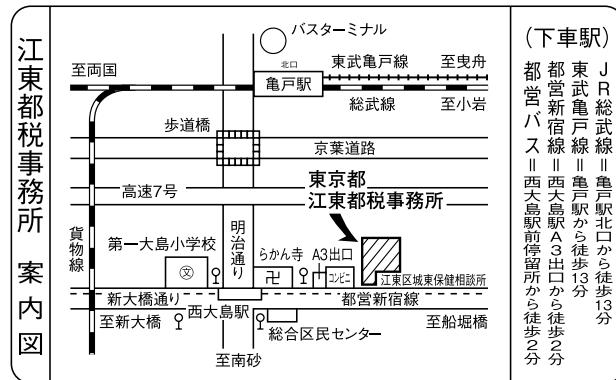
☎ (03) 3841-1271 ☎ (03) 3847-2597

墨田都税事務所



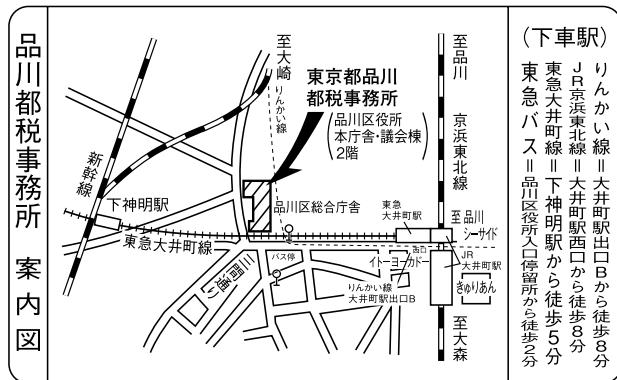
〒 130-8608 墨田区業平 1-7-4
☎ (03) 3625-5061 ⚡ (03) 3625-5253

江東都税事務所



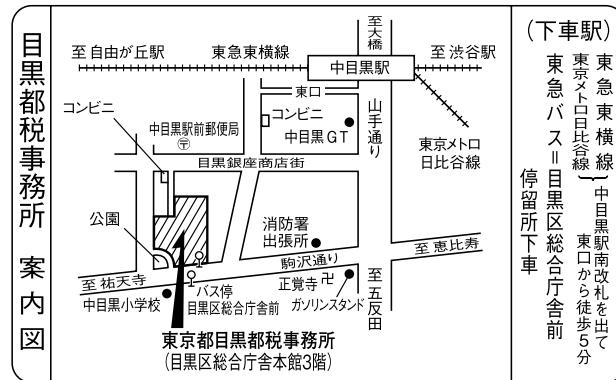
〒 136-8533 江東区大島 3-1-3
☎ (03) 3637-7121 ⚡ (03) 3682-7150

品川都税事務所



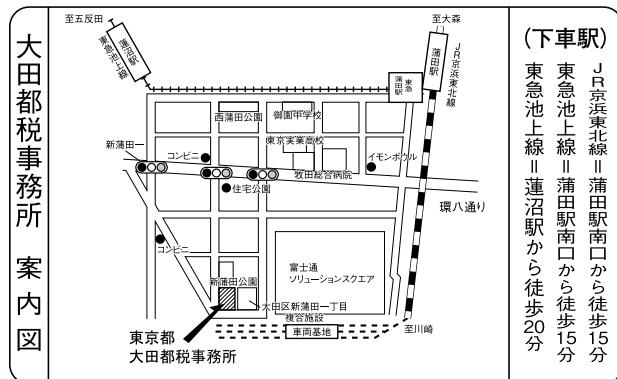
〒 140-8716 品川区広町 2-1-36
☎ (03) 3774-6666 ⚡ (03) 3774-6493

目黒都税事務所



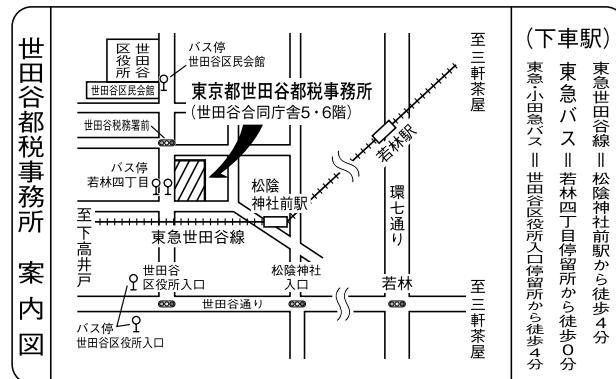
〒 153-8937 目黒区上目黒 2-19-15
☎ (03) 5722-9001 ⚡ (03) 3711-5163

大田都税事務所



〒 144-8511 大田区新蒲田 1-18-22
☎ (03) 3733-2411 ⚡ (03) 3733-2449

世田谷都税事務所



〒 154-8577 世田谷区若林 4-22-13
☎ (03) 3413-7111 ⚡ (03) 3413-2611

渋谷都税事務所

渋谷都税事務所 案内図

〒 151-8546 渋谷区千駄ヶ谷4-3-15
☎ (03) 5422-8780 FAX (03) 3423-3111

中野都税事務所

中野都税事務所 案内図

〒 164-0001 中野区中野4-6-15
☎ (03) 3386-1111 FAX (03) 3385-5623

杉並都税事務所

杉並都税事務所 案内図

〒 166-8502 杉並区成田東5-39-11
☎ (03) 3393-1171 FAX (03) 3392-8016

豊島都税事務所

豊島都税事務所 案内図

〒 171-8506 豊島区西池袋1-17-1
☎ (03) 3981-1211 FAX (03) 5951-8738

北都税事務所

北都税事務所 案内図

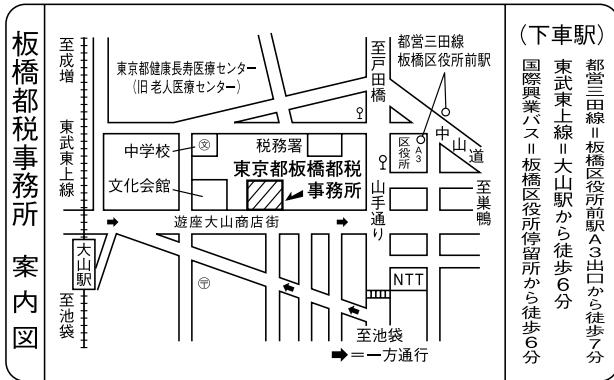
〒 114-8517 北区十一条1-7-8
☎ (03) 3908-1171 FAX (03) 3905-5569

荒川都税事務所

荒川都税事務所 案内図

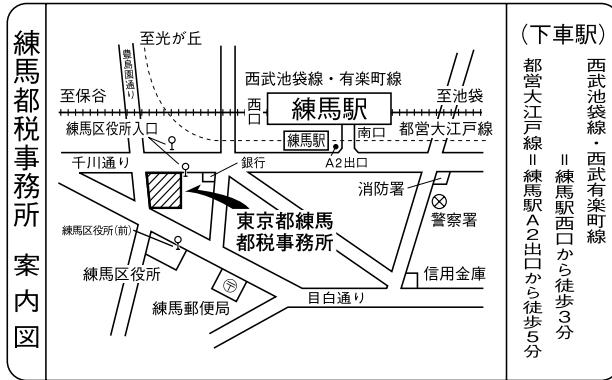
〒 116-8586 荒川区西日暮里2-25-1
☎ (03) 3802-8111 FAX (03) 3802-5404

板橋都税事務所



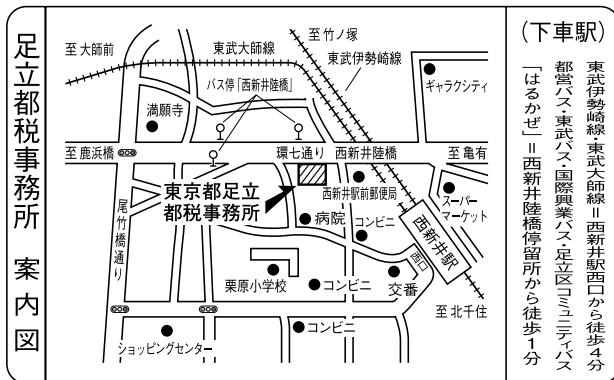
〒 173-8510 板橋区大山東町 44-8
☎ (03) 3963-2111 ☎ (03) 3963-2138

練馬都税事務所



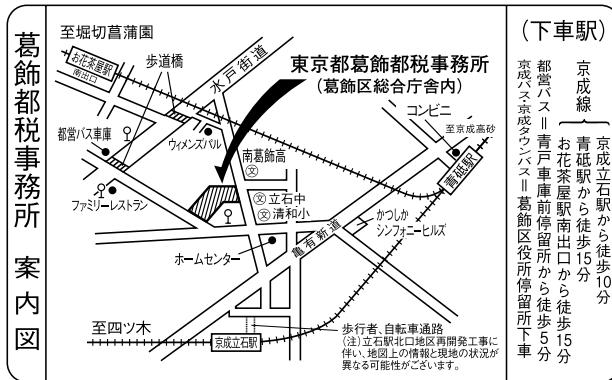
〒 176-8511 練馬区豊玉北 6-13-10
☎ (03) 3993-2261 ☎ (03) 3993-0691

足立都税事務所



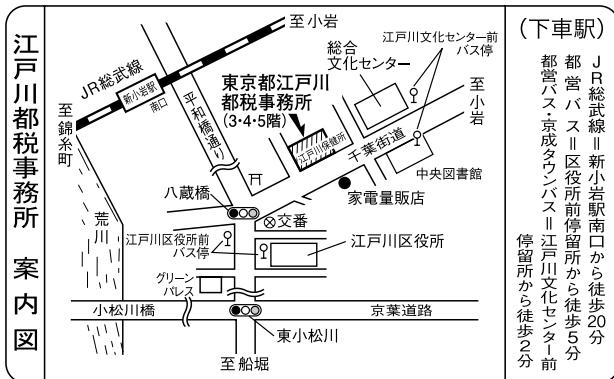
〒 123-8512 足立区西新井栄町 2-8-15
☎ (03) 5888-6211 ☎ (03) 3849-8505

葛飾都税事務所



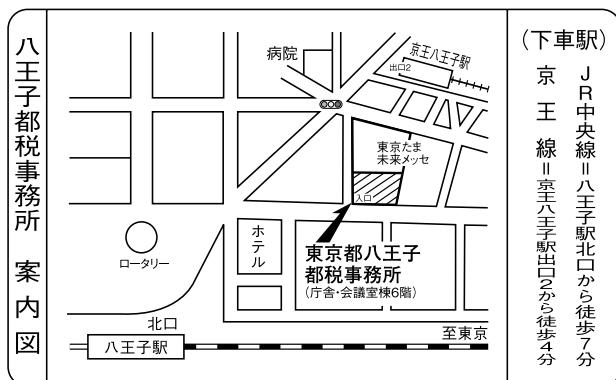
〒 124-8520 葛飾区立石 5-13-1
☎ (03) 3697-7511 ☎ (03) 3697-7671

江戸川都税事務所



〒 132-8551 江戸川区中央 4-24-19
☎ (03) 3654-2151 ☎ (03) 3652-4795

八王子都税事務所



〒 192-8611 八王子市明神町 3-19-2
☎ (042) 644-1111 ☎ (042) 644-1120

【担当地域】

八王子市、青梅市、町田市、日野市、福生市、多摩市、稻城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町

(注) 青梅・町田都税支所は八王子都税事務所の担当地域について、以下の窓口業務を行います。

○都税の納税 ○納付書の発行

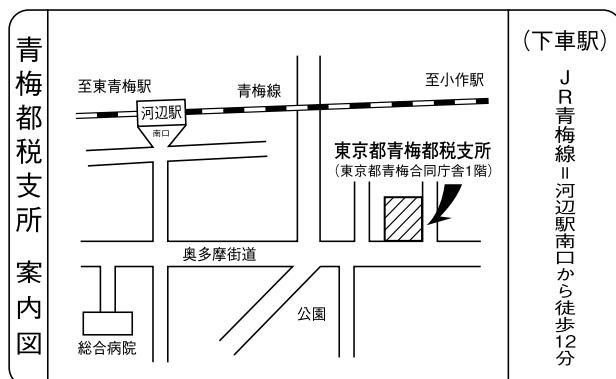
○各種申告書・申請書の受付 ○納税証明等の発行

○都税に関する一般的な相談等

(注) 23区外の固定資産税（土地・家屋・償却資産）に関することは、固定資産が所在する各市町村へお問い合わせください。

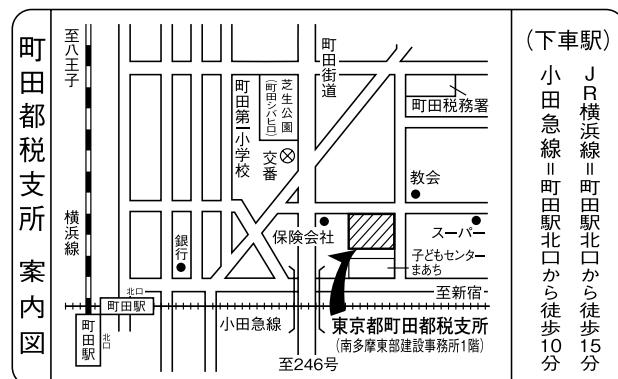
武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市の事業所税については、各市役所へお問い合わせください。

青梅都税支所

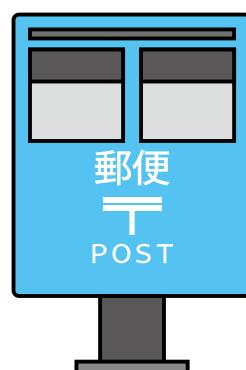


〒 198-0036 青梅市河辺町 6-4-1
☎ (0428) 22-1152 ☎ (0428) 22-6224

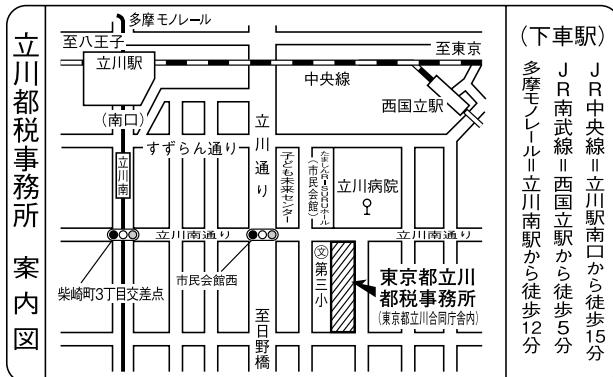
町田都税支所



〒 194-8540 町田市中町 1-31-12
☎ (042) 728-5111 ☎ (042) 728-5117



立川都税事務所



〒190-0022 立川市錦町4-6-3
☎ (042) 523-3171 ☎ (042) 526-0835

【担当地域】

立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市

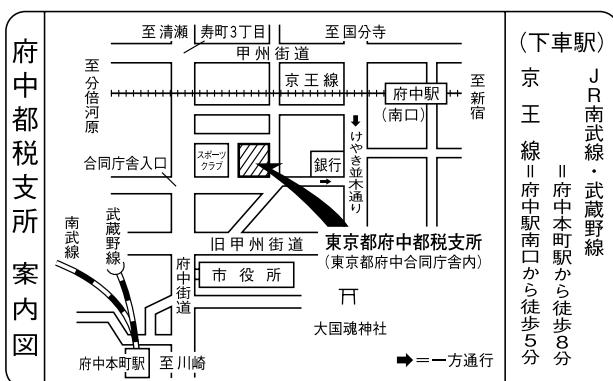
(注) 府中・小平都税支所は立川都税事務所の担当地域について、以下の窓口業務を行います。

- 都税の納税 ○納付書の発行
- 各種申告書・申請書の受付 ○納税証明等の発行
- 都税に関する一般的な相談等

(注) 23区外の固定資産税（土地・家屋・償却資産）に関することは、固定資産が所在する各市町村へお問い合わせください。

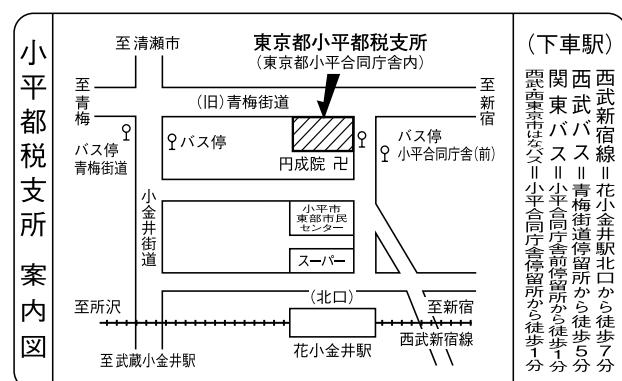
武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市の事業所税については、各市役所へお問い合わせください。

府中都税支所



〒183-8549 府中市宮西町1-26-1
☎ (042) 364-2288 ☎ (042) 360-6441

小平都税支所



〒187-8533 小平市花小金井1-6-20
☎ (042) 464-0070 ☎ (042) 464-1309

都税証明郵送受付センター

23区の固定資産（土地・家屋）評価証明や都税の納税証明等を郵送にて申請される場合は、都税証明郵送受付センターへお送りください。

〒112-8787

東京都文京区春日1-16-21 都税証明郵送受付センター

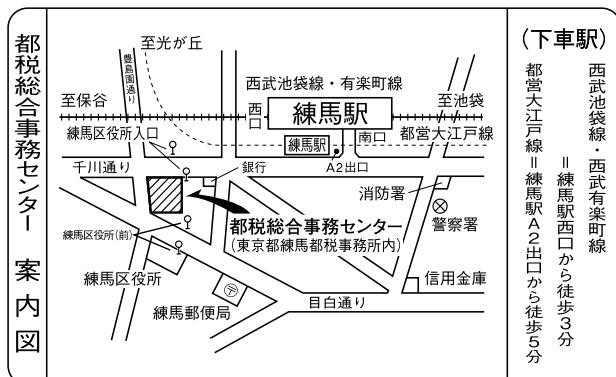
取り扱う証明や申請に必要なもの等の詳細は、87ページをご覧ください。

お問合せ先：所管の都税事務所・都税支所

都税総合事務センター・自動車税事務所・支庁(島しょ)

(令和6年6月1日現在)

都税総合事務センター



郵便番号：自動車税課 〒176-8517

還付管理課 〒176-8526

所在地：練馬区豊玉北6-13-10 4階

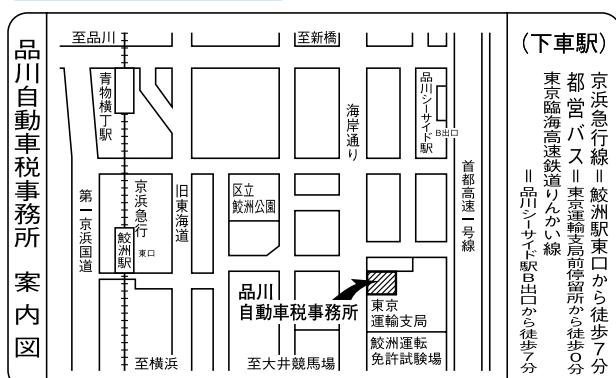
電話：自動車税課（東京都自動車税コールセンター）

(03) 3525-4066

還付管理課

(03) 5946-6716

品川自動車税事務所



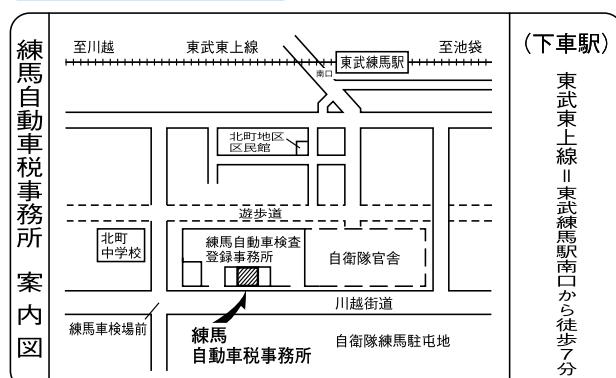
〒140-0011 品川区東大井1-12-18

☎ (03) 3471-6670 ☎ (03) 3471-6865

【担当区域】

千代田区、中央区、港区、品川区、目黒区、大田区、
世田谷区、渋谷区、大島町、利島村、新島村、神津島村、
三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

練馬自動車税事務所



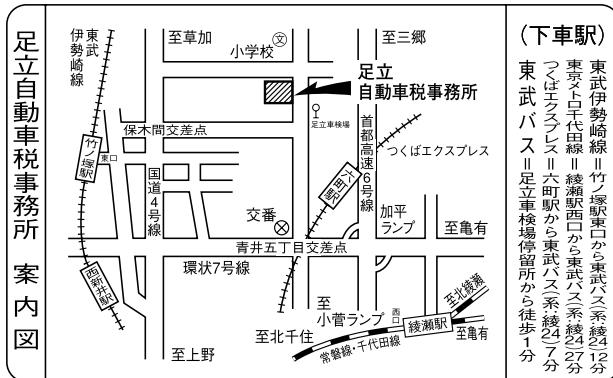
〒179-0081 練馬区北町2-8-6

☎ (03) 3932-7321 ☎ (03) 3550-7183

【担当区域】

新宿区、文京区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、
練馬区

足立自動車税事務所

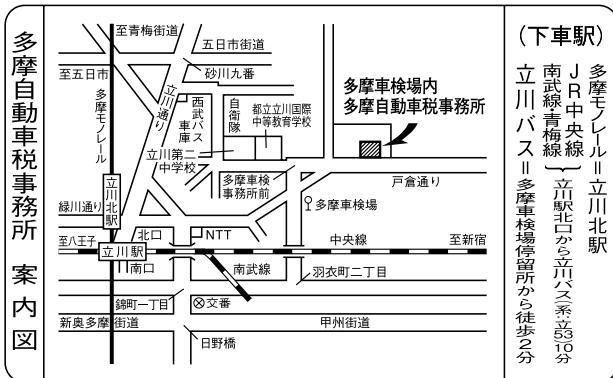


〒 121-0062 足立区南花畠 5-12-1
 ☎ (03) 3883-2543 ⚡ (03) 3858-8315

【担当区域】

台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、
江戸川区

多摩自動車税事務所

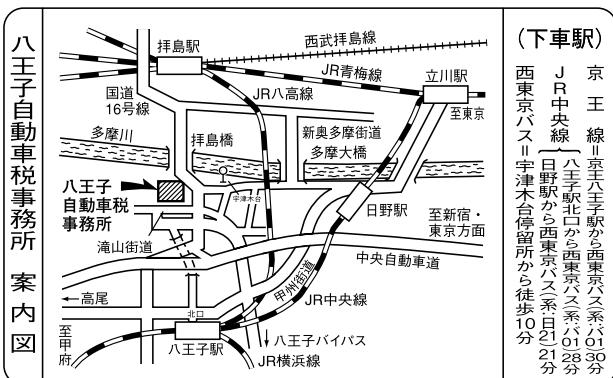


〒 186-0001 国立市北 3-30
 ☎ (042) 522-8271 ⚡ (042) 526-1657

【担当区域】

立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、
小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、
東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稻城市、
西東京市

八王子自動車税事務所



〒 192-0011 八王子市滝山町 1-270-5
 ☎ (042) 691-6351 ⚡ (042) 691-4943

【担当区域】

八王子市、青梅市、日野市、福生市、羽村市、あきる野市、
瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町

支庁（島しょ）

庁名	所在地	電話	担当する地域
大島	〒 100-0101 大島町元町字オンドシ222-1	☎ (04992) 2-4423 ※税務担当直通	大島町、利島村、新島村、神津島村
三宅	〒 100-1102 三宅島三宅村伊豆642	☎ (04994) 8-5013 ※行政担当直通	三宅村、御藏島村
八丈	〒 100-1492 八丈島八丈町大賀郷2466-2	☎ (04996) 2-4511 ※税務担当直通	八丈町、青ヶ島村
小笠原	〒 100-2101 小笠原村父島字西町	☎ (04998) 2-3230 ※行政担当直通	小笠原村

区役所

(令和6年6月1日現在)

千代田	〒102-8688 千代田区九段南1-2-1	☎(03)3264-2111
中央	〒104-8404 中央区築地1-1-1	☎(03)3543-0211
港	〒105-8511 港区芝公園1-5-25	☎(03)3578-2111
新宿	〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1	☎(03)3209-1111
文京	〒112-8555 文京区春日1-16-21	☎(03)3812-7111
台東	〒110-8615 台東区東上野4-5-6	☎(03)5246-1111
墨田	〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20	☎(03)5608-1111
江東	〒135-8383 江東区東陽4-11-28	☎(03)3647-9111
品川	〒140-8715 品川区広町2-1-36	☎(03)3777-1111
目黒	〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15	☎(03)3715-1111
大田	〒144-8621 大田区蒲田5-13-14	☎(03)5744-1111
世田谷	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27	☎(03)5432-1111

渋谷	〒150-8010 渋谷区宇田川町1-1	☎(03)3463-1211
中野	〒164-8501 中野区中野4-11-19	☎(03)3389-1111
杉並	〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1	☎(03)3312-2111
豊島	〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1	☎(03)3981-1111
北	〒114-8508 北区王子本町1-15-22	☎(03)3908-1111
荒川	〒116-8501 荒川区荒川2-2-3	☎(03)3802-3111
板橋	〒173-8501 板橋区板橋2-66-1	☎(03)3964-1111
練馬	〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1	☎(03)3993-1111
足立	〒120-8510 足立区中央本町1-17-1	☎(03)3880-5111
葛飾	〒124-8555 葛飾区立石5-13-1	☎(03)3695-1111
江戸川	〒132-8501 江戸川区中央1-4-1	☎(03)3652-1151

市役所

(令和6年6月1日現在)

八王子	〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1	☎(042)626-3111
立川	〒190-8666 立川市泉町1156-9	☎(042)523-2111
武蔵野	〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28	☎(0422)51-5131
三鷹	〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1	☎(0422)45-1151
青梅	〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1	☎(0428)22-1111
府中	〒183-8703 府中市宮西町2-24	☎(042)364-4111
昭島	〒196-8511 昭島市田中町1-17-1	☎(042)544-5111
調布	〒182-8511 調布市小島町2-35-1	☎(042)481-7111
町田	〒194-8520 町田市森野2-2-22	☎(042)722-3111
小金井	〒184-8504 小金井市本町6-6-3	☎(042)383-1111
小平	〒187-8701 小平市小川町2-1333	☎(042)341-1211
日野	〒191-8686 日野市神明1-12-1	☎(042)585-1111
東村山	〒189-8501 東村山市本町1-2-3	☎(042)393-5111

国分寺	〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1	☎(042)325-0111
国立	〒186-8501 国立市富士見台2-47-1	☎(042)576-2111
福生	〒197-8501 福生市本町5	☎(042)551-1511
狛江	〒201-8585 狛江市和泉本町1-1-5	☎(03)3430-1111
東大和	〒207-8585 東大和市中央3-930	☎(042)563-2111
清瀬	〒204-8511 清瀬市中里5-842	☎(042)492-5111
東久留米	〒203-8555 東久留米市本町3-3-1	☎(042)470-7777
武蔵村山	〒208-8501 武蔵村山市本町1-1-1	☎(042)565-1111
多摩	〒206-8666 多摩市関戸6-12-1	☎(042)375-8111
稲城	〒206-8601 稲城市東長沼2111	☎(042)378-2111
羽村	〒205-8601 羽村市緑ヶ丘5-2-1	☎(042)555-1111
あきる野	〒197-0814 あきる野市二宮350	☎(042)558-1111
西東京	〒188-8666 西東京市南町5-6-13	☎(042)464-1311

町村役場

(令和6年6月1日現在)

瑞穂町	〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335	☎(042)557-0501
日の出町	〒190-0192 西多摩郡日の出町大字平井2780	☎(042)597-0511
檜原村	〒190-0212 西多摩郡檜原村467-1	☎(042)598-1011
奥多摩町	〒198-0212 西多摩郡奥多摩町氷川215-6	☎(0428)83-2111
大島町	〒100-0101 大島町元町1-1-14	☎(04992)2-1465 ※税務課直通
利島村	〒100-0301 利島村248	☎(04992)9-0011
新島村	〒100-0402 新島村本村1-1-1	☎(04992)5-0240

神津島村	〒100-0601 神津島村904	☎(04992)8-0011
三宅村 (臨時庁舎)	〒100-1212 三宅島三宅村阿古497	☎(04994)5-0981
御蔵島村	〒100-1301 御蔵島村字入かねが沢	☎(04994)8-2121
八丈町	〒100-1498 八丈島八丈町大賀郷2551-2	☎(04996)2-1122 ※税務課直通
青ヶ島村	〒100-1701 青ヶ島村無番地	☎(04996)9-0111
小笠原村	〒100-2101 小笠原村父島字西町	☎(04998)2-3111

税務署

(令和6年6月1日現在)

署名	担当区域	郵便番号	所在地	電話
麹町	千代田区のうち麹町地区	102-8311	千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎1階・2階	(03)3221-6011
神田	千代田区のうち神田地区	101-8464	千代田区神田錦町3-3	(03)4574-5596
日本橋	中央区のうち日本橋地区	103-8551	中央区日本橋堀留町2-6-9	(03)3663-8451
京橋	中央区のうち京橋地区	104-8557	中央区新富2-6-1	(03)4434-0011
芝	港区のうち芝地区 東京都のうち大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	108-8401	港区芝5-8-1	(03)3455-0551
麻布	港区のうち麻布、赤坂地区	106-8630	港区西麻布3-3-5	(03)3403-0591
四谷	新宿区のうち四谷、牛込地区	160-8530	新宿区四谷三栄町7-7	(03)3359-4451
新宿	新宿区のうち新宿地区	169-8561	新宿区北新宿1-19-3	(03)6757-7776
小石川	文京区のうち小石川地区	112-8558	文京区春日1-4-5	(03)3811-1141
本郷	文京区のうち本郷地区	113-8459	文京区西片2-16-27	(03)3811-3171
東京上野	台東区のうち下谷地区	110-8607	台東区池之端1-2-22上野合同庁舎	(03)3821-9001
浅草	台東区のうち浅草地区	111-8602	台東区蔵前2-8-12	(03)3862-7111
本所	墨田区のうち本所地区	130-8686	墨田区業平1-7-2	(03)3623-5171
向島	墨田区のうち向島地区	131-8509	墨田区東向島2-7-14	(03)3614-5231
江東区	江東区のうち城東地区を除く地区	135-8311	江東区猿江2-16-12	(03)3633-6211
江東東	江東区のうち城東地区	136-8505	江東区亀戸2-17-8	(03)3685-6311
品川	品川区のうち品川、大崎、大井、八潮地区	108-8622	港区高輪3-13-22	(03)3443-4171
荏原	品川区のうち荏原地区	142-8540	品川区中延1-1-5	(03)3783-5371
目黒	目黒区	153-8633	目黒区中目黒5-27-16	(03)3711-6251
大森	大田区のうち大森地区	143-8565	大田区中央7-4-18	(03)3755-2111
森谷	大田区のうち調布地区	145-8506	大田区雪谷大塚町4-12	(03)3726-4521
蒲田	大田区のうち蒲田地区	144-8556	大田区蒲田本町2-1-22	(03)3732-5151
世田谷	世田谷区のうち中央部地区	154-8523	世田谷区若林4-22-13	(03)6758-6900
北沢	世田谷区のうち北部地区	156-8555	世田谷合同庁舎3階・4階	(03)3322-3271
玉川	世田谷区のうち玉川地区	158-8601	世田谷区松原6-13-10	(03)3700-4131
渋谷	渋谷区	150-8333	渋谷区宇田川町1-10渋谷地方合同庁舎	(03)3463-9181
中野	中野区	164-8566	中野区中野2-24-11住友不動産中野駅前ビル6階	(03)3387-8111
杉並	杉並区のうち阿佐谷、高円寺地区	166-8501	杉並区成田東4-15-8	(03)3313-1131
荻窪	杉並区のうち荻窪地区	167-8506	杉並区荻窪5-15-13	(03)3392-1111
豊島	豊島区	171-8521	豊島区西池袋3-33-22	(03)3984-2171
王子	北区	114-8560	北区王子3-22-15	(03)3913-6211
荒川	荒川区	116-8588	荒川区西日暮里6-7-2	(03)3893-0151
板橋	板橋区	173-8530	板橋区大山東町35-1	(03)3962-4151
練馬	練馬区の一部	176-8503	練馬区栄町23-7	(03)6371-2332
東西	練馬区の一部	178-8624	練馬区東大泉7-31-35	(03)3867-9711
足立	足立区のうち千住、綾瀬地区	120-8520	足立区千住旭町4-21足立地方合同庁舎	(03)3870-8911
西新井	足立区のうち西新井地区	123-8501	足立区栗原3-10-16	(03)3840-1111
葛飾	葛飾区	124-8560	葛飾区立石8-31-6	(03)3691-0941
江戸川北	江戸川区の一部	132-8668	江戸川区平井1-16-11	(03)3683-4281
江戸川南	江戸川区の一部	134-8567	江戸川区清新町2-3-13	(03)5658-9311
八王子	八王子市	192-8565	八王子市明神町4-21-3	(042)697-6221
立川	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武藏村山市	190-8565	立川市緑町4-2立川地方合同庁舎	(042)523-1181
武藏野	武藏野市、三鷹市、小金井市	180-8522	武藏野市吉祥寺本町3-27-1	(0422)53-1311
青梅	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、西多摩郡	198-8530	青梅市東青梅4-13-4	(0428)22-3185
武藏府中	府中市、調布市、狛江市	183-8548	府中市本町4-2	(042)362-4711
町田	町田市	194-8567	町田市中町3-3-6	(042)728-7211
日野	日野市、多摩市、稲城市	191-8520	日野市万願寺6-36-2	(042)585-5661
東村山	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	189-8555	東村山市本町1-20-22	(042)394-6811

(注) 国税に関するご質問やご相談は、国税庁ホームページでチャットボット（ふたば）やタックスアンサーをご利用いただくか、ナビダイヤル（0570-00-5901）に電話をおかけいただき、電話相談センターをご利用ください。

東京法務局(本局・支局・出張所)

(令和6年6月1日現在)

庁名	管轄区域	郵便番号	所在地	電話番号
本局	千代田区、中央区、文京区、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村、八丈支庁の管轄区域（八丈町及び青ヶ島村を除く。）	102-8225	千代田区九段南1-1-15 (九段第2合同庁舎)	(03)5213-1234(代表) (03)5213-1330(不動産登記) (03)5213-1337(商業・法人登記)
登記電話案内室	*1			(03)5318-0261
八王子支局	八王子市	192-0046	八王子市明神町4-21-2 (八王子地方合同庁舎1階・2階)	(042)631-1377
府中支局	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市、多摩市、稲城市	183-0052	府中市新町2-44	(042)335-4753
西多摩支局	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、西多摩郡	197-0004	福生市南園町3-61-3	(042)551-0360
港出張所	港区	106-8654	港区東麻布2-11-11	(03)3586-2181
台東出張所	台東区	110-8561	台東区台東1-26-2	(03)3831-0625
墨田出張所	墨田区、江東区	130-0024	墨田区菊川1-17-13	(03)3631-1408
品川出張所	品川区	140-8717	品川区広町2-1-36 (品川区総合庁舎)	(03)3774-3446
城南出張所	大田区	146-8554	大田区鶴の木2-9-15	(03)3750-6651
世田谷出張所	世田谷区	154-8531	世田谷区若林4-22-13 (世田谷地方合同庁舎2階)	(03)5481-7519
渋谷出張所	渋谷区、目黒区	150-8301	渋谷区宇田川町1-10 (渋谷地方合同庁舎)	(03)3463-7671
新宿出張所	新宿区	169-0074	新宿区北新宿1-8-22	(03)3363-7385
中野出張所	中野区	165-8588	中野区野方1-34-1	(03)3389-3379
杉並出張所	杉並区	167-0035	杉並区今川2-1-3	(03)3395-0255
板橋出張所	板橋区	173-0004	板橋区板橋1-44-6	(03)3964-5385
豊島出張所	豊島区	171-8507	豊島区池袋4-30-20 (豊島地方合同庁舎)	(03)3971-1616
北出張所	北区、荒川区	114-8531	北区王子6-2-66	(03)3912-2608
練馬出張所	練馬区	179-8501	練馬区春日町5-35-33	(03)5971-3681
江戸川出張所	江戸川区	132-8585	江戸川区中央1-16-2	(03)3654-4156
城北出張所	足立区、葛飾区	124-8502	葛飾区小菅4-20-24	(03)3603-4305
町田出張所	町田市	194-0022	町田市森野2-28-14 (町田地方合同庁舎)	(042)722-2414
田無出張所	小平市、東村山市、西東京市、清瀬市、東久留米市	188-0011	西東京市田無町4-16-24	(042)461-1130
立川出張所	立川市、昭島市、武蔵村山市、東大和市、日野市、国分寺市、国立市	190-8524	立川市緑町4-2 (立川地方合同庁舎6階)	(042)524-2716

*1 登記申請に関する一般的な手続の案内は、事前予約制となっていますので、登記電話案内室にお電話をお願いします。
(注) 上記のうち、供託取扱庁は、本局、八王子支局、府中支局及び西多摩支局です。

区市町村民税・固定資産税の納期等

令和6年度

区市町村名	区市町村民税（普通徴収分）					固定資産税				税率 (%)
	第1期	第2期	第3期	第4期	均等割額	第1期	第2期	第3期	第4期	
23区内	6月	8月	10月	1月	3,000円	6月	9月	12月	2月	0.30
八王子市	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	0.27
立川市	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	0.235
武藏野市	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	0.20
三鷹市	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	0.225
青梅市	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	0.25
府中市	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	0.20
昭島市	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	0.25
調布市	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	0.24
町田市	6月	8月	10月	1月		5月	7月	9月	12月	0.27
小金井市	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	0.27
小平市	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	0.24
日野市	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	0.27
東村山市	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	0.29
国分寺市	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	0.27
国立市	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	0.26
福生市	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	0.24
狛江市	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	0.25
東大和市	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	0.26
清瀬市	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	0.25
東久留米市	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	0.24
武蔵村山市	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	0.27
多摩市	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	0.20
稲城市	6月	8月	10月	12月		5月	7月	12月	2月	0.27
羽村市	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	0.25
あきる野市	6月	8月	10月	1月		5月	7月	9月	12月	0.27
西東京市	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	0.25
瑞穂町	6月	8月	10月	1月		5月	7月	9月	12月	0.27
日の出町	6月	8月	10月	1月		5月	7月	9月	12月	0.27
檜原村	6月	8月	10月	1月		5月	7月	9月	11月	—
奥多摩町	6月	8月	10月	1月		5月	7月	11月	2月	—
大島町	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	—
利島村	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	—
新島村	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	—
神津島村	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	—
三宅村	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	—
御藏島村	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	—
八丈町	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	—
青ヶ島村	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	—
小笠原村	6月	8月	10月	1月		5月	7月	12月	2月	—

(注1) 納期限が土曜日、日曜日、国民の休日又はその他の休日に当たるとときは、その翌日がその期限となります。

(注2) お手元に届く区市町村民税の納税通知書に記載されている均等割額には、区市町村民税の均等割額のほか都民税の均等割額1,000円が加算されています。

税金に関するご相談は

電話・面談等

【都税】○都税事務所の相談コーナー（各都税事務所のご案内は、93～100ページをご覧ください。）

○主税局都税相談コーナー 電話 (03) 5388-2925

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1（都庁第一本庁舎）

○「都税のご案内」テレフォンサービス（自動音声・24時間対応）(03) 5339-0294

都民の皆様から多数寄せられる、都税に関する「よくある質問」にお答えします。

【国税】○国税に関するご質問やご相談は、国税庁ホームページでチャットボット（ふたば）やタックスアンサーをご利用いただくか、ナビダイヤル（0570-00-5901）に電話をおかけいただき、電話相談センターをご利用ください。

○税務署にご用の方は、所轄の税務署（102ページ参照）に電話をおかけいただき、自動音声案内に従い、「2」番を選択して事前予約の上ご来署ください。予約のないご相談には対応できない場合があります。

○相談日時 月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く。）8時30分～17時

ホームページ

○東京都主税局ホームページ <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>

「都税Q & A」「公売情報」「君も税博士」「申請様式」「都税事務所等一覧」など

○国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

「チャットボット（ふたば）」、「タックスアンサー」など

○「都税に関するお問合せ」A I チャットボットサービス（24時間365日対応）

東京都主税局ホームページにアクセスの上、画面右下のA I チャットボットのバナーを選択していただくことで、「都税の一般的なお問合せ」にお答えします。

出版物

○東京都主税局発行（都税事務所等で無料で配布しています。）

「あなたと都税」「不動産と税金」「ガイドブック都税」

「外国語版ガイドブック都税（英語、中国語、韓国語）」

○公益財団法人 東京税務協会 発行「地方税ミニガイド2024」（価格：500円（税込））

お問合せ先 公益財団法人 東京税務協会 電話 (03) 3228-7998

○国税庁発行「暮らしの税情報」（税務署で無料配布しているほか、国税庁ホームページでダウンロードできます。）

外国人相談

○東京都の外国人相談

東京都で暮らしている外国人の方々のために、入国関係、婚姻・国籍、仕事に関することなど日常生活におけるいろいろな相談に応じます。

東京都生活文化スポーツ局

都民生活部 地域活動推進課「外国人相談」

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1（都庁第一本庁舎）

相談時間 9時30分～12時／13時～17時

○各区・市の外国人相談

23区及び多摩地区の各市の中には、外国人相談を行っているところがあります。

詳しくは、各区役所・市役所（101ページ参照）にお問い合わせください。

○東京国税局の英語による電話相談

相談日時 月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く）9時～17時

電話番号 (03) 3821-9070

相談言語	相談日（祝日、年末年始を除く。）	電話
英 語	月～金曜日	(03)5320-7744
中 国 語	火・金曜日	(03)5320-7766
韓 国 語	水曜日	(03)5320-7700

Memo

税金に関する
相談窓口



詳細はこちら

おうちでできる 都税の納付方法



領収証書が必要な場合は、都税事務所・金融機関・コンビニエンスストア等の窓口でご納付ください。
お支払い完了後は納付を取り消すことができません。



※地方税統一QRコード（eL-QR）のある納付書については、別途対象のアプリでeL-QRを読み取ることで納付できます。詳しくは主税局ホームページをご確認ください。
※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



eLTAX 電子納税

eLTAXを通じて全ての都道府県や区市町村へ、一括で電子納税ができる仕組みです。

eLTAXをホームページで確認する
<https://www.eltax.lta.go.jp>

eLTAX ホームページ

口座振替

ご利用している預(貯)金口座から納期限(各納期の末日)に自動的に納付できます。
※事前にWEB又は郵送での利用申込が必要です。

Index

50音順

け	軽自動車税環境性能割	53
	軽自動車税種別割	74
	軽油引取税	59
こ	鉱区税	30
	個人事業税	19
	個人住民税	6
	固定資産税(償却資産)	30
	固定資産税(土地・家屋)	37
	ゴルフ場利用税	61
し	事業所税	28
	自動車重量税	71
	自動車税環境性能割	51
	自動車税種別割	55
	宿泊税	63
	狩猟税	61
	消費税	17
	所得税	65
	森林環境税	73
そ	相続税	70
	贈与税	68
ち	地方消費税	17
	地方法人税	67
	地方法人特別税	25
と	登録免許税	72
	特別土地保有税	50
	特別法人事業税	25
	都市計画税	49
	都たばこ税	62
	都民税株式等譲渡所得割	17
	都民税配当割	16
	都民税利子割	15
に	入湯税	74
ふ	不動産取得税	33
ほ	法人事業税	22
	法人税	67
	法人都民税	26

シーン別

<不動産を買ったとき>

・登録免許税	72
・地方消費税・消費税	17
・不動産取得税	33
・固定資産税(土地・家屋)	37
・都市計画税	49

<車を買ったとき>

・自動車重量税	71
・地方消費税・消費税	17
・自動車税環境性能割	51
・自動車税種別割	55
・軽自動車税環境性能割	53
・軽自動車税種別割	74

<証明が必要なとき>

・納税証明	85
・評価証明等	86

<都税の窓口に行くとき>

・都税事務所・都税支所	93
・都税総合事務センター	99
・自動車税事務所	99
・支庁(島しょ)	100

ガイドブック都税 2024 (令和6年度版)

令和6年6月発行

編集・発行 東京都主税局総務部総務課

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎

電話(都 庁 代 表) (03) 5321-1111

電話(ダイヤルイン) (03) 5388-2924・2925

印刷物規格表第1類

印刷番号 5 (82)

印 刷 株式会社ドウ・アーバン



東京都主税局

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>